

平成 3 0 年

第 2 回 三川町議会定例会会議録

平成 3 0 年 3 月 6 日 開 会

平成 3 0 年 3 月 1 3 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日

3 月 6 日 (火)

会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・三川町振興審議会報告	4
・除雪車による物損事故報告	4
施政方針	
・三川町施政方針	6
・教育委員会行政方針	14
・農業委員会行政方針	17
議第 2 号 平成 29 年度三川町一般会計補正予算 (第 5 号) の専決処分の承認について	18
議第 3 号 平成 29 年度三川町一般会計補正予算 (第 6 号)	21
議第 4 号 平成 29 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)	21
議第 5 号 平成 29 年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	21
議第 6 号 平成 29 年度三川町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	21
議第 7 号 平成 29 年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)	21
議第 8 号 平成 29 年度三川町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	21
議第 9 号 平成 30 年度三川町一般会計予算	40
議第 10 号 平成 30 年度三川町国民健康保険特別会計予算	40
議第 11 号 平成 30 年度三川町後期高齢者医療特別会計予算	40
議第 12 号 平成 30 年度三川町介護保険特別会計予算	40
議第 13 号 平成 30 年度三川町農業集落排水事業特別会計予算	40
議第 14 号 平成 30 年度三川町下水道事業特別会計予算	40

【予算審査特別委員会 開催】

第 2 日

3 月 7 日 (水)

会議録第 2 号

一般質問 2 名	53
----------	----

第 3 日 3 月 8 日 (木) 会議録第 3 号

一般質問 4 名 8 2

第 4 日 3 月 9 日 (金) 会議録第 4 号

【予算審査特別委員会 開催】

第 5 日 3 月 10 日 (土) 休 会

第 6 日 3 月 11 日 (日) 休 会

第 7 日 3 月 12 日 (月) 会議録第 5 号

【予算審査特別委員会 開催】

第 8 日 3 月 13 日 (火) 会議録第 6 号

予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告（予算審査特別委員会委員長報告）	1 3 8
議第 1 5 号 三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	1 4 2
議第 1 6 号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制 定について	1 4 4
議第 1 7 号 三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	1 4 6
議第 1 8 号 三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	1 4 7
議第 1 9 号 三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	1 4 8
議第 2 0 号 三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設 定について	1 4 8
議第 2 1 号 三川町税条例の一部を改正する条例の制定について	1 5 3
議第 2 2 号 三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	1 5 7

議第 23号	三川町国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	160
議第 24号	三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	160
議第 25号	三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定について	161
議第 26号	三川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	162
議第 27号	三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	164
議第 28号	三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	168
議第 29号	三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	168
議第 30号	三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	168
議第 31号	三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	169
議第 32号	三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	171
議第 33号	三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	173
	三川町議会議員の派遣について	175

平成30年第2回三川町議会定例会会議録

1. 平成30年3月6日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員	10番 小林茂吉議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

7番 田中晃議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
本間明 総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子 町民課長	菅原和子 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
遠藤淳士 環境整備主幹	高橋誠一 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹
和田勉 監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長 佐藤真子 書記 五十嵐章浩 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 3月6日(火) 午前9時30分開会

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般報告 <ul style="list-style-type: none">・三川町振興審議会報告・除雪車による物損事故報告 |
| 日程第 4 | 施政方針 <ul style="list-style-type: none">・三川町施政方針・教育委員会行政方針・農業委員会行政方針 |
| 日程第 5 | 議第 2号 平成29年度三川町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について |
| 日程第 6 | 議第 3号 平成29年度三川町一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第 7 | 議第 4号 平成29年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第 8 | 議第 5号 平成29年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 9 | 議第 6号 平成29年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第10 | 議第 7号 平成29年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第11 | 議第 8号 平成29年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第12 | 議第 9号 平成30年度三川町一般会計予算 |
| 日程第13 | 議第10号 平成30年度三川町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第14 | 議第11号 平成30年度三川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第15 | 議第12号 平成30年度三川町介護保険特別会計予算 |
| 日程第16 | 議第13号 平成30年度三川町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議第14号 平成30年度三川町下水道事業特別会計予算 |

○議長発議により、予算審査特別委員会設置(審査付託)

○ 散 会

○議長（小林茂吉議員） ただいまから平成30年第2回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議長（小林茂吉議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番 町野昌弘議員、6番 芳賀修一議員、以上、2名を指名します。

○議長（小林茂吉議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） 過般、議長の要請により、去る3月1日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会は、町長提案として補正予算の専決処分1件、平成29年度各会計補正予算6件、平成30年度各会計予算6件、条例の設定及び改正19件、以上32件があり、この他に諸般報告2件、施政方針3件、一般質問6名、議長提案1件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日6日から13日までの8日間と決定をみたものであります。

なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告を行った後に三川町施政方針、教育委員会並びに農業委員会の行政方針が示されます。なお、この際は補佐・主査・係長も出席となります。次に、補正予算の専決処分1件が上程され、質疑、討論、採決を行います。

次に、平成29年度の各会計補正予算6件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。

次に、平成30年度各会計予算6件が一括上程され、直ちに議長発議により予算審査特別委員会を設置して各会計予算を審査付託し、本会議は散会となります。

その後、予算審査特別委員会を開き、委員会構成を行います。本日はこれで散会となります。

第2日目の7日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は6名の議員から通告があり、この日は通告順に2名の議員が行い、これで散会となります。

第3日目の8日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。この日は通告順に4名の議員が一般質問を行い、これで散会となります。

第4日目の9日と第7日目の12日は、午前9時30分から予算審査特別委員会が本会議で開催されます。予算審査は2日間にわたることから、審査の日程表を別途各位に配布いたします。また、予算審査において、補佐・主査・係長の出席を求めることとしておりますが、所管以外の審査では拘束しないことといたします。

なお、第5日目の10日と第6日目の11日は土曜日・日曜日のため、本会議は休会となります。

第8日目の最終日13日は、午前9時30分に本会議を開き、予算審査特別委員会委員長の報告を行い、討論、採決となります。

その後、町長提案の条例の設定及び改正19件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となり、次に、議長発議1件が上程され、採決となります。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月13日までの8日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月13日までの8日間に決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。

町当局より、三川町振興審議会及び除雪車による物損事故に関することについて報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） はじめに、三川町振興審議会に関する報告について申し上げます。お手元に配布の別紙報告書をご参照願います。

去る2月19日、三川町振興審議会に第3次三川町総合計画に係る平成30年度・31年度・32年度実施計画の策定について諮問し、その答申を求めたところであります。

答申の経過について申し上げます。

三川町振興審議会に関する報告書

1. 諮問事件

第3次三川町総合計画に係る平成30年度・31年度・32年度実施計画の策定について

2. 事件の内容

上記事件について審議会に諮問し、その答申を求めた。

3. 答申の経過

(1) 平成30年2月19日午後1時30分、三川町役場講堂において、平成29年度第2回三川町振興審議会を招集した。

(2) 委員12名と当局から町長、副町長、教育長、会計管理者兼会計課長、総務課長、

企画調整課長、町民課長、健康福祉課長、産業振興課長(農業委員会事務局長併任)、建設環境課長、環境整備主幹、教育課長、議会事務局長が出席し、午後1時30分に開会した。

- (3) 教育委員の交代に伴い、新たに1名の委員の任命を行った。
- (4) 会長あいさつ及び町長あいさつの後、会長が議事録署名委員として、五十嵐 環委員、五十嵐 芳子委員を指名した。
- (5) 議事に入り、第3次三川町総合計画に係る平成30年度・31年度・32年度実施計画の策定について諮問し、副町長が全体概要を説明した後、関係課長等が事業ごとの説明を行った。
- (6) 説明に対して質疑及び意見が出され、慎重審議の結果、原案のとおり答申することが決定され、午後4時15分に閉会した。

4. 答申の内容 原案のとおり

5. 少数意見の留保の有無 無し

第3次三川町総合計画に係る平成30年度・31年度・32年度実施計画の策定について、上記の経過により答申を得たので報告します。

平成30年3月6日

三川町長 阿 部 誠

○説明員(石川 稔副町長) 次に、除雪車による物損事故についてご報告申し上げます。

本町では、冬期間における安全な住民生活と、円滑な地域経済活動の確保を図るため、通勤・通学等に必要な交通の確保に努め、除雪体制に万全を期しているところではありますが、今冬において、町有除雪車による物損事故が発生いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

その概要につきましては、本年2月7日、午前8時40分頃、小尺から土口へ通じる町道小尺土口揚水門線において、町有除雪車が作業中に庄内赤川土地改良区の管理施設である農業用水路施設を破損し損傷を与え、さらにその破損したコンクリート片により、現場を通行した車両にも損傷を与えたものであります。

本件は、除雪車側の過失により損害を与えたものであり、その修繕に必要な損害賠償額として、農業用水路施設分として5万8,968円、当該車両分として3万2,712円をそれぞれ支払うことで合意しているものであります。

今後も自然災害等の危機管理に心がけるとともに、除雪作業につきましても、安全な運行管理に万全を期してまいり所存であることを申し添えまして、諸般報告といたします。

○議長(小林茂吉議員) 以上で、諸般報告を終わります。

ここで、補佐・主査・係長が議場に入りますので、暫時休憩します。

(午前 9時43分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。

(午前 9時55分)

日程第4、「施政方針」を行います。

最初に、三川町施政方針について説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 平成30年3月議会定例会が開催されるにあたり、平成30年度の町政運営に臨む所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

私にとりまして、町政執行の重責を担わせていただいてから15年が経過し、今年度は4期目の最終年を迎えることとなります。4期目就任直後の平成27年第1回議会臨時会の冒頭では、「町民目線に立った、町民の方々との対話」、「ともに汗を流し、町民と向き合う町政」をお約束し、総合計画に沿った施策の実現と、協働のまちづくりを目指し、安全安心で住みよい町、町民福祉の向上、教育及び子育て環境の充実、さらに、産業の振興に誠心誠意取り組んできたところであります。

今年度におきましても、第3次総合計画において町の将来像と定めている『みんなで創り育む「いのち、自然、豊かさ」人輝くまち みかわ』の実現に向け、積極果敢に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、日本経済は緩やかな景気回復基調にあり、海外経済の回復に加え、技術革新の進展等を受けて情報関連財の需要が世界的に増加し、日本の輸出や生産が持ち直している状況にあると言われております。

こうした状況の中、政府はアベノミクスによる景気回復の流れを確かなものとするため、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪とし、日本の持続的な成長を実現することとしており、平成30年度政府予算案の一般会計予算規模は、平成29年度の当初予算対比で0.3%増の9兆7,128億円となっております。

一方、地方財政計画における地方財源につきましては、地方税及び地方譲与税等を4兆2兆1,592億円、前年度比1.0%増と見込み、一般財源総額では6兆2兆1,159億円で、前年度比0.1%の増となっておりますが、地方交付税は1兆6兆85億円で2.0%の減、地方債は9兆2,186億円で、0.3%の増となっております。

このような状況において、本町の財政運営につきましては、引き続き厳しい状況が見込まれるところでありますが、重要事業である子育て交流施設整備事業、かわまちづくり推進事業、公共施設等長寿命化対策事業及びいろり火の里推進事業等への取り組みとともに、基幹産業である農業をはじめとする地域産業の育成と振興、町民の生活と健康支援、子育て支援対策の充実及び防災対策の強化を図ることを基本とし、平成30年度当初予算の編成を行ったところであります。

まず、歳入につきましては、地方交付税、たばこ税及び臨時財政対策債などの町債の減額を見込んだところでありますが、町民税及び固定資産税のほか、ふるさと応援寄附金については一定の額を確保し、さらに、国及び県支出金等補助制度の活用や、温泉施設基金、教

育施設整備基金、ふるさと基金及び財政調整基金の繰入などにより、必要な財源の確保に努めたところであります。

一方、歳出につきましては、行財政改革を一層推進しながら地域の活性化を図るべく、第3次総合計画事業費を最大限確保し、諸施策を講ずることといたしました。

この結果、平成30年度の一般会計予算は51億2,600万円となり、対前年度比17.4%の増額となる予算を編成いたしました。なお、特別会計につきましては、各会計の事業目的に沿って所要の額を確保し、その予算を編成いたしましたところであります。

次に、平成30年度における主要な施策の概要について申し上げます。

まず、企画行政について申し上げます。

平成33年度を初年度とする「第4次三川町総合計画」は、今後のまちづくりの方針や施策の方向性を定めるものでありますが、その策定にあたりましては、これまでの取り組みを継承し、発展させるといった基本的な考えのもとに、長期的な展望を持ちながら、本町の現状把握とともに課題の解決策の検討を行い、目指すべきまちづくりの将来像を町民の目線に立って策定してまいります。これからも多くの町民の方々を町政に反映させるとともに、行政情報の透明性と共有化を図りながら、総合計画の施策の実現に向けたまちづくりを進めてまいりる考えであります。また、限られた行政資源の活用と住民満足度を重視した行政運営を行うため、行政評価の取り組みを継続し、客観的な評価も加えながら、総合計画における施策や事業の見直し、改善に繋げてまいります。

「三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、若い世代の町外流出による人口減少や少子化の進行に歯止めをかけ、地域の住みよい環境を確保するとともに、将来にわたり活力ある地域社会を維持するため、町の将来を担う個性豊かで多様な人材の育成と確保、魅力ある就業機会の創出など、地域課題の解決に向けて取り組んでいるところであります。今年度も目標に掲げた計画の着実な実行に努めながら、本町の強みを生かした、豊かで安らぎのあるまちづくりを進めてまいります。

また、透明性の高い行政運営を推進するため、町民の方々とのコミュニケーションを図る「町長と語る会」等を開催することにより、町民の声をまちづくりに反映させるための広報公聴活動に積極的に取り組み、住民ニーズの把握とその対応に努めてまいります。さらには、町民と行政が互いに連携・協働して、地域課題の解決とコミュニティ活動の活性化を促進するため、町民や団体等における特色ある活動を支援する「協働事業提案制度」を継続し、協働のまちづくりを推進してまいります。

地域開発推進事業につきましては、桜木地区に計画している「子育て交流施設整備事業」の工事着手に併せ、その周辺部を魅力的で利便性の高い住宅団地として着実に整備することにより、本町への移住・定住に繋がる情報発信とともに、仲間づくりや子育て支援の拠点となる子育てしやすい環境づくりを推進してまいります。

広域行政の推進につきましては、相互に役割分担し、連携・協力することにより、定住に必要な生活機能の確保・充実に努めるとともに、圏域の市町が有する都市機能や地域資源を有効に活用しながら、庄内南部及び北部のそれぞれの共生ビジョンに基づいた具体的な連携

事業に取り組んでいるところであります。また、庄内南部定住自立圏における共生ビジョンでは、外部人材活用事業などの新たな事業も取り入れたところであり、圏域における連携のさらなる強化を図り、潤いと賑わいのある圏域づくりを目指してまいります。

次に、農業振興について申し上げます。

本町の基幹産業である農業が大きな転換期を迎える中であって、農業者が効率的かつ安定的な農業経営に取り組むことができる環境の整備や人づくりに向けて、各般にわたる施策を積極的に展開してまいります。

まず、農業所得の獲得を目指した農業振興策につきましては、改めて申し述べるまでもなく、本町の農業は米づくりが中心であり、恵まれた自然環境とともに、先人の知恵と努力により全国屈指の米どころとして、その地位を築いてきたところであります。

このような中、国においては、平成30年以降、国による需給調整に係る配分を廃止したところでありますが、本町においては、米づくりを中心とする本町農業の将来を展望し、需要に応じた米の生産に取り組むこととしたところであります。

本町が将来ともに米どころとして発展していくためには、これまでも増して消費者ニーズに応じていくことが重要であることから、こだわりの米づくりを推進する「瑞穂の郷づくり事業」を継続してまいります。

また、米以外の園芸作目等による農業所得の獲得も重要であることから、園芸作目や加工品等の生産販売を促進する「農産所得拡大支援事業」を強化してまいります。

地域における特産物などの開発支援や販路開拓の取り組みとしては、商工観光部門と連携した「田から（宝）もの逸品開発事業」を継続して実施するとともに、町民の婚姻や出産、転入された方々に三川産米をお祝い品として贈呈する「はっぴー米メモリアル事業」につきましても、引き続き実施してまいります。

地域住民の暮らしを支える農業の推進につきましては、農業生産の基礎活動や農業関連施設の保守に係る自助共助の活動を支える多面的機能直接支払を実施するとともに、「環境保全型農業直接支払交付金事業」により、農業生産に伴う環境への負荷低減を図り、安心・安全な米づくりをさらに推進してまいります。また、突然のゲリラ豪雨などの自然災害への対策として実施しております「農村防災減災事業」につきましては、事業の早期完了に向けて県や土地改良区との連携を密にし、その推進を図ってまいります。

次に、商工業並びに観光振興について申し上げます。

本町における商工業の総合的な発展と雇用の安定化を目指すうえで、出羽商工会の役割は大変大きなものがあり、経営体質の強化や商工業者の研修等に係る各種事業に対し、引き続き支援してまいります。また、昨年度から取り組んでおります「田から（宝）もの逸品開発事業」につきましては、農業サイドとの連携の強化により、ふるさと応援市場などに参入する特産品の開発を積極的に支援してまいります。

「宅配サービス支援事業」につきましては、買い物弱者と言われる方々への食料品等の共同宅配を行うものであり、町民の福祉向上にも繋がるその取り組みを引き続き支援してまいります。

観光振興につきましては、三川町観光協会と株式会社みかわ振興公社等との事業連携を図り、交流人口の拡大による賑わいの創出と地域経済の活性化を目指してまいります。

本年度は、新潟県・庄内エリアにおけるディスティネーションキャンペーンがプレイベントとして開催され、さらに、外航クルーズ船の酒田港寄港によるインバウンド効果も期待されているところであります。いろり火の里を会場にした季節イベントの開催とともに、施設利用者等への地場製品のPRを図りながら、町の魅力を発信してまいります。

また、今年度は地域おこし協力隊を委嘱することとしており、地域活性化に向けた積極的かつ主体的な活動が展開されるよう支援してまいります。

ふるさと応援寄附金につきましては、町の産業振興や観光振興、特産品の販売促進など、相互に結びつきを持たせながら事業を展開しているところでありますが、今後とも一層の地域振興が図られるよう、その事業の充実に努めてまいります。

いろり火の里施設の運営につきましては、指定管理者であるみかわ振興公社や庄内地域の道の駅との連携を強化し、イベントの開催や招致、魅力ある施設・設備の整備に努め、利用客の誘導を図ってまいります。なお、今年度の施設整備につきましては、田田の宿の内装改修や、なの花ホール空調設備の改修などに取り組むこととともに、今後の施設のリニューアルと長寿命化に向けた実施設計に取り組んでまいります。

次に、健康福祉行政について申し上げます。

子どもから高齢者まで、すべての人が住み慣れた地域で共に支え合い、心身ともに健康で、いきいきと安心して暮らし続けることができるよう、本町の地域福祉計画の理念のもとに保健、医療、福祉、介護等各般にわたる施策の充実に努めるとともに、町民の主体的な活動を支援し、町内会や各種団体等との連携による地域福祉活動の推進に引き続き取り組んでまいります。また、必要な支援を包括的に提供し、地域での自立した生活を支援する地域包括ケアシステムの考え方を、世代を問わず推進することで、地域共生社会の実現を目指してまいります。

福祉行政の基本とも言うべき自立支援の対応につきましては、低所得者やひとり親世帯、高齢者世帯等それぞれの課題に対応し、より安定した生活の確保に向けて、庄内総合支庁をはじめ、鶴岡地域生活自立支援センターや三川町社会福祉協議会との連携により、包括的な支援体制の推進と福祉施策の一層の充実に努めてまいります。

子育て支援策につきましては、安心して健やかに子どもを産み育てられる環境を作るため、本町独自の「出産祝金事業」を継続するほか、国の少子化社会対策大綱に盛り込まれている子育て世代包括支援拠点の整備に取り組んでまいります。

乳幼児・児童生徒の定期予防接種につきましては、引き続き全額公費負担で実施するなど、今後も国・県の動向を踏まえながら適切な対応に努めてまいります。また、心身ともに健やかな子どもの育成を図ることを目的として実施しております「子育て支援医療給付事業」につきましては、山形県の補助基準である小学3年生までの通院、及び中学生までの入院医療費に加え、本町独自の施策として、中学生までの入院及び通院医療費の完全無料化を継続する一方、医療証交付申請制度の廃止や有効期間の複数年化などにより、今後とも子育て世代

の支援と利便性の向上に努めてまいります。

本町の最重要事業であります「子育て交流施設整備事業」につきましては、現在進めております造成工事完了後、速やかに建設工事に着手し、平成31年秋の開所に向けた取り組みを確実に推し進めるとともに、開所後の事業展開や施設の維持管理方法等に関する検討を進め、町民の期待に応えられるよう万全を期してまいります。

高齢者福祉施策につきましては、引き続き寿賀敬老事業等を実施し、町を挙げて長寿をお祝いするとともに、一人ひとりの積極的な健康保持増進活動や、地域における交流、老人クラブ等の組織活動を活発にするため、各種団体や町内会等との連携のもと、その支援策の充実に努めてまいります。また、高年齢者の方々がこれまで培ってきた知識や経験を活かした就業機会の確保を図るため、国の「高年齢者就業機会確保事業」を活用しながら、引き続き三川町シルバー人材センターの事業を支援してまいります。

障害者福祉につきましては、障害者総合支援法等の理念を基本とした「三川町障害者計画」に基づき、障害を抱える方々も地域で安心して生活できるよう、それぞれの適性に応じたサービスの給付や情報提供、相談支援等を継続して展開するほか、通院支援や交通費助成などの実施により、生活支援の充実と社会参加の促進を図ってまいります。

災害時要援護者避難支援プランに基づく取り組みにつきましては、家庭や町内会、民生委員・児童委員等の関係者と連携し、緊急時における障害者や高齢者等援護を必要とする方々の避難対策など、地域全体での支え合い活動の推進に引き続き取り組んでまいります。

保健衛生関連事業につきましては、「第2次三川町健康づくり計画」の方針の基に、各種検診や健康相談、健康教室の開催、さらに各町内会における健康まつりや、食生活改善推進協議会主催の料理教室等による健康づくりの取り組みなど、生活習慣病予防や健康増進、健康寿命の延伸を目指し、町内会ははじめ関係機関・団体等との連携を図りながら、各般にわたる取り組みを展開してまいります。

母子保健事業につきましては、妊娠期における学習や交流、不安解消となる集いの場を提供するとともに、乳幼児に係る健診と相談指導等を計画的に展開し、母子の健康と安定した生活の維持を図るための取り組みを拡充するなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援策を展開してまいります。また、不妊に悩む方々の経済的負担の軽減を図る「特定不妊治療費助成事業」につきましては、県の助成額に本町独自の施策として加算する助成事業を継続してまいります。

健康増進事業につきましては、従来の公民館等で行われている各種がん検診や呼吸器検診等集団検診のほか、荘内地区健康管理センターにおける休日がん検診を引き続き実施するなど、疾病の早期発見に繋がるよう、各種検診の利便性の向上を図るとともに、町民への受診勧奨に積極的に取り組んでまいります。

みかわ健康マイレージチャレンジ事業につきましては、町民の自発的な健康づくりを支援する体組成計の利用機会を毎月設定するほか、各種教室やイベント、町内会の健康まつり等において、測定結果を基にした健康相談や保健指導等を展開するなど、町民の自発的な健康管理や、健康づくりに取り組む意識の醸成を図ってまいります。

次に、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険事業につきましては、平成30年度から都道府県が国保運営の責任を担い、市町村は、住民に対する資格管理や事務手続き等を行うこととなったところであります。平成30年度は山形県から示された納付金額と標準保険料率により国民健康保険税率の改定を行うとともに、特定健診等の自己負担額についての見直しを行うものでありますが、その引き上げ幅については、国民健康保険事業基金等を活用して、その上昇の抑制に努めたところであり、非保険者各位のご理解をお願いするものであります。

このように、平成30年度は県単位化に移行いたしますが、これまで同様に保険給付の適正化を目指し、国民健康保険税の適正課税と徴収に取り組むほか、山形県や国民健康保険連合会、各関係機関との連携による各種施策の実施とともに、町民の自主的な健康づくり活動や、平成29年度策定の第2期国民健康保険事業実施計画に基づく生活習慣の改善の取り組みを継続的に展開してまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、事業主体であります山形県後期高齢者医療広域連合において、今年度から2ヵ年の保険料を改定したところであり、今後の高齢者医療制度についても、国民健康保険制度同様、その推移を注視するとともに、適正な制度運営が図られるよう努めてまいります。なお、これら制度改正に関する情報の提供や生活困窮者からの保険料納付相談等につきましては、これまで同様、きめ細かな対応を図ってまいります。また、後期高齢者の健康の保持・増進を目的に、健診環境の拡充を図ってまいります。

介護保険事業につきましては、今年度から始まる「第7期介護保険事業計画」に基づき、高齢者の尊厳を大切にされた総合的な支援体制の充実を図るとともに、一人ひとりの状態に応じた適切なサービスの提供に努めるなど、制度の適正かつ円滑な運営に取り組んでまいります。

昨年度より実施しております「介護予防・日常生活支援総合事業」につきましては、特に自主的な介護予防活動の広がりや継続への支援に努めるほか、関係団体等との連携により、介護予防事業の更なる拡充に取り組んでまいります。また、生活支援体制整備事業においては、多様な生活支援を担う事業主体との連携、協働により、日常生活上の多様な支援体制の充実とともに、高齢者の社会参加・地域貢献を一体的に推進してまいります。

さらに、在宅医療・介護連携事業については、鶴岡地区医師会及び荘内病院への鶴岡市との共同委託を継続するほか、認知症の早期発見や相談対応等については、町内の専門医療機関への委託を継続し、連携を密にしながらその対応に万全を期してまいります。

次に、建設環境行政について申し上げます。

道路や橋梁、下水道等の社会資本整備につきましては、町民生活の基盤として、安全性や利便性を確保できるよう、施設の長寿命化対策に努めながら各種整備を行ってまいります。

まず、道路行政につきましては、舗装劣化が著しい幹線町道の舗装改良に重点的に取り組むとともに、浸水対策を図るための側溝整備や通学路等における安全施設の整備、また、冬期の安全な交通確保のための防雪柵整備に取り組んでまいります。

橋梁につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づきながら計画的な維持補修を図ってい

るところであります。本年度は、大山川に架かる鶴三橋の長寿命化対策としての大規模な補修工事に取り組んでまいります。

県道の整備促進につきましては、隣接市町との連携による期成同盟会を中心とした要望活動を展開している両田川橋の架け替えや、東沼長沼余目線の東側延伸をはじめ、余目加茂線、藤島由良線の歩道等整備についても引き続き強く要望してまいります。

国の直轄河川につきましては、赤川中流部河道掘削事業のさらなる促進が図られるよう、また、県の管理河川につきましても、治水対策としての支障木の伐採や土砂浚渫など、適切な河川管理が図られるよう、今後も国や県に要望してまいります。

公園や緑地等の整備につきましては、本町のシンボルである赤川の自然環境を活かした「かわまちづくり整備事業」による親水空間の整備をさらに進め、交流人口の拡大と魅力の創出に努めてまいります。

住宅政策につきましては、本町の住生活基本計画に基づき、住環境の整備とともに、住宅投資による地域経済の活性化や定住人口の増加を図るため、引き続き「住まいづくり支援事業」や「移住定住促進事業」により、住宅の建設や取得、リフォーム工事や耐震改修工事、さらに、住宅用太陽光発電システムの設置に係る支援をしてまいります。また、町営住宅の運営については、昨年度策定した長寿命化計画に基づき、子育て世帯や高齢者世帯も安全安心に暮らせる施設としての維持管理に努めてまいります。

空き家対策につきましては、適正な管理と活用の促進を図るとともに、生活環境の保全、防災・防犯対策等に積極的に取り組むほか、管理不全空き家等の解体促進事業費補助制度の拡充を図るなど、空き家等対策計画に基づいた施策を展開してまいります。

環境衛生関連事業につきましては、ごみの適正処理や減量化に関する取り組みとして、町内会等における出前講座などの学習会を開催するとともに、三川町地球温暖化対策地域協議会を推進母体としたグリーンカーテンの全町的な運動を継続し、温室効果ガスの削減や、省資源・省エネルギー対策等に関する意識の醸成を図ってまいります。併せて、町民、企業、学校及び関係機関・団体等との連携とともに、広報やイベント等により、積極的な普及・啓発活動に努めてまいります。また、家庭系一般廃棄物の減量化を図るために、生ごみの水切り対策に関する実証実験を継続し、より具体性のある減量化対策にも取り組んでまいります。さらに、三川町衛生組織連合会や小学校等との連携を図りながら資源回収を促進するとともに、不法投棄防止対策や共同屋外防除活動等を引き続き支援してまいります。

下水道事業につきましては、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するストックマネジメント計画の策定に引き続き取り組むとともに、将来的な施設の維持管理や改築事業費の平準化、トータルコストの削減等を目指した中長期的な下水道事業計画の見直しに取り組んでまいります。また、農業集落排水につきましても、下水道事業同様、施設の補修・改築等を計画的かつ効率的に実施するための計画策定に着手してまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

まず、保育事業・幼児教育につきましては、核家族化の進展や女性の就労意欲の高まりなどにより、乳幼児の保育希望は増加傾向にあり、特に0歳児が増えている状況にあります。

このような中、保護者のニーズに応えるための保育に係る人材については、勤務条件などの処遇改善により、その確保に努めているところであります。さらに、いこの保育園など民間保育施設との連携を図りながら、保護者の子育てと就労の両立を支援してまいります。また、今年度は、みかわ保育園・幼稚園の園児の安全で安心した保育を充実させるため、園舎に防犯カメラを設置し、防犯対策を強化してまいります。

みかわ保育園・幼稚園に併設する子育て支援センターにつきましては、開設日の拡充や子育て支援専門員の複数配置など、引き続き子育て家庭に対する育児支援に取り組んでまいります。

学童保育につきましては、新たな活動場所となる子育て交流施設が開所するまでの間は現有施設の安全管理に努めるとともに、みかわ学童保育所運営協議会への支援を継続し、放課後における児童の保育ニーズに対応してまいります。

学校教育につきましては、子どもたちが自ら学び、自ら考え行動する生きる力の育成を基本とし、知・徳・体の調和のとれた教育を展開しながら豊かな人間性を育み、学校生活の中で仲間と楽しく学び合い、一人ひとりが充実感や自己実現の喜びを実感できる教育を展開してまいります。

学力向上対策につきましては、全国学力・学習状況調査や、今年度から先行して実施する小学校における外国語活動教科化を踏まえ、基礎・基本を確実に定着させ、自ら学ぶ意欲を高めるための学力向上対策事業に引き続き取り組んでまいります。

教育環境の整備につきましては、押切小学校の長寿命化対策としての大規模改修工事に着手するとともに、課題探求型学習の重要なツールとなるICT機器の導入・更新の計画に取り組み、教育環境の充実を努めてまいります。

社会教育・社会体育につきましては、行政としての事業や公民館活動とともに、芸術文化協会や体育協会、スポーツ少年団、各種サークル等との連携により、各種研修、学級講座、スポーツ大会等の開催、さらに文化・趣味活動、レクリエーション活動など、多様な学習機会を提供してまいります。また、町民がいつも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の実現を目指し、学習環境の整備に取り組んでまいります。

以上、教育行政に関しましては総括的に申し述べましたが、具体的な内容につきましては、教育委員会行政方針により教育長から申し上げます。

最後に、総務関係について申し上げます。

まず、行財政運営につきましては、町の将来を見据えた大規模な投資事業に取り組んでまいりますことから、厳しい財政事情が続くこととなりますが、「三川町行財政改革推進プラン」に基づき、効率的かつ効果的な行財政運営と、民間活力の導入や協働のまちづくりを推進することにより、健全財政の堅持に努めてまいります。

また、行政運営において、町民により良い行政サービスを効果的に提供するためには、多様な人材が活躍できる職場づくりも必要であるため、ICTの活用による業務の効率化や職員研修、人事評価制度のさらなる充実により、職員や組織の力を高めてまいります。

建設から35年を経過する役場庁舎につきましては、必要な耐震化は完了しているものの、設備機器等の老朽化が進んでいることから、公共施設等総合管理計画に基づき、今年度は空調用熱源設備の更新に取り組んでまいります。

次に、防災・防犯・交通安全について申し上げます。

まず、消防防災体制につきましては、災害から町民の生命と財産を守ることは行政としての基本的な役割であることを強く認識し、今年度は、地域防災計画及びハザードマップの見直しに取り組むとともに、地域や各職場の理解をいただきながら消防団員の確保に努め、消防三川分署との連携の基に消防団活動の強化を図ってまいります。また、消防防災設備の整備では、今年度は小型動力ポンプの更新を行うこととし、有事に備えた防災用備品の整備にも引き続き取り組んでまいります。

防犯対策につきましては、昨年は民家敷地内での車上狙い事案も発生し、不安感を抱く町民も増えてきているところでありますが、まずはしっかりと施錠するなど、犯罪を招かない防犯意識の高揚を呼びかけていくとともに、防災行政無線広報や防犯パトロール車を活用しての犯罪抑止活動など、警察署及び防犯協会等との連携を図りながら進めてまいります。また、町内会との連携により、防犯灯のLED化を推進しているところでありますが、町が管理する防犯灯につきましては、今年度内にすべてをLED化することとし、町内会が維持管理する防犯灯につきましても、引き続き助成事業を実施することによりLED化の推進を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、昨年は町内交差点で死亡事故が発生するとともに、鶴岡警察署管内では8件の死亡事故が発生し、そのうちの6件は横断時の歩行者が犠牲となる痛ましい事故でありました。交通事故のない安全で安心して暮らせる地域づくりは誰しもの願いであり、今年度におきましても、警察署をはじめとする関係機関及び交通安全協会等、各種団体とともに、交通ルールの遵守と新しい交通マナーの推進に取り組んでまいります。

結びとなりますが、人口が加速度的に減少する地方においては、市町村消滅と言われるほどの危機的状況となっており、このことが地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという悪循環に陥っています。

このような中、本町においては、三川町まち・ひと・しごと総合戦略の「小さな町の新たな挑戦 Mターン戦略」に掲げた新しい人の流れの創出と定住化の促進に向けて、基本戦略の実現と質の高い行政サービスの提供に一層努力してまいります。

また、町政の発展と町民の福祉向上を図るため、町民との対話を重視し、町民目線に立った施策を展開することとし、誠心誠意、最善の努力を傾注してまいり所存であります。議員各位をはじめ、町民の皆さまの一層のご支援とご協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。施政方針といたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、町長の施政方針を終わります。

次に、教育委員会行政方針について、教育委員会教育長の説明を求めます。鈴木教育委員会教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 平成30年度における三川町教育委員会行政方針について申し上げ

げます。

教育委員会と地方公共団体の長との連携の強化を目的に設置された総合教育会議においては、本町の教育や文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策を協議し、教育の方向性や課題等を共有しながら、予算の編成や執行、保・幼・小・中や関連団体の連携・協力における体系的かつ効果的な教育活動など、あらゆる分野において町長と緊密な連携を図ってまいりました。

教育委員会におきましては、家庭や学校、地域との連携を図りながら、子どもたちが笑顔で過ごせる教育環境の整備や、町民の誰もが生涯のいつでも自由に選択して学ぶことができる学習環境の充実のため、各般にわたる教育施策の推進に取り組んでまいります。

初めに、保育・幼児教育について申し上げます。

保育事業につきましては、3歳未満児や土曜日の保育希望者が増加していることから、みかわ保育園・幼稚園における臨時保育士の勤務条件等のさらなる処遇改善を図りながら保育者の確保に努めるとともに、民間保育施設や広域入所制度の活用などにより、保護者の多様な保育ニーズに応えてまいります。

また、幼児期における教育は、子どもたちの健全な発達や社会の変化に対応する能力の基礎を培うものとして極めて重要であることから、様々な体験活動や就学を見据えた学習活動などの充実を図るとともに、研修会等を通して、保育現場に携わる職員の資質向上にも努めてまいります。

また、みかわ保育園・幼稚園の園舎につきましては、防犯対策や事故防止、事故後の検証のためのカメラを設置し、幼児施設の安全・安心の確保に努めてまいります。

子育て支援センター事業につきましては、昨年度から実施しております開所日の拡充や子育て支援専門員の複数配置に引き続き取り組み、保護者の子育てを支援してまいります。

みかわ学童保育所運営協議会が運営している学童保育所につきましては、保育所の円滑な運営や指導員等の確保対策、施設の維持管理等を支援してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

学校教育においては、子どもたちが自ら学び、自ら考えて行動する生きる力の育成を基本として、知・徳・体の調和のとれた教育を展開し、豊かな人間性とたくましい体を育てていくとともに、子どもたち一人ひとりが大切にされ、仲間と楽しく学び合う中で、充実感や達成感、自己実現の喜びを実感しつつ、生きる力が育まれるよう取り組んでまいります。

新学習指導要領への対応につきましては、小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度からの全面実施に向けて、円滑に導入できるよう鋭意準備に取り組んでおりますが、小学校における中学年の外国語活動と高学年の外国語科については先行して導入することとしており、英語指導助手や英語指導員を効果的に配置しながら、外国語教育の充実に努めてまいります。

さらに、道徳の特別教科化においては、これまでの研修や学校現場での実践や成果等を踏まえ、児童生徒が道徳的な価値を自らのこととして理解し、多面的・多角的に深く考えたり議論したりする道徳教育の充実にに向けて取り組んでまいります。

基礎的な学力向上に関しましては、昨年度の全国学力・学習状況調査における本町小・中学生の平均正答率は、おおむね全国平均と同じ状況でありましたが、今年度も学校においては授業改善に取り組むほか、児童が主体的に学習に向かう姿勢の醸成や、外国語に特化した学習機会を提供するなど、学力向上対策に取り組んでまいります。

知的・情緒障害など特別な支援を必要とする児童生徒に対する教育につきましては、一人ひとりの傷害の特性等に応じた特別支援学級の設置と支援員の配置により、教育内容や指導体制等を充実させ、よりきめ細かな指導に努めてまいります。

教育環境の整備につきましては、子どもたちがたくましく生きる力を育む教育活動を支えるものであることから、年次的、計画的に学校施設の長寿命化対策や学校設備等の改修・更新に取り組んでまいります。

特に学校施設につきましては、押切小学校の長寿命化対策として、校舎や体育館、プールなどの学校施設全体に及ぶ大規模改修を今年度から3ヵ年に渡って取り組むこととし、1年目となる今年度は体育館とプールの改修に着手してまいります。

また、ICTを活用した学習環境の整備につきましては、昨年度の三川中学校に続いて、今年度は東郷小学校にタブレット型端末などを導入し、課題探求型学習に対応した事業を推進してまいります。

学校給食につきましては、食物アレルギーによる除去食などの対応が必要な児童に対して、すべての教職員が同じ認識を持って対処できるよう学校ごとに設置している食物アレルギー対応委員会のもと、安全・安心な給食の提供に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育の推進につきましては、町民一人ひとりがいつでも主体的に自由に選択して学び、豊かな人生を送ることができるよう多様な学習機会を提供しながら、学習環境の充実に努めてまいります。

児童を対象とした放課後子ども教室推進事業につきましては、学校や地域との連携のもと、地域資源や学校施設などを活用しながら、放課後や週末における子どもたちの自然体験や文化・交流活動などの事業を展開してまいります。

また、教育の原点である家庭教育につきましても、家庭教育における課題解決のための取り組みについて、学校等と連携・協力して親子の育ちを支援してまいります。

文化交流館「アトク先生の館」につきましては、雛人形の展示や日本の芸能文化、作法などを体験的に学ぶ寺子屋教室の開催など、施設の特性を生かした事業展開を図るとともに、芸術文化団体等の活動成果の発表の場としての活用を推進してまいります。

また、社会体育につきましては、スポーツ団体等との連携を強化し、各種スポーツ大会や教室などの活動機会の提供とその充実に努めるとともに、体育協会やスポーツ少年団などの組織運営や、指導者養成を支援しながら、町民の誰もが気楽に楽しくスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組んでまいります。

以上、平成30年度の教育委員会行政方針について申し上げますが、三川町教育大綱の基本理念である「一人ひとりが輝き、やさしさあふれるまちづくり」を推進するためには、

家庭や学校、地域がそれぞれの役割や責務を自覚して行動し、共に支え合い、課題解決に向けて取り組むことが大切です。

今後の教育行政の推進にあたりましては、教育に携わるすべての関係者が連携を密にしながら、町民一人ひとりが主体的に学び、生涯を通じて生きがいや自己実現の喜びを実感できるよう、教育環境と学習環境の整備・充実に取り組んでまいります。

町民並びに議員各位の一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、教育委員会行政方針といたします。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、教育委員会行政方針を終わります。

次に、農業委員会行政方針について、農業委員会会長の説明を求めます。庄司農業委員会会長。

○説明員（庄司正廣農業委員会会長） 平成30年度三川町農業委員会行政方針について申し上げます。

本町における農業は、食糧を持続的かつ安定的に供給する生命産業であります。また、農業が生み出す農産物は地域経済の一翼を担い、さらに広大な水田農地は、地域住民の安全な生活環境を維持する地域インフラとしての重要な役割を果たしております。

しかし、農業情勢は目まぐるしく変化し、本町農業の中心となっている稲作は、経費の増高による経営の停滞や担い手不足などが相まって、その経営は厳しさを増しております。このような継続的に抱える農業問題を真剣に考え、将来に引き継ぐ農業の姿を描いていかなければなりません。

農業者の代表機関である農業委員会は、農地利用最適化推進委員を加え、組織体制になり、これまでも増して優良農地を守るとともに、農地利用の最適化を目指し、担い手への農地利用の集積や集約を進めていく必要があります。

また、今年度から始まる生産者の判断による米の生産調整や新たな収入保険制度の導入など、経営を取り巻く動向をいち早く捉え、地域農業の振興に努めてまいります。

農業委員会は、一人ひとりが農業を営む者の代表機関として自覚と誇りを持ち、法令業務の適正な執行と現場での実践活動を通し、次のことに重点的に取り組んでまいります。

一つ、農地利用の集積、集約、遊休農地の発生防止への取り組み。

農地の有効利用を図るため、町内全生産組織で策定された「人・農地プラン」を基本に、山形県農地中間管理機構と積極的な連携を図りながら、担い手への農地利用の集積、集約化や農地台帳の整備を図り、さらに賃貸や売買の意向調査を進め、効率の良い農作業ができるように関与するとともに、農地パトロールを行いながら遊休農地の発生防止に努めてまいります。

二つ目に、担い手・新規就農者の確保、育成の取り組み。

農業者が一経営体として自立できる環境づくりが重要であることから、新規就農者に対する支援など、後継者不足の改善や認定農業者の確保を行い、経営縮小や離農者の農地の受け皿となるよう、農業委員や農地利用最適化推進委員が各集落における「人・農地プラン」に積極的に関わってまいります。

三つ目に、農地法に基づく法定業務の適正な執行。

農地の権利移動・転用許可等の法定業務を適正に執行するため、法定手続の厳正な履行に加え、現地実査を重視し、農地情報の正確な把握による適正な執行を図るとともに、農地の乱開発や改廃を防いでまいります。

四つ目に、情報提供、要望活動の推進。

長年続いた減反政策や種子法の廃止などによる農家の不安解消に努め、農業者に対し、暮らしと経営に役立つ正確で新しい情報を提供する農業委員会広報みかわの発行を継続するとともに、講演会などを実施してまいります。

また、要望活動については、農業振興に係る意見や要望を踏まえ、町や行政官庁に対する意見表明や政策提言の活動に取り組んでまいります。

庄内平野のほぼ中央に位置し、区画整理された水田が一面に広がる本町において、農業は将来にわたって地域の経済と生活を支える重要な産業であります。今農業が抱える課題を克服し、成長産業としての歩みを確かなものにするために、農業委員会はその責務を全うしてまいります。

町、関係機関・団体、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いしまして、平成30年度三川町農業委員会行政方針といたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、農業委員会行政方針を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時53分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前11時15分)

日程第5、議第2号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第5号）」専決処分の承認の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 議案第2号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第5号）」の専決処分の承認について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、除雪対応のための緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、2月8日付で専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

その概要を申し上げますと、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,547万7,000円を追加し、補正後の予算総額を45億4,839万2,000円といたしましたものであります。

まず歳出について申し上げますと、8款土木費において、除雪対策費における臨時雇上賃金、修繕料、及び除雪作業委託料などを追加補正いたしましたものであり、歳入につきましては、18款繰越金において所要額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議下さいまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今年の冬は近年になく大雪、また猛吹雪に見舞われた年で、作業員の方に大変ご苦勞をかけたというふうな認識もっております。

そこで、歳出の臨時雇上賃金と除雪作業委託料の件ですが、足して約1,734万3,000円ということで、以前の説明ですと、1日当たり90万円から100万円ぐらいの間に推移しているのではないかというような話もありました。それで、今季の場合、この予算ですと何日ぐらいの稼働をしたのかどうか。また、その中で、作業員といいますが、作業の連続作業等の状況はどうであったのか説明を求めます。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 賃金と委託料に関わる部分での作業日数等に関する質問がありますが、今回の補正予算において、稼働日数等の見込みであります。補正後の稼働日数見込みといたしまして、その後15日間稼働するであろうということで補正予算の計上を行っております。ただ、実際に稼働している1日当たりの時間数については、それぞればらつきがございます。雪が少ないときは3時間程度で終わる場合もありますし、6時間くらい経過している日もございます。補正後の稼働としては、2月と3月を合わせて15日間、1日当たり平均6.5時間稼働したものであるということで時間数を見込んで、それぞれの額を計上したところでございます。

それから、平均日数ということですが、今冬においては、12月で平均5日、1月で平均11日、それから2月の平均の日数ということで、除雪車の稼働日数を押さえております。

それから、オペレーターの作業員の従事時間ということですが、これも非常に、それぞれドーザーあるいはロータリー等の除雪の状況で変わっておりますが、実稼働時間としましては、やはり多い人で7時間半を数えている人もいますし、平均をとっているわけではありませんが、全車出動の場合でありますと、やはり5時間から6時間程度は稼働している状況であります。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ただいまの説明ですと、大体補正で稼働した部分が15日間ということで、1日当たり100万円を優に超えてくるような金額が動いているのかなというふうな認識をしました。連続作業日数というのを少しお聞きしたかったんですが、例えば午前中出て、また午後からも出て、また次の日も午前中も出てというような状況が続いたような年ではなかったのかなというふうに思いました。やはり、そういうふうになると、報告の中にもありましたが、物損事故等も起きやすくなるのかなというふうに思いますので、作業員の作業の安全性の管理、その辺を今後どう考えていくかというところを最後にお聞きしたいです。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） やはり大雪の場合、早朝除雪を基本としておりますが、その後の雪の状況によっては午後からも出動ということで、連続して従事することになる日もありました。本町といたしましては、安全対策を図るために、ロータリー除雪車は二人乗りは当然であります。ドーザータイプの除雪車においても原則二人乗りとすることにここ数年改めまして安全対策を図っているところであります。さらに、降雪前の道路の状況等の

確認等も準備等を行っているところでありますし、そういったことで安全対策を図ってきているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 私の方からは、消耗品費と修繕料の中身ということでお聞きしたいと思います。それぞれ324万円と296万円ほど増額補正されているわけですが、中身について教えていただければと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 消耗品費については、当初予算においても特にドーザー等のチェーンの購入費、それから、エッジと言われる排土板の部分、そういった稼働時間が長くなるほど消耗するようなものについて予算の支出を見込んだところであります。特に今冬の場合、2月以降も連続して降る日が見込まれると、降雪量が見込まれるということで、消耗品費についても、そういったチェーン等の購入を見込んだところであります。

それから、修繕費につきましては、やはり当初予算である程度の台数分の定期点検、あるいは稼働前の修繕等を要するものについては夏頃からすでに修繕しているところでありますが、やはりこれも稼働状況に応じてその都度不具合が出てくる除雪車が多くあるのが現状であります。

したがって、こういった修繕については、油圧ホースの劣化でありますとか、そういった多額の修繕等を要する場合もありますし、それから、バッテリー等の交換とか、そういったものも含まれて、どうしても稼働時間が多くなりますと修繕箇所も多くなるといった状況にあります。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 今年は大雪による作業時間の延長により、例年以上に消耗品費並びに修繕費がかかったということでよろしかったかと思いますが、そういうことの認識でよろしかったかということをもう一度確認したいと思います。お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 稼働時間等が多くなると、老朽化した除雪車も多くありますので、そういった修繕費がやはり増えてくる状況となっております。

○議長（小林茂吉議員） 質疑を許します。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今回2,547万7,000円ほど追加なわけですが、ここで確認しますが、2月8日時点で専決処分ということで、この時期まで今冬雪多かったわけですが、予算的に大丈夫だったのか。そして、この2月8日も含めるとと思いますが、それから15日間の補正予算を組んだと。そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 除雪の稼働状況については、月末において、そういった稼働状況を確認しておりますが、今回については、1月末の時点で、全体予算での、当初予算ベースでの執行率が86.7%という状況になっておりました。したがって、あと1割弱しか1月末時点では残っていないといった状況で、その後、2月以降の降雪を見込んで、そういった

た15日間というのは、その残予算も含めた2月の補正後の金額でありまして、いくらかの残予算と今回の補正を含めて、そういった降雪の見込みを立てたところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 1月末時点での残予算ということでしたが、今冬は2月も大雪が多かったので、その残予算で処理できたのかということを私心配しているんです。2月8日は、だから、専決処分ですので、もっと早く補正も組むことができたのではないかと思いますので、その確認をいたします。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 今冬の除雪の稼働状況を1月末で押さえたわけですが、1月だけの稼働状況を見ますと昨年よりも実は少ない状況でありました。総稼働時間としては、ただ、2月以降の週間予報でありますとか長期予報によって2月の降雪量が多いということでありましたので、そういったことで、特に立春以降寒波が続いたと思っておりますが、2月の頭はそんなに降雪はなかったかと記憶しております。

したがって、2月の第2週以降、特に降雪量が増える状況が見込まれたということで、そういった補正を組んだものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第2号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第5号）」の専決処分の承認の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第2号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第5号）」の専決処分の承認の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。日程第6から日程第11までの以上6件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第6から日程第11までの以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第6、議第3号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第6号）」、日程第7、議第4号「平成29年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」、日程第8、議第5号「平成29年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第9、議第6号「平成29年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、日程第10、議第7号「平成29年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」、日

程第11、議第8号「平成29年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま一括上程されました、議第3号「平成29年度三川町一般会計補正予算(第6号)」並びに議第4号「平成29年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」、議第5号「平成29年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」、議第6号「平成29年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号)」、議第7号「平成29年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」、議第8号「平成29年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも事務事業の執行によりまして、新たに発生し、または財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をお願いいたしますのであります。

まず、議第3号「平成29年度三川町一般会計補正予算(第6号)」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,634万8,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を46億474万円といたしますのであります。

はじめに、歳出の主なものから申し上げますと、給与改定に伴う職員の給料、手当、共済費等の人件費関係について精査をいたし、各款にわたり所要の補正をいたしますのであります。

2款総務費については、企画費における国際交流基金を追加補正、開発費における地域開発推進事業を追加又は減額補正、及び電子計算費における行政事務システム化推進事業を減額補正いたしますのであります。

3款民生費については、社会福祉総務費における国民健康保険事業費を追加又は減額補正、介護保険事業費を減額補正、老人福祉費における老人福祉施設入所措置費を減額補正、障害者福祉費における障害者自立支援等事業を追加補正、福祉医療費における子育て支援医療給付事業を追加補正、後期高齢者医療事業費における後期高齢者医療事業費を追加又は減額補正、臨時福祉給付金等給付費における臨時福祉給付金給付事業を追加補正、児童福祉総務費における子育て支援事業の追加補正、保育園費における保育対策等促進事業費補助金を追加補正、児童交流センター費における修繕料を追加補正、及び子育て交流施設整備事業費を財源更正いたしますのであります。

6款農林水産業費については、農業委員会に係る各種費用の精査により農業委員会費を減額補正、農業振興費における経営体育成支援事業を追加補正、農地費における土地改良施設等整備事業を追加又は減額補正、農政対策費における多面的機能支払交付金事業、環境保全型農業直接支払交付金事業、及び人・農地プラン推進事業をそれぞれ減額補正、農村総合整備事業費における農業集落排水事業費を減額補正いたしますのであります。7款商工費については、いろり火の里施設費における温泉施設基金積立等を追加補正、いろり火の里推進事業を減額補正いたしますのであります。

8款土木費については、道路維持費における道路施設補修工事請負費を追加補正、道路新設改良費を財源更正、公園費におけるかわまちづくり整備事業を減額補正、下水道費におけ

る下水道事業費を減額補正、及び住宅管理費における町営住宅長寿命化計画策定業務委託料を減額補正いたすものであります。

10款教育費については、事務局費における教育施設整備基金造成事業を追加補正、国際交流推進事業における各種費用の精査による減額補正、学校管理費における小学校管理費を追加補正、公共施設等長寿命化対策事業を減額補正、社会教育総務費を財源更正、及び文化交流館費における修繕料を追加補正いたすものであります。

12款公債費については、元金に係る長期債元金償還金を追加補正、利子に係る長期債利子償還金を減額補正いたすものであります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、1款町税、9款地方交付税、11款分担金及び負担金、13款国庫支出金、14款県支出金、16款寄附金、17款繰入金、18款繰越金、19款諸収入、及び20款町債に、それぞれ所要額を計上いたしたものであります。

なお、第2表繰越明許費については、社会福祉費における養護老人施設改築事業助成金、及び農業費における担い手確保・経営強化支援事業費補助金について、平成30年度に明許繰越を行うものであります。

また、第3表地方債補正については、事業費の補正、及び確定見込み等により、起債限度額を3億6,480万円に増額補正いたすものであります。

続きまして、議第4号「平成29年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。

まず、歳出であります。1款総務費については、一般管理費において歳入の増減による財源更正がありましたが、増減額が等しかったことから補正額としては表れないものであり、2款保険給付費については、医療費等の給付実績と今後の給付見込みを推計し、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、及び一般被保険者高額療養費をそれぞれ減額補正、3款後期高齢者支援金等、4款前期高齢者納付金等、6款介護納付金、7款共同事業拠出金、8款保健事業費及び11款諸支出金については、確定見込み等により、それぞれ追加又は減額補正いたすものであります。

次に歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、1款国民健康保険税、3款国庫支出金、4款療養給付費等交付金、5款前期高齢者交付金、6款県支出金、7款共同事業交付金、9款繰入金、10款繰越金、及び11款諸収入に、それぞれ所要額を計上いたしたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,205万3,000円を減額し、補正後の予算総額を8億1,676万9,000円といたすものであります。

続きまして、議第5号「平成29年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

まず、歳出であります。2款後期高齢者医療広域連合納付金については、保険料等の負担金を推計し、追加補正をいたすものであり、4款諸支出金については、一般会計繰出金を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、1 款後期高齢者医療保険料、3 款繰入金、4 款繰越金、5 款諸収入にそれぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 574 万 2,000 円を追加し、補正後の予算総額を 8,344 万 2,000 円といたすものであります。

続きまして、議第 6 号「平成 29 年度三川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」について、ご説明申し上げます。

まず、歳出であります。2 款介護給付費については、介護サービス等諸費において介護給付費準備基金繰入金の減額により財源更正いたし、4 款地域支援事業費、5 款基金積立金、7 款諸支出金については、確定見込み等により、それぞれ追加又は減額補正いたすものであります。

次に歳入であります。歳出の補正費目に伴い、3 款国庫支出金、4 款支払基金交付金、5 款県支出金、7 款繰入金及び 8 款繰越金について、所要額を計上いたしましたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,772 万円を追加し、補正後の予算総額を 9 億 3,673 万 6,000 円といたすものであります。

続きまして、議第 7 号「平成 29 年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）」について、ご説明申し上げます。

まず、歳出であります。1 款総務費については、施設管理費を財源更正いたし、2 款公債費については、長期債元金償還金を追加補正、長期債利子償還金を減額補正いたすものであります。

次に歳入であります。歳出の補正費目に伴い、3 款繰入金について、所要額を計上いたしましたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 42 万 1,000 円を減額し、補正後の予算総額を 1 億 5,687 万 9,000 円といたすものであります。

続きまして、議第 8 号「平成 29 年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」について、ご説明申し上げます。

まず、歳出であります。1 款総務費については、人件費等及び消費税額の確定により追加補正いたし、2 款事業費については、人件費等を追加補正、最上川下流流域下水道庄内処理区建設負担金を減額補正いたすものであります。

3 款公債費については、長期債元金償還金、及び長期債利子償還金を減額補正いたすものであります。

次に歳入であります。歳出の補正費目に伴い、4 款繰入金、7 款町債について、所要額を計上いたしましたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 612 万 7,000 円を減額し、補正後の予算総額を 3 億 3,043 万 5,000 円といたすものであります。

また、第 2 表地方債補正については、下水道事業債の減額により、起債限度額を 6,310 万円といたすものであります。

以上、議第 3 号から議第 8 号まで、一括してご説明申し上げますが、細部につきまして

は、それぞれ審議の過程で所管の課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議下さいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、私の方から数点質問させていただきます。

まず初めに一般会計補正予算の方から、歳入の方で、1款1項ですが、個人町民税及び法人町民税増額となっております。当初予算の説明の段階でも、大変厳しい状況になるであろうという見込みを聞いております。その増額になったそれぞれの要因、個人町民税ではどういったところで増額になっているのか。また、法人町民税ではどういったところの業種などが増額要因となっているのか説明をお願いします。

また、歳出の方です。12ページ、3款1項5目子育て支援医療扶助費ということで補正が上がっておりますが、この中身の説明をお願いします。

続きまして、14ページ、6款1項5目京田川地区農村防災減災事業負担金ということで、当初予算には1,448万3,000円というふうに記載されておりましたが、この金額が増額になった要因の説明をお願いします。

続きまして、15ページ、6款1項7目多面的機能支払交付金事業227万6,000円減額ということですが、この減額になった要因、どういった地区のどういった事業が取りやめになって減額になったのか説明をお願いします。

次に、17ページ、10款1項2目教育施設整備基金積立金ということで1,500万円計上されております。この基金、平成30年度当初予算には1億7,400万円ほど基金として計上されておりますが、今後の三川町の公共施設等の総合管理計画に合わせた基金の造成の整合性、どのぐらいの金額まで持っていくのか説明を求めます。

その下、国際交流通訳雇上賃金ということで、5万8,000円減額になっておりますが、マクミンビルから来るのが遅くなったための減額だと思われませんが、その内容の説明をお願いします。

最後になります。下水道事業特別会計補正予算の中で、1款1項1目で消費税158万1,000円、確定によるという説明が今ありましたが、新たな事業といたしますか、物品等の購入による増額なのか、その辺の説明を求めます。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前11時49分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後1時00分)

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 大きくは2点のご質問というふうに捉えております。

まず7ページの町税の増要因であります。その中の個人町民税の部分になりますが、個人町民税にありましては29年度課税になりますが、当然に各所得増減はございますが、大きく伸びたのが二つでございます。農業所得にありましては、前年度課税に対しまして、所得額になりますが1億2,000万ほどの増。さらに、給与所得につきましては1億7,000万ほどの増というふうになってございます。そういったことがこの課税額に影響しまして、今回追

加の補正をさせていただいたところです。

次に、法人町民税であります。法人町民税にありましては、製造業、複数社であります。この製造業で大きく調定額が伸びているという状況であります。企業の収益の増という部分になります。さらに小売業等々増加の方向で来ておりまして、今回2,200万の追加補正ということでさせていただいておるところです。

2点目の、12ページ、子育て支援医療の内容でございますが、今回補正をさせていただいた部分は県単の補助対象部分というふうに捉えております。12月におきましても追加補正をさせていただいたところですが、その後の支払い、12月、1月、そして2月と、外来・入院とも増えている状況であります。特に12月、1月の支払いにありましては、未就学児の入院件数の増、また、2月にありましては、小学校・中学生の入院の増と言ったものがありましたものですから、今後の支払いに不足が生じるということで、今回追加補正をさらにお願いさせていただいたというものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 1点目の京田川地区農村防災減災事業負担金の増額の要因でございますが、こちらにつきましては、当初二丁堀排水等の測量と用地買収ということで予算計上をしているところでしたが、国の補正がつかまして、事業費が増額になりました。その結果として、排水機の整備という部分まで踏み込んだための予算として増額になっているものでございます。

それから、2点目の多面的機能支払交付金事業、こちらの方の減額の要因でございますが、対象となったのは横山の農地共同体でございます。こちらの方で長寿命化に取り組む予定をしておりましたが、それを取り組まないということで、その間の事業費について減額の補正をお願いするものです。

○議長（小林茂吉議員） 高橋教育課長。

○説明員（高橋誠一教育課長） 2点ご質問いただきました。

まず1点目の教育施設整備基金の目標についてであります。昨年度作成されました公共施設等総合管理計画、このうち学校、保育園・幼稚園、または社会教育施設に係ります37年度までの事業費のうち、基金としては、合計しますと6億6,000万ほどにはなります。ただ、そのうち社会教育施設等、保育園・幼稚園等については、見込まれる大規模改修費をおおむね基金から手立てしようという計画になっておりますが、実際には、国の公共施設の長寿命化ということで、改築等によらず、さらにもう20年、30年使うような大規模改修に対しては、地方交付税参入もある有利な起債というものも最近出てまいりました。そういうものを勘案しますと、現時点では、見込みであります。37年度までに実施計画年度どおりの改修工事等がなされた場合は、4億円から4億5,000万ぐらいではないかということで見込まれるところでありまして。

ただ、実際この金額、基金の目安については当然、実際に行われます工事の年度、または実際に行った際の事業費といいますか、改修経費が見込みより落ちた場合、当然基金からの繰出額は小さくなるわけですので、そういったことで、毎年毎年そこについては、掲げられ

る大規模改修の計画の内容等について変化するということで見込んでおるところであります。

それから、国際交流事業における雇上賃金の減額分についてのご質問ですが、当初訪問いただきましたマクミンビルの生徒、その訪問していただいた期間中、または訪問に際しての事前準備ということで賃金を計上しておりました。ただ、実際に、事前準備にしましても、こちらに滞在していた期間中は、まずその期間2人全日程配置をするということで計画しておったんですが、実際には事前準備にもそれほどの時間をかけず、または2人配置のところ、その活動内容によっては1人で対応できたというようなところもありまして、結果として、当初予算額よりも低い額で実施することができたということでの減額内容になっております。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 下水道事業特別会計補正予算に係ります1款の総務費のうち、消費税の増額の要因でございますが、ご質問にありましたように、事業、いわゆる工事等の発注、もしくは物品等の購入に伴う消費者としての消費税ではございませんので、これにつきましては、下水道事業を行っている事業主としての納税義務者の立場での消費税の納付額ということになります。

基本的には、この下水道事業の消費税の算定にあたりましては、いわゆる使用料、または増設した場合の分担金等が課税の対象になるところでございますが、一方で、仕入れを対応分ということで、経費といたしましては、起債費等がその必要経費ということで控除されることでございます。

例年、前年度の消費税の納税状況を確認した上で当初予算を計上しているというところでございますが、27年度と28年度、いわゆる去年の9月に確定の通知を受けました28年度事業の内容と比較いたしますと、使用料が若干伸びている。また、分担金も前年と比べまして伸びているという状況の中、事業が減少したということから起債額が少なくなったということで、プラス要因と、それから、控除すべき額が減額になったということから、例年に比べまして大幅な増額になったという経緯がございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、まず1点目の個人町民税の増額の件ですが、農業所得が1億2,000万、給与所得が1億7,000万増というふうになっているということで、当初予算策定の段階ではかなり厳しいということでしたので、この数字の当初予算時の査定の仕方。また、当初から、途中で変わってきたということですので、どの段階でこのぐらい見込めるかなというふうに出てきたのか。その辺をどう捉えているかお聞きます。

また、法人町民税ですが、製造・小売とも好調であったという説明でしたが、小売に関しては町内全域のこととして捉えているのか。それとも、特にイオンを中心とする商業施設の伸びが大きかったのかどうか。その辺をどう捉えているかお聞きます。

もう一点の子育て支援医療扶助費ですが、昨年この時期の補正には出てこなかったかというふうに思います。これは今年の冬に関わる子どもの病気が大変広がっていたのかなとい

うことがここに表れてきたのかなと思いますが、そういう認識でよろしいのかどうか。

もう一点。6款1項5目の京田川の防災減災事業負担金ですが、前倒しで排水機整備するということで、設置の方も前倒しになってくるのかどうか。その辺の認識をお願いします。

また、その次の多面的機能支払交付金ですが、長寿命化の事業を取り下げたということで、そもそも計画にある段階では、そこにやはり何かの問題があつて計画に上がってきていると思われまふ。それを取り下げなければならなかつたというところを分析していると思ひますが、今後そういったところでの動向、また、事業を策定する上でのマネジメントというのを町の方でどう捉えているかというところをお聞きします。

続きまして、10款の方ですが、国際交流の通訳雇上賃金の方では、1日対応しなかつたから減額になつたということではないという認識でよろしいかどうか。マクミンビルから生徒が来るのが少しトラブルがあつて遅れた影響で、その分が減額になつているというわけではないと。トータル的に見て、少し人件費の部分で集約できたというところでの減額かどうかというところを説明願ひます。

○議 長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 29年度の予算編成にあたりましては、実質主義という考え方のもとに、特に税収見込みにつきましては、28年度決算見込みをベースにしまして予算編成に取り組んだというのが実態でございます。

個人町民税につきましては、実際のところ、28年度決算におきまして、ある程度の伸びを示したという状況もありました。そういったことから、29年度の当初予算につきましても、前年度より増額しての当初予算というふうにさせていただいたところですが、ただ、その後、予算編成期にありましては、11月・12月というところですが、その後の確定申告等々によりまして所得の増が見受けられたということで、賦課の段階にありましてはさらに増というふうになつたと見ております。

2点目の、法人税に係る小売業の増等に関するご質問であります。町全体的にそういった傾向は見られるのかなというふうには思ひますが、大きく増加している企業等にありましては、やはりイオン周辺の企業が多いように感じているところであります。

あと、もう一点の子育て支援医療給付の関係でございます。確かに3月の補正には追加という形ではさせていただいておりません。ただ、28年度の12月にありましては追加補正をさせていただいておるところです。今年度も12月の補正で十分間に合うであろうというふうな踏んでの12月補正でございます。ただ、実際支払いが進むに連れて、徐々に支払額が増となっているという実態がございまして、これでは3月の支払分に間に合わないということで、さらに今回追加補正をさせていただいたというものでございます。中身的には、先程言ひましたように、外来・入院とも件数が伸びている。その中でも、入院の方の医療費そのものが当然ながら高額になっているわけですので、そういった部分での伸びが大きいというふうに見ております。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 京田川地区の事業についての進捗状況と申ひますか、事業

内容でございますが、用地買収等を完了し、順次いわゆる排水機の整備に取り掛かるということで県より確認を取っております。

それから、2点目の多面的機能のご質問ございましたが、こちらについて、取り下げの要因とその対応ということでございました。取り下げの要因につきましては、当該組織について、当初は長寿命化の意向があるということで予算化になったところです。ただ、実際に調整等も含めまして、計画としてまとまらなかったというような状況がございまして、取り下げになったという状況でございます。この交付金につきましては、事務執行についても各集落組織があたりますので、そういう面で大変さがございます。ですので、ご質問にあったとおり、事務執行のマネジメントについては個別に、それぞれの状況違いますので、適正に、効率的に執行できるように対応してまいりたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 高橋教育課長。

○説明員（高橋誠一教育課長） 雇上の減額につきましては、ご質問にもありましたが、確かに昨年といたしますか、今年度アメリカのマクミンビルの方から来られる際、アメリカ国内でのトラブルといたしますか、日本に到着するのが、1泊しなくていいといたしますか、夕方着の予定が翌日の朝に到着したということで、むしろそういったところでも、減額については旅費の方が減額になっておりまして、雇上の賃金については、先程も若干触れましたが、事前準備に要するというで見込んでいた日数がそれほどかからなかった。それから、町内といたしますか、こちらの方での活動で、当初は全日程を2名の配置で計画していたところが、その全日程必ずしも2人付かなければならない状況にはならなかったということで、減額ということになった次第であります。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 私の方から5点ほどお聞きしたいと思います。

初めに、13ページ、3款民生費の2項1目子育て支援事業の中で出産祝金増額となっておりますが、今年度における出生数について教えていただければと思います。

次に、15ページ、7款商工費の1項5目いろり火の里施設費の中の「いろり火の里」推進事業930万円ほど減額となっておりますが、この減額内容についてと今年度の事業内容についてお聞きしたいと思います。

次に、16ページ、8款土木費の4項2目かわまちづくり整備事業、こちらも1,500万円ほど減額となっております。今年度の整備内容と減額の要因についてお聞きいたします。

次に、国民健康保険の特別会計であります。歳入の部分で、医療給付費、後期高齢者支援金分の滞納繰越分とありますが、滞納分について、どのぐらいあるのかお聞きしたいと思います。

最後に、下水道特別会計の中で、2款の事業費、最上川下流流域下水道庄内処理区建設負担金660万円ほど減額しておるわけですが、この要因についてお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 3款の児童福祉総務費の出産祝金、この度370万増額の補

正をさせていただいておりますが、今年度の出生数というご質問でございました。当初予算で、出生数につきましては73名と見込んだところでございます。

それで、補正予算を見るにあたって、出生数につきましては大きく変わっていないというところでございました。この補正を見た時点で、実数といたしましては、今年度の実数が50人と、今後見込まれる出生というところでは20人でしたので、大きく変わっていないところでありました。

今回、この度出産祝金の増額をさせていただいたという主な要因というところでは、第二子が出生したときは20万円加算して祝金を交付するわけですが、第二子が当初予算で見込んでいた人数よりも多かったということで、1人のお子さまにつき20万円加算になるわけですが、その加算分が大きかったと見ているところでもあります。

今年度の第二子の出生という部分につきましては、見込みであります、30人ちょっとかなというふうに見ているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 「いろり火の里」推進事業の工事、それから業務委託等の減額要因と今年度の内容ということでございました。

最初に、いろり火の里の減額要因であります、今年度いろり火の里におきましては、なの花ホールの空調改修工事、それから、田田の宿の方の空調改修工事、それから、ラコスの西側の方の緑地の広場の方に遊具を設置したところでありますが、先程話しました空調工事の関係で請負差額が出ました。これも、企業の努力によりまして減額というふうになったことにより、工事費、それから委託料の方をともに今回減額補正をさせていただいたところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） かわまちづくり整備事業における整備内容と減額要因というご質問でありましたが、今年度におきましては、昨年度に引き続き休憩広場と駐車場の整備工事を主に行っております。減額要因といたしましては、この事業につきましては、社会資本整備総合交付金を活用した事業ということでありまして、本年度当初要望においては約4,000万の事業費の要望を出していたところでありますが、実際には措置率が50%ということで、2,000万円という半分に減額になったということでもあります。

したがって、工事費につきましても、その半分程度を減額せざるを得ないということでもあります。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 国民健康保険税の滞納繰越額に関するご質問でありました。

大変申し訳ありませんが、医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分といった細かい数字は持ち合わせておりません。全体での数字ということになります。一般被保険者、また退職被保険者含めてになります、滞納繰越額につきましては、今現在1,861万4,000円ほどというふうになってございます。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳土環境整備主幹） 下水道事業特別会計補正予算に係ります2款事業費の中の最上川下流流域下水道庄内処理区の建設負担金、この減額についてのご質問でございますが、例年、県で事業展開いたします流域下水道の建設事業に関する費用の一部ということで、下水道法第31条の2の規定により負担を求められているというものでございます。当初の予算計上の段階におきましては、県の見込みに基いて、この金額で予算計上をしてくださいという通知のもと当初予算を計上いたすところでございますが、ほぼ同じ時期にはなりませんけれども、11月の末、12月の初めに、その年度の負担金の確定見込額の通知も来るところでございます。今回、29年度におきましては、約990万、約1,000万近くの当初予算を計上したところでございますが、結果的には340万ほどの負担金ということで、その要因については諸々あろうかと推測している中でございます。今県当局の予算査定の段階での事業費の減額もあるでしょうし、あるいは工事の請差という部分での実額等の減額等々も要因として考えられるところでございますが、いずれにいたしましても、県からの求めに応じた形で対応しているという状況でございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 出産祝金の件ではありますが、少子化と言われる中で、非常に親御さんたちからも評判のいい事業だということをよく耳にします。先程の町長の施政方針にもありましたとおり、本町独自の支援策として今後とも長く続けていっていただきたいと思うところであります。

「いろり火の里」推進事業についてであります。複数年にかけての計画ということですが、全体計画に対してどのぐらい進んでいるのか。進捗状況等、今後またどのぐらいの整備を見込んでいるのか、分かればお聞きしたいと思います。

かわまちづくり整備事業についてであります。毎年のようになかなか国からの予算が下りてこないということで、思うように事業が進まないということは認識しているところであります。赤川河川沿いにも、この冬、カヌー等の発着所、国の直轄ということで整備進んでいるわけですが、そこら辺の管理について今後どのように考えているのかお聞きできればと思うところであります。

国民健康保険の特別会計についての滞納分ということですが、年々国や県からの交付金が減額されているようであります。加入者1人当たりの負担が大きくなるようでございます。滞納が増えるとますます負担が増えて、また、逆に払えない人が出てくるということも懸念されるわけですが、滞納を未然に防ぐために何か考えがあればお聞きしたいと思います。

下水道の特別会計においてありますが、工事をまだ継続しているのかどうかということ。本年で終わりなのか、また、来年度からも予算的につくのかどうか。継続の見込みについてお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） いろり火の里施設の関係でございます。

いろり火の里施設の関係につきましては、リニューアル、それから大規模長寿命化という

ことでやっているところでございます。今年度は、先程言いましたように空調関係中心にやっておりますが、まだ田田の宿の方の空調、さらには、なの花ホールの方の空調も来年度やりたいということで計画をしているところです。それ以外にも、田田の宿の室内関係の改修、それから、温泉排水の排水そのものも改修を行っていききたいという部分と、ボイラー等ございます。全体として、事業の部分、まだ固まっていない部分ございますが、まだ1/5程度の進捗率ではないかなというふうに認識しているところですし、来年度は引き続き長寿命化の部分とリニューアルということで、お客さまの集客に繋がるようなリニューアルについても引き続きやっていききたいということで考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） かわまちづくり整備事業に関連しての、国が整備を進めております船着き場等の維持管理の部分でございますが、この部分につきましては、例えば出水後の土砂が大量に溜まったような場合と、あるいは施設が一部破損したとか、そういった部分に関しては、やはり国の方から支援をいただけるものということで進めております。日常管理につきましては、やはり公園との一体管理ということで、地元等々が今後そういった維持管理の手法について協議してまいりたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 滞納をできるだけ発生させないというところにつきましては、当然そのようにしていきたいというふうに常々取り組んでいるところです。まずは早期に督促、接触を行う。また、電話、文書での催告。そして、接触等により生活状況をお聞きしながら分納の相談に応じるといった状況でございます。そういった対応等応じてもらえない方に対しましては、財産調査等を行いまして、場合によっては差し押さえといったような対応をする場合もございます。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 例年のとおり、県からの通知に基づきまして予算を計上しているところございまして、平成30年度におきましても、737万4,000円の当初予算にお願いするところでございます。工事の区域、または内容等については、手元に資料がございませんのでご報告申し上げられないところでございますが、庄内区域の中で、いろいろと管路整備等の工事がまだ継続しているものというふうに認識しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 私の方からは1点。

15ページの7款商工費、いろり火の里施設で、温泉施設基金積立金、今4,000万ということであります。当初予算を見ると6万2,000円でしたが、この積み立てる意味というか、なぜ4,000万積むのか。そのお金はどこから出てきたのか教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 15ページの温泉施設基金の積立金でございます。これにつきましては、当初予算においては利子分を計上していたわけでございます。先程企画調整課長の方からも進捗状況の説明があったわけでございますが、今後の整備を考えたときに、やは

り今現在の繰越金等、あるいは29年度の中で不要となったものの減額等ございましたもので、そういった予算をまず充当基金として積み立てられるときに積み立てようということで、今回はその補正予算の中で温泉の方に4,000万、教育施設整備基金の方に1,500万ということで計上したものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 一般会計の補正について若干伺います。

今ありましたとおり、今回の補正に関しては、町税の伸びというものを受けながら、あるいは繰越金というものの残りの部分を全額計上したというようなことで、それらを利用しながら、先程の温泉施設基金4,000万、教育施設整備基金1,500万の積み上げということで、非常に適切な内容になっていると思います。

それで、少し伺いたいのですが、7ページ、先程も同僚議員からありました町税の関係であります。それぞれ個人町民税、法人町民税増えましたし、非常に大きな額増えたと思います。また、固定資産税も同じであります。残念ながら、たばこ税が減額したということで、この要因について伺いたい。

さらに、町税の個人・法人の町民税に関してですが、先程いろいろ説明ありました農業所得、給与所得、それぞれ上がったということではありますが、農業に関しては年度の変動が大きいということもあります。それから、給与に関してですが、これ就業人口というものの動態・動向といいますか、動きというものをどのように捉えているのか。就業人口が、若い人が増えれば給与所得のある就業者が増えていくというような流れがあると思います。その辺の状況をどのように捉えているのか伺いたいと思います。

それから、14ページ、6款農林水産業費の3目農業振興費、経営体育成支援事業、繰越明許にはなっているようですが、担い手確保・経営強化支援事業費補助金と。当初予算には確かなかったように思いますし、あるいは新しい事業ということで、国の方から補正がらみで出てきたものなのか。その辺、内容をまず伺いたいと思います。

それから、先程ありました15ページのいろり火の里の関係なんですけど、4,000万ほどの基金の積み立てがあったということで、総合計画の公共施設の長寿化計画の中では、全体事業費として、一番新しい数字としては4億7,000万ほどの計画なわけです。28年から34年までの間、基金を使いながら整備していくということで、基金を財源にするということで、その積み上げだと思います。先程、進捗率で1/5程度かなという話がございました。今後3年の計画を見ますと、当初よりも若干上回っているような3年間の計画があるようです。今後、全体の事業費がどのような動きになるのか。その辺、捉え方を伺いたいと思います。

それから、16ページ、8款土木費の関係です。道路関係で、道路施設補修工事請負費300万ほど計上されたようです。今雪解けの時期を迎えて、町内すべての道路を走っているわけではございませんが、常日頃通っている道路を見ますと、非常に補修が必要な箇所が多いように思います。今回計上された300万という金額、どの程度の補修ができるのか、どう捉えているのか、その補修箇所等、説明をお願いします。

それから、その下になります。土木費のかわまちづくり整備事業。当初4年程度の国がらみの事業ということで計画されていたように記憶します。事業が始まってから2年、あるいは3年ぐらいになるのか。その間、先程説明ありましたとおり、国の歳入部分、社会資本整備総合交付金、これが予定どおり入らないというような状況がある中で、町も大変苦労していると思います。現在での、今までの進捗状況についてどう捉えているのか。それから、今後この事業が予定どおり完了する時期について、今後の国の動き次第だと思いますが、予定どおり行く場合、それから、現状のように国から措置率半分ぐらいというような状況が続く場合、いろいろ想定していると思います。その辺の状況について伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） まず、たばこ税に関する減額補正でございます。29年度、例年ですが、税額ともに徐々に減額しながら推移してきているところです。ただ、この1月の納付につきまして、大幅に減額になったと。この要因というのが少し分からなかったのですが、例年、1月・2月につきましては、その前の月から比べると、どうしても低い数字になっていたのですが、今年の1月につきましては大幅な減額という形になったところです。そういった状況から、2月の部分についても、なかなか甘くは見れなかったものですから、この度、補正につきましては、600万といった大きい減額補正となったところです。

個人町民税の就業人口の動態というご質問でございました。なかなかそういった部分での分析まではしていないところですが、今資料を見ていましたら、まず28年度と29年度課税の比較でございますが、納税者数については、そんなに変わりはないところです。ただ、この中で、給与所得に係る特別徴収という部分ですが、それが28年度から29年度にかけて150人ほど多くなっております。そういったことからしますと、特徴者イコール給与所得者が多くなっているというのが見えてくるかなというのは言えるのかなというふうに感じたところです。農家の方にありまして、勤めながら農業をされている方もありますし、給与がありましたら、特別徴収を山形県全体で推し進めている中で、さらに特別徴収者数が増えているというのもあるかとは思いますが、そういった部分で、給与所得者は増えつつあるというふうに言えるのではないかと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 経営体育成支援事業の中の担い手確保・経営強化支援事業費補助金の増額の内容でございます。

経緯としましては、ご質問にもありましたとおり、当初はございませんでした。国の方の補正予算で、1月頃に連絡がございまして、1月下旬に募集開始ということで取り組んでいるものでございます。内容につきましては、一経営者がコンバインを1台導入するということでの申請が、今現在採択になっているところでございます。ただ、実際には、もう1ヵ月の間での事業執行ということで、しかもコンバインですので今年の秋ということになりますので、繰越明許ということでさせていただいております。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） いろり火の里施設推進事業の今後の事業の見込みでござい

ます。

いろり火の里につきましては、今年度までリニューアル、それから長寿命化ということでやってきたわけですが、やはり今後の一番大きな課題となるのが、温泉施設の送湯管。源泉からそれぞれ田田の宿、それから温泉の方にお湯を送る源泉の管、それから途中の送湯管、こういった部分が、そろそろ更新、もしくは改修しなければならない時期に来ているということでございます。その部分については、まだ管路診断ということで、内部に機械等を入れて管路を診断して事業費を算定するわけですが、その管路診断をまだ実施しておりませんので、明確な事業費は分からないところでありますが、管路診断によっては5,000・6,000万から億程度の金額がかかるというふうなことも想定されますので、こういった部分については、今後も管路診断を行いながら、事業費を算定しながら計画してまいりたいということで考えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 初めに、16ページの道路維持費における道路施設補修工事請負費300万の今後の執行予定箇所というご質問でありましたが、この項目につきましては、9月の補正予算の中でも補正をした経過がございまして、現在その全体予算の枠の中で補修できる箇所については鋭意補修を、すでに発注しているところでもあります。特に、舗装が傷んでいる部分につきましては早急に、3月中に復旧できるように修繕工事等を進めているところでもあります。今回の300万の項目については、主にこの工事請負費については、グレーチングと側溝、それから縁石、あるいは集水桝、そういった道路の施設に関連するものでございまして、こちらについては、道路パトロールによってかなり傷んでいる箇所があると確認していますので、3地区合わせて優先、できるだけ3月中に対応できるような形で、この300万を執行してまいりたいと考えております。

それから、次のかわまちづくり整備事業における今後の計画期間等のお話かと思いますが、まず最初に、今現在の全体の執行状況というお話もありましたが、補助事業上の申請、全体事業費は2億5,000万ということで申請してきた経過がございまして、今年度も含めて過去3カ年ですが、2,000万ずつしか配分されて来なかったということでもありますので、5カ年のうち3カ年経過して、計6,000万を執行したと。単純に6,000万を2億5,000万で割り返しますと、24%の進捗率ということになるかと思いますが、平成30年度の当初予算におきましては、残りの2カ年分を、国の方にはその2カ年で、補助事業上は計画期間の中で申請を行うことになるわけですが、実際には今までの配分、そういった措置率等の状況を見ますと、やはり全額はなかなか難しいと感じております。

したがって、計画期間の延長といったことも当然視野に入れながら進めてまいる必要があると考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 町税に関して、なかなか一人ひとりの状況の把握というのは難しいわけですし、ただ、全体としては、その給与所得者が増加傾向にあるだろうというような答弁だったと思います。確かに、農業経営者に関しては、高齢者がどどんりタイアしている

という中で集約が進んでいるということからすれば、勤めながら大規模化というのがなかなか難しい中で、農業専業という人も若干増えているかなという認識はしていますが、それ以上に給与所得というものの、専業と言いますか、会社勤めの人が増えているのかなと私は思ったところでございます。これが来年度以降の予算編成にも関係するのかなという意味で伺った経過でございます。

それから、たばこ税に関して、要因が不明というようなことがありました。私はたばこを吸わないので、たばこを吸う方の状況はなかなか分からないんですが、最近出ている電子たばこですか、そういったものも要因なのかなと思ったところです。その辺、今後の歳入に関係しますので、もう少し分析が必要かなと思ったところでした。答弁はいいません。

それから、経営体育成支援事業に関してですが、国の事業というものが相変わらず補正というもので、各省の予算の取り合いというものの中で、本当の意味での農業者の経営の向上に繋がるのかなという部分も非常に疑問があるわけでございます。1月下旬に募集をかけたということで、今伺いますと、一経営体がコンバイン1台の導入ということで830万、これは補助率等の話も伺いたいですが、この一経営体にしぼられたということなのかな。手が挙がらなかったのか、優先順位等あるのか。その辺もう少し、今内定している、決定しているという見方でいいのか。繰越明許ですので決定だと思いますが、ここに決定された経緯なり経過について詳しく伺いたいと思います。

それから、温泉施設に関してですが、一番重要な部分の管路診断、送湯管の管路診断についてまだ行っていないということで、近々行われるべきと思いますが、例えばその金額が現在予定している4億7,000万ぐらいの事業費からはみ出るといった場合は、どういった措置が講じられるのか。例えば、34年度というものを、年度というものを変えずに単年度の金額が大きくなっていくのか。あるいは、後年度にずれ込んでいくのか。その辺の基本的な考えを伺いたいと思います。

それから、かわまちづくり整備事業なんですけど、これも同じように、予定では残り2年間ということで、場合によっては計画の延長というものがなされるだろうと。やらなければならないという話でございます。こういった計画の延長の中で、では今まで3年間やってきましたと。これからやる事業について、今まで3年経過した中で、あるいはいろいろな意見が出ている中で、その計画の見直しというものが、この延長を考える際にできるのか、できないのか。その辺、伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 当該事業の補助率については1/2でございます。経営体育成支援事業、これ自体が3/10ですので、同じような内容ではあるんですが、担い手確保事業については1/2と、補助率が良くなってございます。言えば、採択要件も高くなるという状況がございます。これにつきましては、国の方からの事業実施が、補正等の関係で本当にぎりぎりであるというのが毎年続いております。したがって、三川町では、事業の有無に関わらず、機械導入等の要望調査をしております。今回についても、12月に、認定農業者を中心に全農家の方々に要望調査を出しております。要望のあった中で、実はこの

事業に採択なる可能性の高いものを事務局の方で精査をいたしました。今回の事業についてはポイント制でありまして、例えば雇用を持つとか、付加価値を高める。具体的なものの積み重ねの中で7から8ポイントというような大きな数字を持たないと採択にならないだろうということで、今回1組織について、その条件をクリアしているものを申請したところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） いろり火の里施設事業の今後の事業の見通し等でございます。

本町のいろり火の里施設事業につきましては、温泉の部分について、温泉施設基金、それから、ふるさと基金、そういった部分を活用しながら事業を推進しているところでありますが、本町におきまして重要事業であるいろいろな事業も今後実施されますので、そういった事業の進捗状況によっては、後年度の方に、「いろり火の里」推進事業の送湯管を含めた施設の大規模改修等を含めて事業を調整して、後年度の方に事業を送るというようなこともあり得るかというふうに判断しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 先程聞けば良かったんですが、管路診断について。これ送湯管というものが、例えば故障がある、詰まる、あるいは破れるといったことがあるとすれば、これは温泉施設にとっては致命傷だと私は思うんですが、まず診断を早くやって、この送湯管というものから、でき得るならばやるべきだと私は思うんですが、その点の考えはどうでしょう。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 送湯管の管路診断でございますが、この部分については現在もいろいろ、事業者の方も含めて探しているところではありますが、やはりあまり本県の方でこういった事業を行う事業者が少ないということもありまして、その辺含めて、平成30年度には今現在は実施する予定はしておりませんが、31年度に管路診断を行いながら、その後の位置付けということで管路の診断を行いながら、事業の改修等、更新になるのか、その辺については判断していきたいということで、平成30年度については、そういった部分含めて、いろいろな事業者含めて内部の方で精査して、次年度以降の事業に向かっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 計画の延長の際に全体計画の見直しが可能かどうかといったご質問でありました。こういった補助事業を活用した場合、今回の事業について、都市公園整備事業を活用しているわけでありまして、平成27年事業当初の段階で、実施設計についても、この補助事業でもって全体設計に取り組んでいるところでありまして、そういった実施設計の中身を大きく変えるといったことが果たして可能なのかどうかは少し疑問に思うところであります。例えば、防雪柵の整備なんかも鋭意進めた経過がありますが、それについても、最初に全体設計を行って、その全体設計についても補助事業の中で取り組んで、や

はり措置率が低くて、実際の計画期間が、防雪柵についてもかなり毎年の延長が短くなってきてしまったといった経過があるわけでありますので、そういった設計の段階からすでに補助事業を活用しているものでありますので、そういった見直しについては、やはり困難ではないかなと思っているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 他に。6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 何点かお伺いしたいと思います。

7ページ、歳入の1款町税についてですが、固定資産税が1,600万ほど増額になっております。多分これは新しい工場等の関係ではないかと思っはいるんですが、実際この増額要因は何かということをお願いいたします。

それから、11ページの2款総務費の7目開発費の中で、桜木地区住環境整備測量設計等業務委託料が570万ほど減額になっておりますが、これは設計入札等で下がったのではないかと思うのですが、それについてもお願いいたします。

それから、15ページの6款農林水産業費の7目農政対策費の中で、まず最初に、環境保全型農業直接支払交付金等、それから、人・農地プラン推進事業の中の機構集積協力金、それから青年就農給付金事業交付金、これいずれも減額になっておりますが、この減額の要因についてお願いいたします。

以上3点です。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 7ページの固定資産税の増額要因でございます。

固定資産税につきましては、土地、家屋、償却資産という三つがございますが、土地については、下落修正等によりまして若干マイナスとなっているところですが、家屋につきましては、新築件数の増によりましてプラス、さらには、償却資産になりますが、みかわ産業団地、また、ル・パークみかわの方の企業等の進出によりまして、この償却資産についてだいぶ伸びたということから、今回追加補正をさせていただいたところですが。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 桜木地区住環境整備事業の測量設計業務委託料の減額要因でございます。この部分につきましては、昨年の4月に入札を行ったものであります。そのときの入札の結果、当初のこちらの設計金額に対して安く入札結果が出まして、請負差額ということで、この570万減額というふうになったところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 1点目の環境保全型農業直接支払交付金事業の減額の理由でございます。

これにつきましては、現在この交付金事業に参画しているのは6組織の110名ということでの計画でございました。これに対し、確定になりますが、1組織が取りやめ、それから8名の方がメニューの中の堆肥の施肥、窒素・ケイ酸という細かな部分ですが、こちらの取り組みをやめたということでの減額になります。

それから、二つ目の人・農地プラン推進事業の減額理由でございます。二つございまして、

一つが機構集積協力金です。当初の計画では、20haに対して、10a当たり2万5000円、500万円ということでの見込み・予算を立てておりました。実際のところ、それよりも若干少ない19haほどの実績となりまして、そのための減額が主でございます。

それから、青年就農給付金、今現在の新しい名称は「農業次世代人材投資資金」になりますが、この減額につきましては、当初は2名の対象者に対して、1名当たり150万円の300万円というような予算立てでございましたが、2名のうち1名の方がこの資金の制度上、所得に応じて交付金額が減額になるというところに該当しまして、結果、その分の減額になります。

○議長（小林茂吉議員） 他に質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから採決します。各会計補正予算6件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第3号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第6号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第3号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第4号「平成29年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第4号「平成29年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第5号「平成29年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第5号「平成29年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第6号「平成29年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長 (小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第 6 号「平成 29 年度三川町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長 (小林茂吉議員) 次に、議第 7 号「平成 29 年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長 (小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第 7 号「平成 29 年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長 (小林茂吉議員) 次に、議第 8 号「平成 29 年度三川町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長 (小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第 8 号「平成 29 年度三川町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長 (小林茂吉議員) 暫時休憩します。 (午後 2 時 9 分)

○議長 (小林茂吉議員) 再開します。 (午後 2 時 30 分)

○議長 (小林茂吉議員) 日程第 12 から日程第 17 までの以上 6 件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (小林茂吉議員) 異議なしと認めます。したがって、日程第 12 から日程第 17 までの以上 6 件を一括議題とすることに決定しました。

○議長 (小林茂吉議員) 日程第 12、議第 9 号「平成 30 年度三川町一般会計予算」、日程第 13、議第 10 号「平成 30 年度三川町国民健康保険特別会計予算」、日程第 14、議第 11 号「平成 30 年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第 15、議第 12 号「平成 30 年度三川町介護保険特別会計予算」、日程第 16、議第 13 号「平成 30 年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第 17、議第 14 号「平成 30 年度三川町下水道事業特別会計予算」、以上 6 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員 (阿部 誠町長) ただいま一括上程されました、平成 30 年度三川町一般会計予算、並びに特別会計予算 5 件、以上 6 件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議第 9 号「平成 30 年度三川町一般会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51 億 2,600 万円といたすものであります。

債務負担行為につきましては、債務を負担することができる事項、期間及び限度額を定め、地方債につきましては、事業ごとにそれぞれ限度額を設定いたしまして、7 億 6,830 万円と定めたところであります。

一時借入金については、借入れの最高額を 3 億円と定め、また、歳出予算の流用につきま

しては、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、流用について規定いたしましたものであります。

平成 30 年度の一般会計予算総額は、平成 29 年度当初予算に対しまして、7 億 6,000 万円、率にして 17.4%の増となっております。

その主な増額要因といたしましては、役場庁舎の空調熱源設備改修工事、子育て交流施設整備工事、保育士等の確保対策、ふるさと応援寄附金推進事業、いろり火の里推進事業、橋梁長寿命化対策事業、及びかわまちづくり整備事業などの増によるものであります。

なお、減額要因といたしましては、桜木地区住環境測量設計業務委託の完了、小売店業者振興支援補助金の減、地域交流・子育て支援施設整備事業の完了、及び消防ポンプ車整備事業の減などであります。

次に、議第 10 号「平成 30 年度三川町国民健康保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 4,390 万円とし、一時借入金の借入れの最高額を 1 億円と定め、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、金額の流用について規定いたしましたものであります。

平成 30 年度の国民健康保険特別会計予算総額は、平成 29 年度当初予算に対しまして 1 億 6,210 万円、率にして 20.1%の減となっております。

次に、議第 11 号「平成 30 年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,390 万円といたしまして、平成 29 年度当初予算に対しまして、620 万円、率にして 8.0%の増となっております。

次に、議第 12 号「平成 30 年度三川町介護保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 6,570 万円とし、一時借入金の借入れの最高額を 3,000 万円と定め、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、金額の流用について規定いたしましたものであります。

平成 30 年度の介護保険特別会計予算総額は、平成 29 年度当初予算に対しまして 5,180 万円、率にして 5.6%の減となっております。

次に、議第 13 号「平成 30 年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,390 万円といたし、地方債につきましては、限度額を 4,670 万円と設定したところであります。

平成 30 年度の農業集落排水事業特別会計予算総額は、平成 29 年度当初予算に対しまして 820 万円、率にして 5.3%の増となっております。

次に、議第 14 号「平成 30 年度三川町下水道事業特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 4,320 万円といたし、地方債につきましては、限度額を 6,650 万円と設定し、また、一時借入金の借入れの最高額は 5,000 万円と定めたところであります。

平成30年度の下水道事業特別会計予算総額は、平成29年度当初予算に対しまして4,900万円、率にして1.4%の増となっております。

以上、議第9号から議第14号まで、一括にご提案申し上げましたが、概要につきまして、引き続き所管の課長が説明いたします。

また、細部につきましては、審議の過程で、それぞれ課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議下さいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 本案について、所管の課長より概要説明を求めます。

○議長（小林茂吉議員） 最初に、議第9号について、本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） それでは、平成30年度一般会計予算の概要につきましてご説明申し上げます。

予算説明書1ページをご覧ください。

第一 総括的事項の1と2につきましては、町長の施政方針等と重複する面がございますので、総括的事項の3から申し上げます。

3. このような地方財政計画を踏まえ、本町においては住民・地域・行政の三者による協働のまちづくりを基本に、行政需要に的確に対応した事業展開を図るとともに、重要事業である子育て交流施設の本体整備に取り組むこととしております。また、引き続き地域産業の育成と振興、町民の健康と福祉の向上、子育て支援の更なる充実を目指し、平成30年度当初予算の編成を行ったところであります。

歳入では、町民税など所得の増加に伴う税収や固定資産税の伸びを見込むとともに、ふるさと応援寄附金は前年度比4.0%増の5億2,000万円を見込んだものの、地方交付税については地方財政計画を踏まえながらも、これまでの交付実績などから前年度比1.7%減の14億4,000万円となり、歳入の確保の面では依然として厳しい状況が続いております。

一方、歳出では、事業終了等による減額はあるものの、子育て交流施設の本体整備や公共施設等長寿命化対策事業の推進、福祉・介護などの社会保障に係る公的負担の増加、子育て支援にかかる保育士等の処遇改善などにより、平成30年度の一般会計予算は前年度比7億6,000万円増の51億2,600万円（17.4%増）としたところであります。

次に、第二 歳入予算の概要について申し上げます。

1. 町税は、町民税（個人・法人）や固定資産税については、所得環境の改善や町内の輸出関連企業の好況、住宅取得の状況等による増収を見込み、9億6,294万5,000円（前年度比3.1%増）を計上しました。

2. 地方譲与税は、地方財政計画などから推計し4,400万1,000円（2.3%増）を計上しました。

3. 配当割交付金及び株式等譲渡所得交付金は、県交付金等交付見込みや交付実績の状況などを推計し、配当割交付金は230万円（4.5%増）、株式等譲渡所得交付金は220万円（同額）を計上しました。

4. 地方消費税交付金は、県交付金等交付見込みや交付実績から増額を見込み、1億5,500万円（1.3%増）を計上しました。

5. 自動車取得税交付金は、県交付金等交付見込みや交付実績から800万円（同額）を計上しました。

6. 地方特例交付金は、交付実績等から減収補てん特例交付金分の増額を見込み、500万円（11.1%増）を計上しました。

7. 地方交付税は、地方財政計画では2.0%減が示されましたが、これまでの交付実績、基準財政収入額、及び基準財政需要額の見込みなどから、14億4,000万円（1.7%減）を計上しました。

8. 分担金及び負担金は、負担状況及び実績などから推計し、4,555万1,000円（11.9%増）を計上しました。

9. 使用料及び手数料は、実績などから推計し、1,988万5,000円（3.2%減）を計上しました。

10. 国庫及び県支出金は施策・制度の活用を図ることを基本としていますが、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金、及び農業振興費補助金等の増額により、それぞれ3億786万4,000円（19.0%増）、2億9,779万8,000円（5.3%増）を計上しました。

11. 財産収入では、利子収入の見込みなどから推計し、585万6,000円（52.2%増）を計上しました。

12. 寄附金については、ふるさと応援寄附金の受付窓口拡充などによる増額を見込み、5億2,000万2,000円（4.0%増）を計上しました。

13. 繰入金は、重点事業を中心に、各事業の計画的かつ着実な実施のため、財政調整基金7,100万円、国際交流基金320万円、ふるさと基金2億5,500万円、温泉施設基金5,500万円及び教育施設整備基金1,700万円をそれぞれ繰入れることとし、4億204万円（74.9%増）を計上しました。

14. 繰越金は、過年度実績等を考慮し、6,000万円（同額）を計上しました。

15. 町債は、後年度の公債費負担に配慮しながら、子育て交流施設整備事業債として4億3,580万円を計上したほか、臨時財政対策債や交付税措置される町債の活用を図ることとして、7億6,830万円（133.8%増）を計上しました。

次に、第三歳出予算の概要について申し上げます。

1. 人件費は、非常勤職員等の位置付けの見直しもあり、7億6,440万3,000円（1.1%減）を計上しました。

2. 物件費は、継続的な事業の見直しと経費節減等による減額、施設の維持管理にかかる需用費や各種委託料の増加、及び子育て支援に係る保育士等の処遇改善などによる増額を見込み、3億8,919万7,000円（10.9%増）を計上しました。

3. 維持補修費は、道路維持や除雪対策等の経費を見込み、6,829万円（3.8%増）を計上しました。

4. 扶助費は、保育委託料の増額などにより、4億7,017万6,000円（6.4%増）を計上しました。

5. 補助費等は、負担金・補助金などの更なる適正化と見直しに努めているものの、ふる

さと応援寄附金の寄附者への謝礼等が増額となることから、3億2,911万8,000円(3.0%増)を計上しました。

6. 繰出金は、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰出金の減額により、5億3,133万1,000円(0.6%減)を計上しました。

7. 公債費は、これまでの償還計画分に平成29年度発行予定額の利子分を加え、4億8,021万5,000円(0.4%増)を計上しました。

8. 総合計画事業費については、住民ニーズを考慮した上で計画的かつ効率的な予算の配分に努めるとともに、子育て交流施設、いろり火の里・温泉施設等の整備、かわまちづくり事業、及び公共施設等長寿命化対策事業を推進することから、総額18億6,494万9,000円(58.9%増)を計上しました。

9. 予備費は、過年度の実績などを考慮し1,000万円(同額)を計上しました。

第四 結びに、平成30年度の地方財政計画では、地方が子育て支援や地方創生等の重要施策に取り組みつつ、公共施設等の老朽化対策にかかる財源を引き続き確保することから、一般財源の総額は平成29年度を0.1%上回る額の確保を見込んでおります。ただし、その内訳においては地方交付税が前年度対比2.0%の減額となっており、これを補う臨時財政対策債の発行額も3兆9,865億円(前年度比587億円、1.5%減)と抑制され、厳しい財政状況が続いております。国は、その状況を改善するため、「経済・財政再生計画」における集中改革期間の最終年度として、同計画に掲げる歳出改革を着実に推進するとの基本的な考え方に立ち、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進するとしております。

こうした中、平成30年度の三川町一般会計予算の編成にあたっては、重要施策に着手することから、大型の予算編成となったものの、健全な財政運営の堅持を基本とし、協働のまちづくりの理念のもと社会の情勢変化に迅速に対応しながら、多くの政策課題に取り組むこととしたところであります。以上でございます。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第10号及び議第11号について。五十嵐町民課長。

○説明員(五十嵐礼子町民課長) 62ページをご覧ください。

平成30年度国民健康保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

初めに、第一 総括的事項について申し上げます。

1. 国民健康保険事業は、地域経済の変動や雇用状況等の影響を受けやすく、比較的医療費が高くなる高齢者や中高年者である被保険者の加入率が高いことなどから、これまで各種の制度改正並びに財政支援策等が講じられてきましたが、平成30年度からは都道府県も国民健康保険の保険者として財政運営の主体となり、安定的な財政運営をめざすこととなりました。

また、市町村も引き続き国民健康保険の保険者として、資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収等の被保険者に身近な保険業務を担うこととされ、保険給付に必要な財源は都道府県から保険給付費等交付金の交付を受ける一方で、賦課徴収した保険税は基本的に国民健康保険事業費納付金として都道府県に納付することになります。これにより、平成30年度は新たな制度に対応する予算編成としたところであります。

2. 給付割合については、0歳～小学校就学前8割、小学校就学～69歳7割、70歳以上の一般8割・一定以上所得者7割給付としております。

3. 平成30年度の平均被保険者数は1,620人と推計し、その加入率は21.7%にあたります。また被保険者1人当り保険者負担額は、別表基礎調のとおり見込んだところであります。

次に、第二 歳入予算の概要について申し上げます。

1. 国民健康保険税については、医療給付費分を前年度比4.3%減の1億306万円、後期高齢者支援金分を前年度比26.7%増の3,896万円、介護納付金分を前年度比22.8%減の1,457万円を計上いたしました。引き続き適正な課税と一層の収納率の向上に努めるものであります。

2. 県支出金については、前年度比803.0%増の4億2,692万6,000円を計上いたしました。

3. 一般会計からの繰入金については、前年度比9.0%減の3,927万9,000円を計上いたしました。その内訳は、国民健康保険税軽減相当分等2,812万円、出産育児一時金の基準額の3分2相当分140万円、財政安定化支援事業分156万3,000円、事務費分459万4,000円及び特定健診等事業分360万2,000円であります。

4. 療養給付費等負担金等の国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金及び高額医療共同事業交付金については、県において予算計上することから皆減としております。また、保険財政安定化共同事業交付金は、保険者の都道府県単位化に伴い廃止されたことから、皆減としたところであります。

5. その他の歳入については、県の財政上の指導及び実績等を勘案し、それぞれの額を計上いたしました。

次に、第三 歳出予算の概要について申し上げます。

1. 療養給付費と療養費については、一般被保険者並びに退職者等分を推計し、前年度比3.3%減の3億7,070万円を計上いたしました。

2. 高額療養費については、一般被保険者並びに退職者等分を推計し、前年度比1.6%増の4,380万円を計上し、高額介護合算療養費については、10万1,000円を計上いたしました。

3. 任意給付関係については、出産育児一時金は1件40万4,000円とし、産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理の下で出産した場合1万6,000円を加え、葬祭費を1件5万円とし、前年度比7.1%減の260万円を計上いたしました。

4. 国民健康保険事業費納付金については、平成30年度から新たに納入するものであり、医療給付費分1億3,314万6,000円、後期高齢者支援金等分4,902万6,000円、介護納付金分1,806万1,000円を計上いたしました。

5. 後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等及び介護納付金については、県において予算計上することから皆減としたところであります。

6. 老人保健拠出金については、平成29年度に事業が終了したことから、皆減といたしました。

7. 共同事業拠出金については、保険者の都道府県単位化に伴い廃止されたことから、一部を除き皆減といたしました。

8. 保健事業費については、前年度比 22.8%減の 1,713 万 7,000 円を計上いたしました。

9. 高額療養費貸付金等については、前年度と同額の 30 万円を計上いたしました。

10. その他一般経費については、一般会計との関連を考慮し、年間所要額を計上いたしました。

11. 予備費については、県の財政上の指導により、前年度比 99.2%減の 10 万円を計上いたしました。

第四 結びに、事業運営については、医療費の適正化や各種保健事業の推進等、保険者としての責務を果たしながら財政運営の安定化に努めることとしております。

続きまして、68 ページをご覧ください。

平成 30 年度後期高齢者医療特別会計予算の概要につきましてご説明申し上げます。

第一 総括的事項につきましては、1. 後期高齢者医療は、高齢者の心身の特性や生活実態などにあつた医療を提供するとともに、医療費の現役世代と高齢者世代の負担の明確化を図ることを目的に、75 歳以上の高齢者及び広域連合から認定を受けた一定以上の障がいのある 65 歳以上 75 歳未満の者を対象とした医療保険制度であります。

平成 30 年度予算については、山形県内の全市町村で構成する「山形県後期高齢者医療広域連合」が実施する医療給付事業等の計画を踏まえて編成いたしました。

2. 医療給付については、原則として 9 割給付であります。一定以上の収入等を有する現役並み所得世帯の被保険者は 7 割給付であります。また、受給対象者の世帯の町民税の課税状況等に応じて、一部負担金の上限額は変動するものであります。

3. 平成 30 年度の平均受給対象者数は 1,341 人と推計いたしました。

第二 歳入予算の概要につきましては、1. 後期高齢者医療保険料については、前年度比 15.8%増の 4,691 万 1,000 円を計上いたしました。

2. 一般会計からの繰入金については、前年度比 2.6%減の 3,210 万 4,000 円を計上いたしましたが、その内訳は、事務費分 760 万 8,000 円、保険基盤安定化分 2,449 万 6,000 円であります。

3. 手数料、繰越金及び諸収入については、県の指導方針及び実績等を勘案し、それぞれの額を計上いたしました。

第三 歳出予算の概要につきましては、1. 後期高齢者医療広域連合納付金については、前年度比 7.6%増の 7,800 万 5,000 円を計上いたしましたが、その内訳は、保険料等負担金が 7,225 万 3,000 円、事務費負担金が 575 万 2,000 円であります。

2. その他一般経費等については、一般会計との関連を考慮し、年間所要額を計上いたしました。

第四 結びにつきましては、後期高齢者医療制度の目的を踏まえ、円滑な事業運営が図られるよう山形県後期高齢者医療広域連合との連携に努めることとしております。以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第12号について、菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） それでは、70ページをご覧ください。

平成30年度介護保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

初めに、第一 総括的事項について申し上げます。

1. 介護保険は、高齢社会において老後の大きな不安要因である介護を社会全体で支える制度として定着しており、サービス利用者は着実に増加しております。それに伴い保険給付費も伸び続け、今後も高齢化の一層の進展により増加することが見込まれております。そのような実情を踏まえ、介護予防の推進体制の充実・強化を図るとともに、利用者や家族の希望に沿ったサービスを安心して受けられる介護保険事業の円滑な運営を目途とした予算を編成したところでございます。

2. 保険給付の割合は、原則として9割であります。一定以上所得者は8割又は7割となります。

3. 平成30年度の第1号被保険者は、2,402人と推計いたしました。

次に、第二 歳入予算の概要について申し上げます。

1. 介護保険料については、平成30年度から平成32年度までの3ヶ年の介護保険給付費等を見込み、これを保険料算定の基礎として算出しました1億6,695万4,000円を計上いたしました。

2. 介護給付費国庫負担金については、施設等給付費に負担率15.0%、居宅等給付費に負担率20.0%を乗じて算出しました1億4,878万3,000円を計上いたしました。

3. 介護保険調整交付金については、介護保険給付費に交付率7.17%を乗じて算出しました5,795万9,000円を計上いたしました。

4. 地域支援事業費国庫交付金については、地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、交付率20.0%、同じく包括的支援事業・任意事業については、交付率38.5%を乗じて算出しました1,080万7,000円を計上いたしました。

5. 総合事業調整交付金については、地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業について、交付率7.17%を乗じて算出しました147万3,000円を計上いたしました。

6. 介護給付費交付金については、介護保険給付費に支払基金負担率27.0%を乗じて算出しました2億1,825万3,000円を計上いたしました。

7. 地域支援事業支援交付金については、地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業について、支払基金負担率27.0%を乗じて算出しました554万7,000円を計上いたしました。

8. 介護給付費県負担金については、施設等給付費に負担率17.5%、居宅等給付費に負担率12.5%を乗じて算出いたしました1億1,392万4,000円を計上いたしました。

9. 地域支援事業費県交付金については、地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業について、交付率12.5%、同じく包括的支援事業・任意事業について、交付率19.25%を乗じて算出しました591万7,000円を計上いたしました。

10. 一般会計からの繰入金については、介護保険給付費に負担率12.5%、地域支援事業

費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業に係る負担率 12.5%、同じく包括的支援事業・任意事業に係る負担率 19.25%を乗じて算出した額と事務費、低所得者保険料軽減負担金の合計 1 億 2,075 万 7,000 円を計上いたしました。

1 1. 介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護給付費に充当すべき第 1 号被保険者保険料相当額の 901 万 5,000 円を計上いたしました。

1 2. その他諸収入等については、予想される項目を可能な限り設定しそれぞれの額を計上いたしました。

次に、第三 歳出予算の概要について申し上げます。

1. 介護給付費については、各介護サービス等の需要を可能な限り推計して 8 億 841 万 4,000 円を計上いたしました。

2. 地域支援事業費については、4,294 万 7,000 円を計上いたしました。

3. 財政安定化基金拠出金については、1,000 円を計上いたしました。

4. その他一般経費については、一般会計との関連を考慮し年間所要額を計上いたしました。

5. 予備費は、保険給付費に充てる予備費として 50 万円を計上いたしました。

第四 結びに、介護保険制度創設の目的を実現するため、円滑な事業運営が行われるよう努めることとしております。以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第 13 号及び議第 14 号について。遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） それでは、74 ページをご覧ください。

平成 30 年度三川町農業集落排水事業特別会計予算の概要につきましてご説明申し上げます。

第一 総括的事項でございますが、1. 農業用水の水質保全と生活環境の改善を行い農業生産の安定と生活環境の向上を図ることを目的と推進しております農業集落排水事業については、平成 4 年度に成田新田地区に始まり、横川地区、猪子地区、青山・天神堂地区、助川地区、そして平成 10 年度の東郷西部地区が供用開始により、すべての事業を完了しております。

その後、門前地区の小規模集合排水処理施設整備事業につきましても平成 11 年度に供用開始となったことから、これらの処理施設の維持管理経費についてこの予算を編成しております。

まず、第二 歳入予算の概要であります。1. 使用料及び手数料については、使用実績等を考慮し 3,910 万 6,000 円（2.1%増）を計上いたしました。

2. 一般会計からの繰入金は、公債費の元利償還費などの財源として 7,137 万 9,000 円（2.1%増）を計上いたしました。

3. 町債については、将来にわたる財政上の運営を十分考慮し、4,670 万円（0.2%増）を計上いたしました。

次の、第三 歳出予算の概要であります。1. 総務費のうち一般管理費については、維持管理のための人件費を含め 610 万 8,000 円（1.6%増）を計上いたしました。

2. 施設管理費につきましては、成田新田地区をはじめ7地区すべての施設管理運転経費等3,162万8,000円(22.0%増)を計上いたしました。

3. 公債費については、その所要額1億2,601万4,000円(1.9%増)を計上いたしました。

最後に、第四 結びとして、この事業運営については、極力経費削減に努めるとともに、年々老朽化する施設に対しその予防的修繕等も行いながら、安定的な経営に努めることとしております。

次に、79ページをご覧ください。

平成30年度三川町下水道事業特別会計予算の概要につきましてご説明申し上げます。

第一 総括的事項であります。1. 快適な生活環境の確保と最上川流域の水質保全を図るため最上川下流域下水道事業に合わせて整備いたしました公共下水道事業は、平成29年度末までの供用区域に係る維持管理経費を計上するとともに、事業認可区域の整備を推進するため可能な限り事業費を推計して、予算を編成しております。

まず、第二 歳入予算の概要であります。1. 分担金及び負担金については、新たな宅地開発等の予定がないため100万3,000円(同額)を計上いたしました。

2. 使用料及び手数料については、使用実績等を考慮し8,923万4,000円(1.1%増)を計上いたしました。

3. 国庫支出金については、国の動向等を勘案し、所要額として1,140万1,000円(15.7%増)を計上いたしました。

4. 一般会計からの繰入金は、公債費の元利償還費などの財源として1億7,505万8,000円(0.5%減)で計上しております。

5. 町債については、将来にわたる財政上の運営を十分考慮し、6,650万円(5.2%増)を計上いたしました。

次に、第三 歳出予算の概要であります。1. 総務費については、一般管理費として、維持管理のための人件費を含め8,320万2,000円(1.7%増)を計上いたしました。

2. 事業費については、公共下水道事業の計画策定事業及び建設負担金等を推計し、4,163万7,000円(1.0%減)を計上いたしました。

3. 公債費については、一時借入金の利子分を加え、所要額として2億1,806万1,000円(1.5%増)を計上しております。

最後に、第四 結びとして、事業運営については、極力経費削減に努めるとともに、年々老朽化する施設に対しその予防的修繕等を行いながら、安定的な下水道事業経営に努めることとしております。以上でございます。

○議 長(小林茂吉議員) 以上で本件の提案理由及び概要の説明を終了します。

○議 長(小林茂吉議員) お諮りします。本件については、予算審査特別委員会を設置し、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長(小林茂吉議員) 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会を設置し、

これに付託して審査することに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において、議長を除く8人の議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は議長を除く8人の議員を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいま、予算審査特別委員会に付託しました件については、会議規則第45条第1項の規定により、3月12日までに審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は3月12日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって散会します。

（午後 3時12分）

平成30年第2回三川町議会定例会会議録

1. 平成30年3月7日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員	10番 小林茂吉議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

7番 田中晃議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
本間明 総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子 町民課長	菅原和子 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
遠藤淳士 環境整備主幹	高橋誠一 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹
和田勉 監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長 佐藤真子 書記 吉田直樹 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 2 日 3月7日(水) 午前9時30分開議

 日程第 1 一般質問 2名

○ 散 会

○議長（小林茂吉議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は6名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は日程の都合上、2名の議員より一般質問を行い、残り4名の議員については、第3日目に行うことといたします。

なお、一般質問は、議会運営規程第86条第1項の規定により、答弁時間も含めて質問者1人につき1時間以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔におのおのその要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、1番 鈴木重行議員、登壇願います。1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員）

- | | |
|----------------------|---|
| 1. 地域開発（産業団地の拡充）について | 1. みかわ産業団地について、今後の開発予定と将来の展望について当局の考えを伺う。 |
| | 2. 開発による周辺農地および農業施設への影響について対策が必要と思うが所見を伺う。 |
| 2. 子育て支援施設について | 1. 総事業費の見込みと財源について考えを伺う。 |
| | 2. 設計時における各機能（地域交流、子育て支援、学童保育、避難施設）の利用想定について考えを伺う。 |
| | 3. 施設完成後の年間維持管理費および、今後60年使うとした場合の補修を含めた維持管理費の見込みと、その財源確保の考えを伺う。 |

おはようございます。平成30年第2回三川町議会定例会におきまして、通告に従い質問いたします。

初めに、地域開発（産業団地の拡充）についてであります。

みかわ産業団地について、今後の開発予定と将来の展望について当局の考えを伺います。

次に、開発による周辺農地及び農業施設への影響について、対策が必要と思うが所見を伺

います。

2番目として、子育て支援施設について伺います。

初めに、総事業費の見込みと財源について考えを伺います。

次に、設計時における各機能（地域交流、子育て支援、学童保育、避難施設）の利用想定について考えを伺います。

三つ目として、施設完成後の年間維持管理費及び、今後60年使うとした場合の補修を含めた維持管理費の見込みと、その財源確保の考えを伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員にご答弁申し上げます。

初めに、地域開発につきまして、1点目のみかわ産業団地の開発予定と将来展望に関するご質問であります。本町におきましては、昨年度当初に、新たな産業団地の分譲を要請されたことから、現在、土地開発公社において、みかわ産業団地の第3期分譲に向けた測量設計、地質調査等を進めながら、来年度の用地取得や造成工事に向けた準備を進めているところであります。

また、今後、産業団地を拡張する場合においては、これまでの農村地域工業等導入実施計画に替わるものとして、農村産業法に基づく町の実施計画が必要となることから、県との協議とともに、関係機関及び関係部局との連携に努め、さらに、国土利用計画などとの整合性を図りながら、みかわ産業団地の拡張に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の周辺農地及び農業施設への影響に関するご質問であります。土地利用型農業を主とする本町におきましては、農用地は農業経営に不可欠な生活基盤であることから、米づくりなどに適した農地として維持していくためには、排水や日照時間などの良好な環境を確保できるよう施設整備に配慮していく必要があります。

当該エリア周辺におきましては、天神堂工業団地やみかわ産業団地などの施設用地の整備が拡大し、農業用排水路等の流下能力に不足が生じていることから、その排水対策として調整池の設置を基本としながら、下流流域における災害防止に努めているところであります。

また、日照時間につきましては、立地企業等に対し、施設の配置や設備に関して配慮をお願いしているところであり、引き続き良好な環境が維持できるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、子育て交流施設について、1点目の総事業費と財源に関するご質問であります。本事業に係る総事業費につきましては、これまでの基本設計や用地買収等の経費と、今後の施設本体や外構工事等の経費を合わせて、約16億600万円の事業費を見込んでいるところであり、その財源については、12億2,100万円を交付税算入が見込める有利な起債を活用し、3億8,500万円をふるさと基金からの繰入れを予定しているところであります。

2点目の施設の各機能に対応するそれぞれのエリアの利用に関するご質問であります。まず、子育て支援エリアについては、年齢別にゾーンを設け、大型遊具などを配置し、幼児や児童の遊びの場を確保しており、学童保育エリアについては、学習室や保育室のほか、うんどうスペースを配置しております。また、地域交流エリアについては、現在の農村環境改

善センター多目的ホールの代替施設として、町民の発表会や研修会、講演会の場としての整備に加え、防災資機材などを保管する倉庫の配置も計画しているところであります。

3点目の施設の維持管理費と、その財源に関するご質問であります。施設の維持管理費については、実施設計をもとに、農村環境改善センターを参考に見込んでいるところであり、さらに、人員配置等、施設運営に係る経費については、現在、その手法等を検討している段階であります。いずれにいたしましても、効率的な運営が図られ、できる限り低コストなものとなるよう検討を進めてまいる考えであります。なお、維持管理費に係る経費の財源については、施設使用料のほか、一般財源を予定しているところであります。

また、施設の補修等の経費については、その立地環境や構造等により異なりますが、総務省の費用分析ソフト等から推計される一般的な修繕や改修の費用で申し上げますと、開所後、当面の間は50万円程度、30年後の大規模改修時には億単位の費用がかかると推計され、その財源については、他の公共施設と同様に、一般財源、または起債や基金等を活用しながら対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） それでは、再質問させていただきたいと思っております。

現在の庄内の状況を見ますと、人手不足が非常に深刻化しているということでありまして、鶴岡市、酒田市管内のハローワークでの有効求人倍率も2倍を超えているということ、さらに正社員の求人倍率も、昨年7月以降1.15倍を超えるようなことから、かなり深刻な状況にあると言われております。また、高校の新卒者の状況を見ますと、庄内では約2,500名の新卒者がおられる中で900名が就職を望んでおり、その約3分の1の300名は県外への流出が起きているということで、ますます庄内での人手不足が深刻になっているというような状況だということでありまして。

この人手不足によりまして、鶴岡市または酒田市の事業所を統合して、庄内の中央に営業所を構えたいという企業があるわけですが、みかわ産業団地は現在すべて売り切れているというような状況の中でありまして、進出や問い合わせといったようなことが、これまでなかったかどうか。お聞きしたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） みかわ産業団地に対する企業等からの問い合わせということでありました。みかわ産業団地の2期までにつきましては、すでに分譲をし、企業の方も工場の方が完成し、設備の最終的な仕上げを行っているところでございます。その後につきましては、ご質問の方にもお答えしているように、第3期の部分で、民間の事務所の方からお問い合わせがあつて、現在測量、地質調査を進めているところでございますが、それ以外の部分にも問い合わせ等、そういった面積的な部分、まだ具体的な部分ではございませんけれども、問い合わせ等、その工業団地の今後の拡張等がありますかというふうな問い合わせは来ているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 庄内各地に様々な工業団地があります。なかなか埋まらないという
ような声がある中で、三川町を望む声または問い合わせがあるということは、やはり立地条
件、特に最近では国道7号バイパスの開通。また、112号線と接続されたことによりまして、
内陸部との接続も潤滑になってきたということで、三川町への注目度は高まっているように
思います。

問い合わせ等があるわけですが、なかなか用地がないということで、農振除外の
申請を始め、早い計画が有効かと思いますが、その辺りの計画的にはどのようになっている
のか、お聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） みかわ産業団地の部分につきましては、先程も町長の答弁
にもありましたとおり第3期の分については、既存の農振除外されている2haの部分。こ
の部分はずで農地転用の部分は問題ないわけですが、それ以外の部分の1haの分を今現
在、その手続きを進めているところでございます。

第3期の部分以外、また、新たに開発というふうになった場合は、先程も答弁にありまし
たとおり、新たに農村産業法に基づく町の実施計画を作って、これは県との協議というこ
とで関係機関、それから農業委員会等を含めて、いろんな関係部局と調整を含めて計画づく
りをして、産業団地の拡張の整備計画を作っていくというような段取りを踏みながら、次のス
テップに繋げていくというような形になるかと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） データにもよりますが、町内においては、農振除外地はもうすべ
て埋まっておいて、白地の部分はないということでありましたし、計画はこれから作成する
ということでありましたが、問い合わせや進出の希望があるという今でも、もう十分有望な
産業団地になろうかと思えます。

そこです、この度の第3期のような大型の進出ばかりではなくて、小規模な敷地の希
望もあると伺ったこともあります。区画整理を行うことにより、少し小規模な企業の進出も
望めるのではないかと思います。造成計画等、今後いつ頃作成できるのか。また、企業の
進出に応えられるには、どのぐらいの期間が必要になるのか。もし、考えがあればお聞きし
たいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） みかわ産業団地の拡張における今後の計画ということでご
ざいました。みかわ産業団地の拡張を行う場合、第3期以降のまた新たな拡張を行うという
場合は、先程答弁にありましたとおり、農村産業法に基づく計画づくりをしていくというこ
とでございます。

こういった場合の計画づくりにおきましては、当然三川の農用地の利用。それから、先程
町長の答弁にありました、新たな総合計画と並行して策定する国土利用計画、こういった部
分と整合性を取りながら農地の利用、そういった部分も十分図っていく必要がありますので、
その計画づくりをする際には、一番上位の土地利用であります三川町の国土利用計画に基づ

く、今後の拡張する工業団地の予定地域と併せて、その団地の中に導入すべき産業等、その計画づくりの中に業種とか、それから区域をどのぐらいのエリアにするかも必要ですし、導入すべき区画の幹線的な道路、それから支線的な道路を含めた道路。それから排水路、そういった部分と造成計画。そういった部分を将来的な面的な整備計画と、農林業の整合性を図りながら計画に策定していく必要がありますので、十分その区画の部分については、面積的な部分、例えば5・6千とか、そういった区画でも販売できるような区画のあり方とか、そういった部分を計画の中に入れ込みながら、希望の企業の必要な面積を分譲できるような計画にしていく必要は当然あるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 本町におきまして、三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略Mター戦略ということで、新たな産業を創出する企業立地と拡充支援としまして、産業団地の拡張に取り組むことによる、地域への経済波及効果の高い優良企業や新産業へチャレンジする企業の誘致を積極的に行うとされているようであります。若者の雇用創出、また定住化促進ということからも計画実現に向けて、積極的な開発を望むものであります。

続きまして、農業施設への影響について伺います。

現在計画されている第3期造成工事がありますが、これを行われることにより、町道青山・天神堂間のB線、これまで農耕車が頻繁に通っていたわけですが、この進出によりまして、これまで通り農耕車が通行できるのかといった懸念があります。

また、産業団地周辺には、国道7号バイパスの管理用道路がありまして、これまでは隣接する農地を耕作者が草刈りなどの管理作業を行っていました。これが、一般企業の進出によって、工業団地化されますと、手入れが行き届かず、カメムシなどの被害が懸念されているところであります。管理計画等をどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） みかわ産業団地の第3期と第2期の間にあります、町道青山・天神堂B線につきましては、現在は一般的な町道ということで、青山地内から天神堂の余目・加茂線までの区間ということで町道認定になっているところでございます。この部分につきましては、みかわ産業団地の第2期の工事においても、将来的な第3期工事なりがあるということも想定されましたので、その工業団地の要件である9mの道路要件を満たすような形で、その中心線を決めながら、今後の第3期の分譲に、現在測量設計を行っておりますが、その中でも9mの道路が取れるような計画を現在しているところでございます。

将来的には、先程も話をしました農村産業法に基づく計画で、工業団地をどこまで計画していくかということにも関わりますが、その幹線的な道路の部分については、工業団地の間を幹線的に抜けていくということであれば、当然先程の9m道路の要件を満たさなければなりませんので、そういった道路整備を行いながら、さらに先程ご質問にありました法面等、そういった部分については第2期の工事の方でも行っておりますが、ある程度影響のある部分については、法面の部分についてコンクリートでの仕上げを行ったり、影響のない部分については、土での法面整形をしておりますが、その辺についても十分、今後の農林関係者の

方に迷惑のかからないような形での整備計画というものについては、十分計画していく必要があるというふうに思っているところでございます。

バイパスにつきましても、今の農道の法面の方と同じですけれども、バイパスそのものについては、管理用道路ということで、今は町の方で管理を一般的にしているわけですが、その盛土とか、そういった部分について、農業従事者の方にあまり迷惑のかからないような形で現在の第2期工事。それから、みかわ産業団地の第1期の部分でしているような工事の施工と同じように、十分周辺農地の部分にも配慮をしながら計画をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 猪子周辺の商業施設の周辺でも、誰が草の管理をするかということで、現在もまだ揉めている部分があります。開発時にちゃんとした打ち合わせ等を行って、後から問題が起らないような対応を望むものであります。

先程答弁の中にありましたけれども、造成予定地に農業用水のパイプライン。また、農業用排水路があります。調整池からの雨水の放流等が計画されていたり、造成によってパイプラインの切り回し工事が計画されているようでありました。どちらも機能の低下というものが懸念されるわけでありましたが、具体的な計画と対応等をお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） みかわ産業団地の部分。これは第1期、第2期もそうなのですが、第3期につきましても、農業排水の暗渠が入ってございます。この部分につきまして、例えば今回の造成工事で、すでに入っている部分については切り回ししなければなりませんので、その部分についてはというふうな形で切り回した方が経済的で、農業者の方に一番利用しやすい形になるか。その辺については、土地改良区の方とも、その暗渠の移設を含めて打ち合わせを行っているところですし、暗渠の移設のみならず、それから排水路、そういった部分についても調整池を経て排水路に流れていくとなりますので、その辺の既存の排水路をどういうふうな形で下流側に流すかについても、土地改良区の方と打ち合わせ、協議を行いながら、現在計画を詰めているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） このような農業施設、青山地区のみならず東郷地区全体に張り巡らせた管路であります。機能が低下することのないように設計いただきまして、今後の開発予定を踏まえた上で、計画的な改修工事を望むものであります。

また、その際には、地元の農家を始め、生産組合、土地改良区。また、水利運営協議会などの関係団体がありますので、開発から完成後の維持管理に渡るまで十分協議いただいて、計画の遂行をお願いしたいと思います。

続きまして、子育て支援施設について伺いたいと思います。

昨年の2月に基本設計が提示されまして、事業の計画をお聞きしました。以来、私も遊佐町や酒田市、鶴岡市、最近では天童市、東根市などの子育て支援施設、大石田町や旧平田町のホールの施設を見学してまいりました。どの施設も大変すばらしい施設でありましたし、魅

力的なものであったと思います。地元にあったら子育てが楽しくなるような施設であると感じました。ただ、説明を伺いますと、自治体の財政規模、また建設時の補助金の運用など、費用面で当町の計画とは大きく異なっているといったことを感じてきました。

自治体の公共施設の建設が当初の予定価格よりも2倍にもなったと話題にもなったことは記憶にも新しく、他人事には感じられないところであります。完成を楽しみにしている町民もいる中で、財政に不安を感じている町民もおることから、不安を払拭するような答弁を望むものであります。

最初に総事業費の見込みと財源について、お聞きしたいと思います。

先程説明もありましたけれども、先月の全員協議会において、事業の概要をお聞きしました。まず初めにお聞きして確認したいのですが、総事業費の見込みとする16億600万円という金額。これは遊具や家具、機械器具、外構、植栽など、本当にすべてのものが含まれた金額として理解してよいか。確認したいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 先の全員協議会でお示しました、ご質問にもありましたが、総事業費16億600万円。この中には、今後の建設、それから外構、設備も当然入りますし、合わせまして遊具、備品、こういったものもすべて含まれた事業費ということであります。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 基本設計時の事業費から労務単価や資材費の上昇など、増額要因が示されたわけですが、未だに建設業界においては、復興需要があるとともに、東京オリンピックを控えて費用の上昇が予想されています。2年に渡る継続事業ということですが、計画している整備の仕方、発注の分け方ですが、どのように考えているか。お伺いしたいと思います。

さらに、平成30年度予算ということで、建設工事費5億2,000万円ほど計上してあります。入札が不調になった場合の対応についてどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 事業費につきましては、平成30年度予算において、その建設事業費等を見込む中で、平成31年度に渡る建設期間を見込んでおりますけれども、今後発注等を行う際の事業費といいますか、経費につきましては、予めこれまでの労務単価でありますとか、資材単価等の上昇の直近のものを踏まえ、さらにその傾向等を踏まえた上で、今後出されます労務単価の上昇等も十分精査といいますか、見込みながら事業費については計上させていただいているところであります。

発注につきましては、これまでの本町での大規模な建設事業等に倣うような形で、現時点では考えられるところではありますが、その点は十分入札等、一番間違いない確実な方法での入札方法を設定し執行したいということで考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 昨年12月には、平成30年度の労務単価というものは発表されていると思いますけれども、それが反映された金額ということなのか、いま一度確認したいと思います。

先程申し上げた平成30年度の予算、5億2,000万円といった工事費の内容といたしますか、どの部分をその金額で整備できるのか、教えていただければと思います。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 大変申し訳ございません。先程の質問の中で1点、答弁漏れがありましたので、今お答えさせていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

先程、入札執行段階で不調というご質問がありました。間違いない設計、それから予定価格等の設定等を期して入札に向かうわけですが、仮に不調となった場合、その原因等を十分精査して改めて入札に付すということになるかと思っております。

ただいまのご質問につきましては、労務単価につきましては年2回、それぞれ県等、国も踏まえてですが、公表されているというところであります。そうした単価も踏まえて、またその改定時期が現時点で入札を予定している時期の後ということで、現時点では、先程申し上げましたとおり、これまで公表されている直近の単価を踏まえて、これも重複いたしますが、今後入札までの期間、こういった上昇等があるのかということも十分見極めまして、経費については予算計上させていただいているところであります。

平成30年度におきましての予算の中身についてであります。まず発注後、約1年の工事期間を見越しております。その工事の工程において、3月までに完成が見込まれる分ということで、工事費を計上しているところであり、現時点でその進捗については、平成30年度においては、全体の10分の3程度であろうということで見込みまして、計上をしているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 1年分の工事費ということで、非常に不安を覚える分離発注となるのかなと思うわけですが、具体的な工事が始まれば5億2,000万円分の仕事量というもの分かるのかなということでもあります。現在はまだ計画がないというようなことと理解いたしました。

次に、12億円の起債について、償還にどのぐらいの年月を見込んでいるかということをお聞きしたいと思います。自治体の財政規模と事業見込額を照らし合わせて見たときに、事業見込額16億円、起債12億円という数字は、三川町民として今後非常に不安を覚えます。三川町の人口ビジョンによれば、約20年後の2040年には、人口は6,000人を割り込み5,511人とされ、生産年齢人口もその半数の2,700人まで減少し、少子高齢化がさらに進んでいると予想されています。人口の減少は地方交付税の減少を招き、生産年齢人口の減少は、税収の減少に繋がると思われますけれども、将来への負担について考えをお聞きしたいと思います。

また、歳入が減収されると予想される本町にとって、他の町債も含めた償還は可能なのか。

シミュレーションは行われたのか。他の事業に影響はないのかをお聞きしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 子育て交流施設の整備に係る起債。その償還についてのご質問でございました。基本的には今回起債を予定しておる12億2,300万円。これについては貸し付け、借りる内容が有利な起債、交付税算入になる起債と一般単独の起債がございます。一般的には償還にあたっての考え方として、20年で償還するという形になって、10年目には途中で利率の見直しというものがあるというふうには考えております。そうしたときに、今現在起債の利率そのものは非常に低い状況になっておりますので、現況の中では10年を見込んでシミュレーションをしているところでございます。

起債残高といたしましては、今後見込んでおります子育て交流施設以外の事業もある程度見込んだものでございますが、平成32年度で町債残高が58億2,000万円ということで、現在49億円まで、50億円を切った状態でここまで減らしてきたわけでございますが、今後、今回の事業、あるいはその他のかわまちづくり、そういった事業を含めての町債残高としては、平成31年度が一番高くなる見込みで、59億1,600万円が町債残高の一番大きなものというふうに考えております。

過去には、平成16年度には町債残高が67億5,000万円ということで、これを上回る町債を起こしてまいりました。そういったものを繰上償還しながら将来負担比率の引き下げにも、これまで財政の健全化に努めてきた結果として、現在があるものと考えております。そういった意味では、今後とも、ただいま申し上げた起債を償還していき健全な財政、さらには他の事業の実施も可能であるというふうに考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） ぜひ、将来に負担が残らないような財政計画をお願いしたいと思います。

続けてですが、公共施設管理計画への影響についてお伺いしたいと思います。

平成28年12月に策定された三川町公共施設等総合管理計画の中では、この施設の事業費に13億2,000万円を見込んでおまして、起債は9億1,000万円を見込んでいるようでもございました。この金額は、農村環境改善センターのホールまたは子育て支援センター及び児童交流センターを一体的に整備する施設であることから、これらの施設の、それぞれの大規模改修や建て替えなどに要する費用と同程度の費用とするものであるため、各区分の費用には影響を及ぼさないと推計したものでありました。今回事業費が16億円となったときに、後年への影響はどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

また、事業費が13億円を超えたと確定した今、大規模改修や建て替えといったものと比較検討するべきかと思いますが、この点についてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 三川町公共施設等総合管理計画における事業費等を取り上げてのご質問でございました。この計画を平成28年12月に策定しておりますが、この時点で

は事業費を13億2,800万円ほどと抑えました。これにつきましては、増額になった現在の16億円については、全員協議会の中でもその内容についての説明もさせていただいたところでございますが、担当課の方で説明しているとおり資材の高騰だったり、労務単価、あるいは事業の内容の充実というものもあったというふうには聞いております。3億円ほど増えているわけでございますので、当然この総合管理計画における影響はないとは言えないわけでございます。ただ、これについては、財政サイドとしては、その後のふるさと応援寄附金なりの寄附が増えていることもありまして、基金をいろんな形で積み増しすることができております。そういったものを取り崩して、後年度に影響を与えないような形で、この3億円を賄っていきたいというふうに考えております。

今後のこの施設の建設後につきましては、基本的には個別施設管理計画を定めることとなっておりますので、その中で60年のスパンでどのような大規模改修を行うのか。あるいは、年間の維持経費をどの程度見るのか。そういったものを計画の中に盛り込んで、財政計画も立てていききたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 少し確認したい部分があるのですが、計画の策定時には公民館のホールの大規模改修等、学童施設の建て替え、さらには子育て支援センターの建て替えと同規模なので、複合施設として建設するということなのかなと私は解釈したのでありますが、それらよりも今回の16億円といった事業費は膨らんでいるわけでありまして、それでも複合施設の建設の方が有効であると考えての事業なのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 新たな施設については、ご質問にもありましたが、現在町が所有します三つの機能のそれぞれの施設、子育て支援センター、それから学童保育としての児童交流センター、そして農村環境改善センターの多目的ホール。これらの三つを合わせた複合施設ということで計画しております。

それぞれ施設としては、課題というものがあります。例えば、児童交流センターですと、建築から相当の年数を経て老朽化ということもあります。農村センターの多目的ホールにつきましては、耐震をする上で非常に大きな経費が必要とされると。そして、子育て支援センターについては、やはりニーズといいますか、利用者の増加。現有施設ではなかなか狭隘になる中で、やはりのびのびと遊んでいただきたいと。さらに、入園していない子どもたちも含めてですが、雨天時でも元気よく遊びたいといいますか、そういった活動の場を確保するという意味から、それぞれ持っている課題等を解決し、さらにそういった施設を一体的にといいますか、非常に効果的に合わせることで、それぞれの目的が達成される。ある意味では、コンパクトな面と多機能が有機的に機能することで生まれる効果も期待できるわけでありまして、そういったいろんな課題を解決する。そして、これからの町の発展等に資する非常に有効な施策ということで、この計画があるわけでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番(鈴木重行議員) 実施設計16億円と出たわけではありますが、少し設計を見直すとか、後年への影響を考慮しまして、少し機能を省くとか、設計の見直しなどで当初の予算通り13億円とか、さらに機能を絞って10億円ぐらいの事業にはできないのか。そのような考えはなかったのか、お聞きしたいと思います。

○議長(小林茂吉議員) 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員(高橋誠一子育て支援施設整備主幹) 総事業費の中には、先程の答弁にありましてとおり、これまでの概要設計から基本設計、用地買収等も含まれる金額になっております。今後予定されます施設本体の建設、外構、こういったものについては、議員がおっしゃられますとおりでできるだけ金額というよりも、抑えるための工面といいますか、設計事業者と十分協議して、あまりにもといいますか、それが高額に見られるような場合、例えばコストダウンする別の手法はないのかということで、いろんなスペース、施設設備についても、検討を重ねてまいりました。そういった選択もしながら、その設計については精査をしながら取り組んでいるところであります。

ただ、やはりその実施設計であります、実施設計に入る前段での町民の各団体や施設の利用者の皆さんからも入っていただいて、協議を進めました検討委員会なり検討部会等、ここでの意見は当然尊重されなければならないと思っております。そういった意見を元に基本設計がなされておりますので、それを無視するではないですが、そういった意見を十分踏まえた上で、そういった町民の方々の意見や要望等をきちんと踏まえた上で、では、どういった方法でコストダウンができるのかといったところを十分踏まえながら行って、現在示しております事業費に至ったということであります。

○議長(小林茂吉議員) 1番 鈴木重行議員。

○1 番(鈴木重行議員) 検討委員会によって設計・整備されたものということでありました。それを踏まえてですが、設計上における利用想定において、どのようなものだったかをお聞きしたいと思います。

初めに、地域交流エリアについてであります、公民館のホールの代替施設ということで、設計されたものと思います。この中で350席の可動式の観覧席というものが計画されているわけですが、先程の答弁にありましてとおり、講演会や音楽会の開催を予定するというものであります。この開催について、年間どのぐらい開催されるものとして想定しているのか。

また、先程利用料といった話もありましたけれども、すべてにおいて利用料の徴収を計画しているのか。そのところをよろしくお願いします。

○議長(小林茂吉議員) 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員(高橋誠一子育て支援施設整備主幹) ホールの設計等にあたりましては、現在使われている状況等も踏まえながら、さらに音楽会等ですと、出演者の控室等も必要になるということで、ホールの近くには控室に使用できる会議室等も2室配置をしたところでありました。座席等につきましても、本町の人口規模ではないですけれども、これまで行っている研修会や発表会、それから利用者からの意見等も踏まえて、座席数の方は設定をしたところでありました。

併せまして、この施設の利用見込みということで、ホールでありますけれども、現在のホールをそのまま、利用者の方々が同じような形で使っていただけるとしますと、年間の約3分の1から半分ぐらいの日数は使っていただける。あと、会議室もありますのでそれ以上、また新しい施設ということもありますので、特に本町の農村環境改善センターのホールにつきましては、地理的な条件から庄内の各所から集まっていたらいい研修等もございませう。そういった点からしますと、今以上にその利用というものは伸びてくるのではないかとということで見込んでおるところであります。

なお、ホールの使用料等につきましては、町内の方でしたら、社会教育団体とか農業関係団体の方は無料でご利用いただいておりますが、町外の方であったりとか、例えば展示会とかという形での民間事業者の方の場合は、料金等もございませう。そういったものも踏まえますと、ホールだけで見ますと1年で、年度で前後はしますが、だいたい80万円から100万円ぐらいの収入があるところでありませうので、まず使用料については、それと同等。また、それ以上に使用料というものは見込めるものではないかとということで考えているところでありませう。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 音楽祭や講演会の利用を想定するというものでありませう。

現在、町民音楽祭がなの花ホールで行われておるわけでありませうが、このホールが完成したときは、こちらでできるのかなと少し不安を感じるわけでありませう。なの花ホールでの町民音楽祭では、演者も含めてですが400人を超えるお客さんが来られるということで、350席が本当に有効なのかと思うところでありませうし、町のコーラス団体「コール・カトレア」の発表会は、響ホールを満杯にするほどのお客さんが詰めかけるような催しでありませう。地元の町内にそういった同様のホールが整備されるということでありませうけれども、有効に使えるのかなと不安があるところでありませう。

現在の環境改善センターのホールの使い方、利用の仕方ということでありませうけれども、会議や展示会といった利用が多いのかと思ひませう。そういった中で、可動式の350席の席といったものは、過剰投資ではないのかというような声もあるし、私も思うところでありませうけれども、この辺の有効な利用策についてお聞きしたいと思ひませう。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 現在町民音楽祭においては、ご質問にもありませうしたとおりなの花ホールの大ホールを利用して、相当のお客さまとひいませうか、参加を見ながら開催されておるところでありませう。ただ、少し言葉足らずになるかもしれませうが、確かに人数が相当数入る場面においては、出演者のご家族の方でありませうとか、そういった方も含めますと、一時的に会場が溢れるとひいませうか、かなり多い人数が入るということで、ただ、入れ替わりも非常に多いのが実情でありませう。

そういった点からしますと、例えば見ていただく方の誘導と、そういったところを適正に行うことによって、予定している350席という形で開催できるものではないかとひいませうかということで考えているところでありませう。ただ、可動式の固定席とひいませうか、段差のある観覧席につ

きましては、やはり音楽会等を想定いたしますと、まったくこの平な、フラットなフロアで見ると、やはり段差のついた形でコーラスなり、ピアノの演奏等を聞くというのが一般的なのではないかと。実際そういう要望があったわけです。ただ、そういう使い方だけではなくて、いろんな形でホールというものを多目的に使用していくとなると、固定席ではなくていろんな場面で使い勝手がいいといえますか、使用が可能となる可動式のを現在考えておるところであります。そうした中で、それぞれのホールで催されます内容に応じて、そのホールを使っていくといえますか、利用していくということで、現在その形で計画を進めているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 他のエリアについてもお伺いしたかったのでありますが、時間の関係で、次の年間維持費の質問させていただきたいと思っております。

年間維持費は様々な施設を見学してまいりましたが、大型遊具にかかる費用というものが、かなりかかるというような説明でありましたし、交換時期も意外に早く、更新時期というものがかなり費用負担大きくなるというような説明を受けてまいりました。さらに、年間維持費ということで、具体的な数字は示されなかったわけですが、私が調べたところ、ちょうど同様の規模、同様の施設の年間維持費の試算がありまして、そこはおよそ1,500万円というようなことであります。

一般財源からということでもありましたが、やはり人口が減って税収等、歳入は少なくなっている見込みということでありまして、一般住民からの負担というものも大きくなると思うわけでありまして、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） まず施設の年間維持費ということで、1点目の遊具については、やはりその遊具の性質といえますか、何でできているのか。また、どういったものなのか。例えば、ボールプールというボールそのものが非常に劣化もするでしょうから、その数によっては相当の更新というものもかかってくるかと思っております。そういったものも含めて、現在維持費等については、精査をしているところであります。

施設自体、全体としての維持経費に係るご質問になろうかと思いますが、現在実施設計を進めながら、その年間のランニングコストといえますか、維持経費については、その実施設計事業者から今詰めの段階でありますので、現在お示しできる数字はございませんが、ただ、仮に農村センターの年間の維持費、管理人等の人的配置を除きますと、だいたい700万円から750万円ぐらい。これには修繕費も入った形での、光熱水費も含めた金額になるわけですが、それをベースに試算いたしますと、面積での試算になりますが、約1.5倍の新施設の面積がございますので、単純に700万円から750万円に1.5倍ということであると、1,200万円程度、先程質問にありました1,500万円、これを若干下回るぐらいの数字ではないのかなということで想定されるわけですが、ただ、それぞれ施設の特徴がございますので、明らかにこの数字というのは、現在精査をしている段階でございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 先程の1,500万円という数字には、大型遊具は含まれておりませんのでご理解願います。

少子高齢化や人口減少により、限界集落とか、自治体消滅などといった物騒な呼び方が広がっている中、持続可能な堅実な町政運営が求められます。未来に残すのは負担ではなく、希望となるよう十分精査していただいて、慎重な取り組みを望み、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で1番 鈴木重行員の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時30分)

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前10時50分)

次に、4番 佐久間千佳議員、登壇願います。4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員）

- | | |
|-------------------|--|
| 1. 三川町住生活基本計画について | 1. 三川町住生活基本計画において、基準年次にあたる平成29年度の取組状況と成果目標に対する現状を伺います。 |
| | 2. 桜木地区住環境整備事業において、住宅団地開発の方向性を伺います。 |
| | 3. 空き家の現状と今後の対策を伺います。 |
| 2. 子育て交流施設について | 1. 子育て交流施設の運営方針、または運営方針策定に向けた今後のスケジュールを伺います。 |
| 3. ふるさと応援寄附金について | 1. ふるさと応援寄附金の平成29年度における取組内容と現状を伺います。 |
| | 2. 今後の見通しと寄附拡大に向けた取組みについて伺います。 |

平成30年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

初めに、三川町住生活基本計画について。

三川町住生活基本計画において、基準年次にあたる平成29年度の取り組み状況と成果目標に対する現状を伺います。

また、桜木地区住環境整備事業において、住宅団地開発の方向性を伺います。

空き家の現状と今後の対策を伺います。

二つ目に子育て交流施設について。

子育て交流施設の運営方針、または運営方針策定に向けた今後のスケジュールを伺います。
最後にふるさと応援寄附金について。

ふるさと応援寄附金の平成29年度における取組内容と現状を伺います。

今後の見通しと寄附拡大に向けた取り組みについて伺います。

以上を質問いたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員にご答弁申し上げます。

初めに、三川町住生活基本計画に関しまして、1点目の平成29年度の取り組み状況と成果目標についてのご質問であります。本町におきましては、住宅リフォーム支援や住宅取得支援、さらに空き家率や町営住宅の改善などについて、成果目標を立て、本年度、その取り組みをスタートさせたところであり、一定の成果を挙げ始めてきている状況にあります。今後とも、平成38年度の目標の実現に向け、積極的な事業の展開を図ってまいりたいと考えております。

2点目の桜木地区住環境整備事業についてのご質問であります。現在、子育て交流施設を核として、その周辺を住宅団地として整備し、若者世代が住みやすく、子どもを産み育てやすい住環境づくりを推進するという計画に基づき、本町への移住・定住の促進と地域の活性化が図られるよう、官民協同方式による開発を推進してまいりたいと考えているところであります。

3点目の空き家の現状と今後の対策についてのご質問であります。本町におきましては、空き家等の適正な管理と活用の促進を図るとともに、生活環境の保全、防災・防犯対策等に取り組んでいるところであります。空き家の増加とともに、それらの老朽化が進行している状況にあります。

このようなことも踏まえ、本年度策定しました「空家等対策計画」に基づいた施策の積極的な展開を図るとともに、来年度は、新たな解体促進事業等補助制度により、空き家対策の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、子育て交流施設の運営方針等に関するご質問であります。現在、施設の維持管理方法も含めて、その運営方針等について検討を進めているところであります。平成31年度当初予算編成時までは決定してまいりたいと考えております。

なお、運営方針等においては、適切な施設の運営と管理、さらに、安全で安心して利用できるシステムを維持していくことが求められるところであります。その体制といたしましては、町直営のほか、指定管理者制度やNPO法人などの民間活力の導入という選択肢もあるところであり、いずれにいたしましても慎重に検討を重ね、判断してまいりたいと考えております。

次に、ふるさと応援寄附金に関するご質問であります。1点目の本年度の取組内容と現状につきましては、2月末現在における寄附件数は約3万件、額にして4億円を超える寄附が寄せられており、昨年同時期との比較では8割程度で推移しているところであります。また、この寄附に対する返礼品については、特に産業の振興につながっているものであること

から、本年度も返礼品の提供者に対する事業説明会や交流会を開催するとともに、新たな返礼品の開発を支援するなど、返礼品目の増加に取り組んでいるところであります。

2点目の、今後の見通しと寄附拡大に向けた取り組みに関するご質問につきましては、本年度の寄附額は先ほど申し上げましたとおり、昨年度の8割程度にとどまっているという状況に加え、寄附金の窓口となるポータルサイトの増設による寄附先の分散や、ふるさと応援寄附金事業に本格的に取り組む市町村が増加している状況にあります。このようなことから、本町といたしましては、引き続き寄附者にとってより魅力的な返礼品の提供に努めるとともに、来年度から、本町への寄附の窓口となるポータルサイトを複数設定し、より多くの方々に寄附をいただける環境を整えてまいりたいと考えております。今後とも地域振興を念頭に、より多くの方々に三川町を応援していただけるよう取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） それでは、私から再質問させていただきます。

1点目の三川町住生活基本計画についてでありますけれども、まずこの計画の位置づけとしまして、第3次三川町総合計画を上位計画として、住宅部門のマスタープランとしての位置づけというふうに持ち、同時に公営住宅ストックの改善における基本計画となるというふうな位置づけとなっております。

また、期間。この計画期間は平成29年度、本年度を基準年次として、平成34年度を中間年次、平成38年度を目標年次とする10カ年の計画と捉えております。その中で、推進している住宅政策によりますと、本町に住む若者世代に対して、良質な住宅の整備に努め、町への定住促進を図ることが必要だと。そのためには、子育て支援の核となる施設の整備に合わせ、その周辺を若者世帯が住みやすい住宅団地として整備することにより、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するというふうに推進されておるわけではありますが、まず初めに、若者世帯が住みやすい住宅団地。また、子どもを産み育てやすい環境というのを当局としてはどう捉えているのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 子どもを産み育てやすい環境といえますと、一概に一言では表現できない、いろいろな要素があろうかと思えます。まずは、今ご質問の中にもありました子育て交流施設といった子育てに関連します施設。幼稚園・保育園の近隣性とか、小学校・中学校の隣接性といったものも、その要因になろうかと思えますし、また新たな住宅を取得するとなった場合の不動産を取得するにあたっての経済的な部分。そういった支援についてもいろいろな条件として含まれるものと認識しているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） この計画の中にはリフォーム支援でありますとか、また老朽化した家屋の対策ということが盛り込まれているわけですが、三川町全体として、この地域のあり方といいますか、住生活というのは、やはり地域と密着しているものだと思いますけれども、そこが盛り込まれていないものだと理解をしております。

計画において新たな住宅団地を子育て支援施設を核として作るということですが、まず初めに今まで町で整備してきた、開発公社で整備してきた住宅団地の整理をしますけれども、平成4年から平成6年、豊秋団地、総面積で2万6,000平米、46区画、平均坪が約90坪と。その次に、平成8年桜木団地、2万7,000平米、47区画、平均で80から90坪。また、平成12年蛾眉ニュータウン、2万5,000平米、44区画、平均で60坪。平成21年申花ニュータウン、9,400平米、31区画、平均で60坪ということでありまして。今回この計画の中にある桜木地区住環境整備事業においては、4万4,000平米、84区画、平均で50から60坪ぐらいというふうに計画されているわけですが、これの住宅開発における基本的な方針等をどう捉えているか。まずそこからお聞きします。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 桜木地区の住環境整備につきましては、先程の住生活基本調査の中でも触れられておりましたけれども、子育てのしやすい環境ということで子育て交流施設。これを核として三川の子育ての優位性、保育園・幼稚園の保育料、出産祝い金、そういった部分の優位性を訴えて、本町における押切地区の児童生徒の人数も、最近特に低下しておりますので、そういった部分をこのエリアにおいて移住・定住、さらには定着していただくということで、住宅の分譲についても、区画の部分について、先程事例がございましたけれども、前ですと70、80、90坪とか、結構一区画大きい部分があったわけですが、最近は茅原、それから酒田の方の区画整理、それから民間の開発についても、やはり若い方が手に入れやすい価格帯でというふうになると、区画についてもある程度、60坪程度の区画の方が購入しやすいということも踏まえて、そういった住宅の区画割。それから、道路についても、子育て交流施設の部分に、動線として行きやすいような歩道を設置した幹線道路の整備、そういった部分を踏まえて、価格の設定。それから、周辺道路からの侵入、そういった部分も踏まえて、移住・定住に繋がるような計画を進めていきたいということで、考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） やはり開発の中心になる若者世帯が、子育てしやすい住宅開発ということ念頭に置いているということでしたが、若者世代が住みやすいであったり、子育てしやすい環境というのが、新たに作る住宅開発にそのままリンクすることでしょうか。私は、やはり今既存の住宅、集落、その近隣で生活を育むということが、子育てにとっては大変有効ではないかと思いますが、子育てのしやすい環境というのが住宅を作って、そこでコミュニティも何もないところで作るのが子育てしやすい環境なんだという認識でいるのかどうか。お聞きしたいです。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 桜木地区の住環境整備ということで、今後沿線の方には、桜木の既存の町内会、それから三本木等がございまして。町内会もございまして。こういった部分の今後の町内会、それから地域のコミュニティについては、隣接の町内会の方と十分調整を踏まえながら、今後どういったコミュニティづくりをしていくか。

それから、新しく住宅団地を作って、移住・定住という部分を主体的に考えているわけですが、既存の町内会の部分についても十分そういったコミュニティが図られるような形で、この住宅環境については、周辺の環境ともある程度調整しながら、一体的なコミュニティが形成するような形で、住環境を整備していきたいと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） この度、計画されているのが4万4,000平米ということで、今まで経験のない開発を計画しているということだと思います。今まで住宅開発においては、その住宅の基本計画、どういった集落にしていくか、コミュニティをどう持っていくかというところが示されていないのかなというふうに思いますが、今回84区画を計画しているということで、やはりその地区を、三川の中ではどういった地域にしていくのか。また、若者だけに絞った分譲にしていくというようなことは、大変危険性があるのではないのかなと。自治力でありませうか、あと地域性、その醸成というのが、やはりそういった世帯だけで作るというのには大変疑問を感じております。

そういった意味では、分譲する前に、どういった住宅開発をしていって、どういった人たちに来てもらうかというような計画を今回は作るべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 桜木地区住環境整備事業につきましては、先程もお話させていただきましたが、町で作っております住生活の基本計画。これに基づきながら三川の住宅政策、町営住宅のあり方、それから横山、東郷、押切、それぞれのエリアにおける住環境ということで、本町におきましては、幸いにしても民間アパートを含めて不足気味だということで、現在もいろいろところでアパートの建設等が始められているところでございます。

そういった住生活の基本計画、こういったものに基づきながら、それぞれの地区、東郷、横山、押切それぞれが、ある程度の小学校単位で、それぞれの児童生徒も維持しながら、小学校の学校経営も適正な人数で維持できるように、そういった若者の移住・定住も促進しながら、区画については、先程60区画ということで、若い方でも購入しやすい価格帯ではありますけれども、これは神花ニュータウンを販売したときもありましたけれども、もう少し大きい区画が欲しい方については、2区画という購入も当然できますので、今回の今後開発する際も区画の部分で、そういうふうに大きい区画を欲しい方については、2区画という部分も可能であるような販売をすることで、ある程度の庭とか家庭菜園とか、いろんな部分もできるような、そういったいろいろな世代、若い世代のみならず、購入の形態によっては、そういう年齢層にある程度応えていけるような販売もできるのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） おっしゃるとおりに、押切小学校の児童数であったり、各地域の児童数による、均衡を保つという観点からすると、私も十分必要な施策だと思います。しかし、それはこちら側のスタンスであって、住む側にとって見れば、そういう区画を設けたか

ら来て下さいというところが、今鶴岡と酒田の両方に開発しているというふうにお話にもありましたけれども、果たしてそのニーズをしっかりと掘り起こすことができるのかどうかというところが問題だと思います。そのニーズをどう捉えていくのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 先程話の中で、鶴岡の茅原地区での土地区画整理事業がすでに始まっております。酒田の方でも民間の開発ということで、ある程度の大きい面積の分譲が始まっております。そういった中で、本町の桜木地区にどう若い方を含めて、移住・定住の促進を図るかということで、そのキーワードとなるのが、先程も町長が答弁で述べておったとおり子育て交流施設。これを一つの核として拠点施設として呼び込みたいというところでございます。やはり庄内の中で冬季間でも、雨でも遊べる施設。それから、その周りには都市公園である袖東公園がありますし、さらには、川を渡るという形になりますが、かわまちづくりということで、今後河川公園も整備されると。そういった三川の他にはない、そういった地理的な優位性を踏まえてPRしながら鶴岡・酒田、そういった部分と、価格の部分では十分、鶴岡・酒田の部分も坪単価、そういった部分で本町の有利性を訴えていけるような坪単価をぜひ実現して、提供していきたいと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、その住宅開発におけるまちづくりに関する基本設計を作る、今まで通りに作る必要はないというふうに捉えましたけれども、やはりこれだけ大きい開発というふうになりますと、今までも既存の住宅団地開発においても様々な問題が出てきたというふうに思います。やはりしっかりこの地域を束ねるような人材にきてもらえるような若者だけではなく、そういった人材を呼び込めるような計画段階から、そういう計画を立てるべきではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 桜木地区住環境整備事業の関係で、その計画段階からいろいろな人材を呼び込めるような、そういった部分の事前の調整、そういった部分が必要ではないかということでございました。この桜木地区住環境整備事業につきましては、この部分については、本町の最上位の総合計画の方でも住環境の整備というふうな中で、住環境の整備を図っていくということでございますが、その中で特に先程から話になっております地域のバランス、そういった部分を踏まえて、この整備をする際には、その地域への事前の説明、それから町内会への説明。周辺町内会含めて説明も行ってきたところでありますし、その用地の測量の段階、それから基本設計をして整備する段階。それぞれの各段階において説明を行ってきたところでございます。そういった意見を貰いながら、道路の設計であったり、それから排水、雨水等の切り回しの計画等を進めてきているところでありますし、そういった部分を踏まえて、今年度整備しておる桜木地区の住環境の基本設計の方に反映して、その設計の中身に、それを取り入れているということで理解しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） やはり子育てということで申しますと、様々な世代がいろんな関

係を持ったような住宅開発というのが、私は子育てにとっても望ましいと思います。また、やはり地域性の、先程も申しましたけれども、そういった様々な世代の人たちが固まることによって地域性の醸成というものが今後行われ、定住化または機関に繋がってくるのではないかと思います。

新しい住宅だけ、若者だけというようなまちづくりですと、今後地域性というものがやはり弱まってくるのではないかと思います。ですので、新たな住宅開発をする場合ですと、地域交流のインフラであったり、防災面のインフラ、そういったものもしっかりと整備していかなければならないと思いますので、計画段階でそれをしっかり地域性の醸成まで持っているような計画を立てるべきではないかと思い、質問させていただきました。

空き家の問題に質問をさせていただきたいと思います。

桜木地区住環境整備事業において84区画考えられているということでしたけれども、現在三川町における空き家は約141件といふように捉えております。町内会によるアンケートの中では141件という認識でしたけれども、実際空き家に関する所有者等の意向調査というのをやられているということで、その結果がまだすべては揃っていないということでしたが、約14件が活用中だという返答がきていることから、127件ほどの空き家が見込まれているということです。その中で、以前示された空家等対策計画の中には、危険度というものがA・B・C・Dに分かれております。その段階で一番危険だというDランクが11件というふうにありましたけれども、今現在の現状というのが分かる範囲で数字を捉えていけば、説明をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） ご質問にありましたように、今現在、空き家の管理者、所有者等の方々に対しまして、1月から意向調査を展開しているところでございます。本日も回答が返ってきているという状況でございまして、一応こちらとしては、2月中の回答期限ということで設定させていただいたところでございますが、今現在約5割から6割にのぼる回答状況につきまして、個別に分析しているというまだ調査段階のところでございます。

その中におきまして、ご質問の危険度が極めて高い、老朽度が極めて高いDランクという物件に関しましては、今のところ現地調査等が、この平成27年の現地調査以降、個別の調査を展開していないところでございまして、11という数字についての変動はない状況でございます。ただ、その他の区分、A・B・Cがあるわけでございますが、それらにつきましては、若干各町内会からの回答状況を見ますと、増えているということから、ご質問にありましたような数字になっているという状況でございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） こちら側で把握している数字ですと、横山地区で空き家が42件、東郷地区で47件、押切地区で52件というふうには、空き家が各地域に40件を超す空き家が存在しているということでありました。こちらの三川町住生活基本計画の中にも謳われておりますけれども、やはり空き家というのが周辺の町並みや治安を悪化させ、コミュニティの衰退を助長するというふうに掲載されております。私もまったくそのとおりだというふう

に思います。

今後、町長の説明の中にもありましたけれども、平成30年度老朽危険空き家等解体促進事業などで強化していくというふうに説明があったわけですが、やはりこの空き家の問題をしっかりと解決することが三川町の住生活においては、先ではないかというふうに思われますが、その見解を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 空き家対策につきましては、先程町長の答弁にもありましたとおり空家等対策計画。昨年の9月に策定したばかりの計画でございますが、これに則って、従来通り空き家の有効利活用を進めるという意味では、企画調整課で担当しております空き家バンクへの登録を呼びかけ、できる限り有効活用を進めてまいりたいと考えているところであります。

次いで、先程ご質問にありました危険度の高い、老朽度の進んでいる建物につきましては、これにつきましては、解体を支援させていただくという形で、これから予算等で検討いただくこととなりますが、従来の老朽危険空き家の解体補助制度につきまして、新たに平成30年度からは、所得要件等を引き下げた形で、幅広く補助を受けられる対象者を拡大する形で、解体を支援してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

空き家の有効活用の方法につきましては、単に個人的な活用ということに留まらず、昨今では、高齢者対策ということでの福祉施設としての利用とか、あるいは観光商業施設としての活用、新規就農者対策ということでの活用も、全国的には事例が上がってきているところでございまして、本町といたしましても、先程紹介いたしました空家等対策計画の中には、そういった幅広い活用内容につきましても計画として盛り込んでいるという状況でございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） やはり有効活用ということが大変重要だというふうに思います。その中で、住宅セーフティネット法の改正ということにより、国や県では低所得者や高齢者、子育て世代を対象とした住宅供給促進事業という中で、空き家や賃貸住宅の持ち主が住宅を改修する場合に、補助するという制度を講じてきております。やはりそういった考えを三川町の空き家に活用するということは、検討されたのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） 今ご質問いただきました国並びに県でも同様の住宅支援ということで、事業を展開しております。そういった内容につきましても、私どもといたしましては、照会がありました段階でいろいろとご紹介申し上げているという状況でございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） やはり今は国などで率先して、空き家対策に重きを置いてきているのではないかと思います。やはり情報を早く収集し、判断を、内部の中でも早く内部検討するべきだと、そういった体制も取るべきだと思います。

次の質問に移らせていただきます。

子育て交流施設についてであります。今の説明の中でありますと、まだやはり平成31年当初予算までには運営の方法等を検討すると、示すということでありました。やはり平成30年度の前、運営方針がどのスケジュールで作られるかというふうなことも示されていないということが、大変不安に思うわけではありますけれども、まずは考え方的には運営方針をどのような協議会または検討委員会で考えて、検討していくかということが、今の段階であれば説明願います。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 新たな施設、子育て交流施設の運営方針につきましては、先程町長の答弁にもありまして、町直営の方法。もしくは、指定管理者制度の活用やNPO法人等の民間活力、その導入というのも選択肢としては考えているところでもあります。ただ、そういった様々な選択肢がある中で、やはりそれぞれのメリット、デメリットがございますので、まずもって、町としてどのような形が一番適切に管理、また使っていただく方にとっても使い勝手の良い、また受けていただく方にとっても、やはりメリットがないと受けていただけないと思いますので、そういったところもどういった課題があるのかというのを十分に、まずは町がその方向性を検討し、策定いたしまして取り組んでまいりたいと。そして、お示ししてまいりたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今の説明の中で、様々なメリット・デメリットがあるという説明でございましたけれども、やはり三つの機能が複合された施設ということで、メリット様々捉えられると思います。デメリットもあると思いますけれども、そのメリットをどう生かしていくかということですが、今の段階で、当局として捉えているメリット。複合したことによって、メリットがどういったことがあるというふうに捉えているのか。それをやはり運営の場においても、そこを生かすような運営に持っていかなければならないと思いますので、メリットをどの程度捉えているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） それぞれ異なる機能といいますか、関連はいたしますけれども、三つの機能を持った施設の複合施設ということになります。配置図等でもお示ししましたが、例えばメリットでいいますと、三つの機能がそれぞれゾーニングされた中で配置はされておりますけれども、管理上は集中して、それぞれの警備等も含めて管理ができるであろうと考えます。また、入り口については、ホール、それから子育て支援施設ということでは、両方の施設が見渡せるような配置にしておるところでございます。そういったところでは、それぞれ分離された形で管理するというよりも、むしろ学童保育のエリアもございまして、そういったところでは一体的な管理ができるのではないかというふうに考えております。ただ、やはりそれぞれ機能が異なりますので、どういった運営の仕方をするのかということでも、やはり具体的にどういった施設管理、維持をしていくのかというのは、ここは多面的にといいますか、全体的に考えた中で整理をしていかなければならない

と考えております。

ですので、詳細には、先程申し上げましたように、現在はまだ検討中の段階でありますので、そのメリット・デメリット、それが具体的にどういったものであって、課題解決といえますか、それを解決する方法等も十分それに向き合いながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ただいま検討中ということの中でも、やはり一括管理と、集中して警備等を一括でできるということでメリットが生まれるという認識であったなというふうに思います。ただ、やはりデメリットの部分を考えますと、今既存の、3方向に分かれている施設を一つにするということは、それぞれ3方向にあったものを動かす。今動いた先も確かにこれから活用も考えていかなければならない。または、人員配置の部分で言えば、二重になってくるという可能性も考えられます。

直営ですということになりますと、その人員配置をやはり今後も継続的に考えていかなければならないのではないかと。直営してしまうと、他の方法に辿り着きにくくなるのではないかと私は思いますけれども、直営した場合、どのぐらいの年月で、運営の方を、例えば今おっしゃった指定管理であったり、NPOの可能性というのがありますけれども、その可能性というのはどのぐらい残していくのか。そういった考えがあるのかどうか。説明をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 人員配置等、直営にした場合、またどれぐらいの期間を直営した後に、指定管理者制度の活用、民間活力の導入等、迎えることができるか、またその選択ということで、取り組みが立ち上がるのかというご質問だったかと思えます。

人員配置については、現時点で考えられる町直営の場合ですと、施設管理をしていただく方を雇い上げるという方法もあるでしょうし、支援センター等に事業展開をする職員が合わせて複数配置の中で、ホールの方の管理もしていただく。ただ、施設全体をそこで担っていただく中で、学童保育所については、その開所している時間だけは、現在の運営協議会の方から施設管理を見ていただいて、最終的に施設全体としての開所時間、閉所時間は、全体的を見る人員配置によって、雇用された方が見て回るとか、いろいろあろうかと思えます。

ただ、直営にした場合、まずもって外部委託もそうなのかもしれませんけれども、まずその施設の利用のあり方、また設備の使用法の仕方、それをまず間違いなく必要なノウハウといえますか、そういったものを蓄積して、そして実際に開所になってから、どれぐらいの光熱水費なり、維持管理がかかるのかというものを見極めて、そのトータルの経費としてどれぐらい必要かというところも押さえながら、そのまま、例えばスタート時に直営ですと、そのまま直営でいった方がいいのか。または、そこでかかる経費について見込まれた額を元に、先程来出ています民間に委託できるものかどうかというものは、その時点で判断されるべきものだということで考えております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 私はその運営というもののあり方については、やはり行政というのは施設管理者という立場では必ず関わっていかなければならないと思いますけれども、やはり発展性であったり、諸々の可能性を含めた施設の利用という可能性を残さない限りは、最大限有効活用というのは難しいのではないかと捉えております。

運営を検討するにあたって、町の有識者であったり、様々な関係団体の方に、運営の検討委員会ということで、検討されてたと思いますけれども、そういった方々の運営への関わり方、どう持っていくかというところをしっかりと組み込むべきではなかったのかなと思います。運営までちゃんと発案した方が、しっかりと運営まで、責任ではないですが、持てるというような検討の仕方があったのではないかと思いますけれども、その検討のあり方について、その人たちには、今現在の、その検討した時点での要望であったり、そういったところを吸い上げるだけであって、その後の運営はまったく関係ないですよというようなスタンスで検討されてきたのかどうか。そこを少し伺います。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 基本設計の策定に至るまでは、ご質問にもありましたとおり検討委員会、それから検討部会等で十分その辺、参加いただいた皆さんの声をお聞きし、反映させてきたところであります。

ご質問にもありましたけれども、では具体的にそういった施設をどのような形で運営するのかということについては、その検討委員会では議論は特段その場を設けてといいますか、そういうことでの報告なり、まとめはしておりません。ただ、当然施設の設備配置、そういったものの中では、想定される運営方法については、話題となったかもしれませんが、特段その検討委員会において、協議は行われなかったということです。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） これから運営方針を検討されるということで、その検討のスケジュールはやはり早めに示していただきたいと思います。どういった方向性で施設を運営していくかということが、やはり分からないまま進んでいくというのは、大変な不安があるなというふうに感じております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

ふるさと応援寄附金についてでありますけれども、こちら平成30年度より新たな複数のポータルサイトを設定して、窓口を広げるといことでしたけれども、具体的にどのような取り組みをしていくのかということを説明をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 寄附金の窓口になる、いわゆる寄附をされる方が、どこを通して三川町に対して寄附を出すかといいますと、いわゆるポータルサイトというのがございます。今現在はトラストバンクというような民間の会社。これ日本最大のポータルサイト。いわゆる寄附金のポータルサイトなんですが、これを通して三川町は応援いただいているところです。

ご質問にありました複数のポータルサイトということで、来年度に計画を構想しておるわ

けですが、具体的にどうなんだということでございました。一本の、一つの窓口ではなく、複数の窓口をすれば、より多くの方々がそこから入って、三川町に対して応援をしていただけるというようなことについては、他の市町村についても研究してまいりました。やはり一つに絞るということについても重要な繋がりがりますので、重要なものではあるのですが、より多くの人にとということになれば複数の窓口を設けることが重要だということで、今現在、候補として上がっているのはヤフーであったり、ソフトバンクであったり、その他、個性的な、いわゆる個性的などと言いますのは、寄附される方もいろんなジャンルの人がおりますので、そういった人が特定のポータルサイトに入って来られるように、含めて四つほど想定をしております。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 四つほど想定しているということでしたけれども、それに関わる当局側の負担というのはどういったことに現れてくるのでしょうか。例えば、対応する人員を増やさなければならぬほどの規模になってくるのかどうか。その辺、お願いします。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ポータルサイト四つと私言いましたが、すみません訂正いたします。今現在のものを含めて六つになります。その新規を五つということで今準備をしておるところです。

実際にそのポータルサイトを五つ増やすことで、対応についても増えるということは想定しております。ですが、それに伴って人員等、いろんな細かな対応策については、今年度中に検討しておりまして、今の体制の中で何とかやっていけると、やっていこうと考えておりますので、いわゆる極端に増やしたことによる人員増等の体制整備については、今のところ現状維持と考えているところです。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） やはり返礼品の中には、話を伺いますと、特定の品種は言いませんけれども、三川から来たお米が少し思っていたのと違うような状況だったとか、一番多く出ているようなものが、やはり思っていた品質ではなかったというような声が、だんだん聞こえるようになってきました。その基準といたしますか、それは各出品者の努力が大きいと思えますけれども、やはり町に対する寄附ということの返礼ということですので、その基準というのを明確に設けていくべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 返礼品について、米が中心でありながら肉加工品、野菜、様々なものがござります。これに対して、ご質問にあったとおり、町の返礼品になりますので、その良し悪しというのは直接町に対する評価に繋がってまいります。そういった意味で、返礼品についても一定の基準、一定以上の基準を設けるべきではないかというようなお尋ねかと思えます。ただ、実際に個々の商品については、生産者であり商品を返礼品として登録する方々が、第一義的な責任を負います。ですので、その方がもし評価として「これではまずい」というようなことであれば、その方については、寄附金がいけないと。寄附する方が

その商品を選ばないという状況になりますので、必然的にそういった物については、外れていくことになろうかと思えます。そういった状況の中で、一定の品質が保たれるものと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 年間3万件を超えるような方々が申し込んでくれている返礼品の中で、やはり大事なのはリピーターをいかに作るかということだと思われまます。これは合わなかったから次から違うふうにしよとすれば、農業者はそれで判断はされるわけですけれども、町全体の評価に繋がってくると思えますので、その辺も考慮していただければと思えます。

そして、このふるさと応援寄附金の大半は米ということで、町長にお伺いしたいことがあります。現状という部分で、返礼品を取り扱う業者と申しますか、農業者の中で、三川町農業再生協議会が掲げる米の生産の目安に取り組まない農業者がいるのではないかという話が聞こえてきたところであります。私は生産数量目標が廃止された今、またふるさと納税の本質の部分からすると問題はないと思えますが、しかしながら、同時に受給調整の取り組みは継続するというので、そちらの立場から見ますと、同じ行政内において、一方では米の受給と米価安定のための米生産を推進し、一方では返礼品に取り組む意欲と能力のある農業者は受給調整の取り組みは関係なく取り入れるというのは、少しひっかかるものがやはりあると思えます。私は返礼品取り組み者にそういった部分でも、一定のお願いであったり、条件を設けるべきではないかと思えますが、町長の見解を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ふるさと納税、ふるさと応援寄附金の返礼品につきましては、本町においては米が主体というような状況であることは、今までの毎年度の実績等からも、佐久間議員からもご理解いただけるものと思えます。

平成30年度からの米生産における新たな国の政策が変わることに対しての危惧の部分だと受けとめますが、とりわけ本町においては、県農業再生協議会、また各市町村の農業再生協議会においても、国からの生産の目標数量、需給の見込みを元に、目安ということが示され、本町の再生協議会も、そういった形で進んでいくと決定いたしているところであります。そういう面からいたしますと、私も再生協議会の会長という立場においては、やはり各農業者における平成30年産米の作付けにおいては、協力をいただきたいというような形で進めさせていただいております。しかしながら、その配分という部分については、今の平成30年度からの国の農政の改革においては、農業者の判断、選択ということも、これはある意味においては可能だというふうには思っております。

そういった中において、やはり佐久間議員が言われる農業者の中での、この認識が当然変わっていくのではないかというような心配が当然あると思えます。ただ、その中において、行政が主導した形で、ふるさと応援寄附金の返礼品を担っていただける農業者に対して、この部分に対しては、やはり再生協議会の方針を受けていただきたいという立場にはないだろうと思えます。むしろ、それは農業者あるいは農業団体が、やはり生産目標数量という部分

の、これからのヒアリングがあるわけでありますが、そういった部分での判断というふうにしていかないと、やはり国の政策は方向性がある。そして、町も再生協議会としては、各農業者に対して示してきたという経過がありますので、その責任においては、やはり協力をお願いしたいということしか言えないのではないかと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） やはりふるさと納税、ふるさと基金ですけれども、この度の子育て交流施設にも3億8,500万円ほど基金を使うということで、これからの安定的にしっかり寄附いただけるような取り組みを続けていくことが大事ではないかと思えます。

最後に、私が思います住まい・まちづくり、今日の全体の話でありますけれども、やはり大規模住宅団地開発の前に、今ある空き家等を様々な事業を通じて、さらに解決するように整備を進め、そこを住宅開発のメインに持っていくと、対象とするということで、やはり既存の地域と分離させないより緊密なコミュニティを作る。作ることで地域の維持、また防災インフラ、地域交流インフラのコンパクト化を図りながら、既存地域周辺の住宅開発を、そこから進めていくべきではないかということをお願い添え、質問を終わらせていただきます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会とします。

(午前11時49分)

平成30年第2回三川町議会定例会会議録

1. 平成30年3月8日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員	10番 小林茂吉議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

7番 田中晃議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
本間明 総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子 町民課長	菅原和子 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
遠藤淳士 環境整備主幹	高橋誠一 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹
和田勉 監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	佐藤真子 書記	吉田直樹 書記
五十嵐章浩 書記		

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 3 日 3月8日(木) 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問 4名

○ 閉 会

○議長（小林茂吉議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

最初に、5番 町野昌弘議員、登壇願います。5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員）

- | | |
|---------------|--|
| 1. 桜木地区開発について | 1. 地区内の雨水排水対策として防災調整池の効果は認めますが、その分町の負担は多くなり、土地の分譲価格も高くなると思います。既存の排水に流す方法はないのか、町の考えを伺います。

2. 最終的に約100戸近くの住宅が出来る予定ですが、既存の町内会とのコミュニティ作りが大切だと考えますが、町の考えを伺います。 |
| 2. 町の財政運営について | 1. 地域交流・子育て交流施設の実施設設計が終わり、総事業費が16億円超えとなり、基金や交付税を除いて町負担が10億円位との見込みですが、本町の財政を考えてこの負担は大きくないのか、国や県の補助をもっと活用し町の負担軽減に努めるべきでないのか、町の考えを伺います。

2. 鶴岡市のごみ焼却施設の建設事業も進んでいると聞きますが、今後の町の負担はどうなるのか、町の考えを伺います。 |
| 3. 町の農業政策について | 1. 日本の農産物、食品の輸出が5年連続で増えています。
TPP11、日欧EPAも来年度から本格スタートしようとしていますが、本町の対応はどうなっているか、町の考えを伺います。 |

平成30年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

まず初めに、桜木地区開発について伺います。

一つ目は、地区内の雨水排水対策として防災調整池の効果は認めますが、その分町の負担は多くなり、土地の分譲価格も高くなると思います。既存の排水に流す方法はないのか、町の考えを伺います。

二つ目に、最終的に約100戸近くの住宅が出来る予定ですが、既存の町内会とのコミュニティ作りが大切だと考えますが、町の考えを伺います。

2番目に、町の財政運営について伺います。

まず初めに、地域交流・子育て交流施設の実施設設計が終わり、総事業費が16億円超えとなり、基金や交付税を除いて町負担が10億円位との見込みですが、本町の財政を考えてこの負担は大きくないのか、国や県の補助をもっと活用し町の負担軽減に努めるべきでないのか、町の考えを伺います。

次に、鶴岡市のごみ焼却施設の建設事業も進んでいると聞きますが、今後の町の負担はどうなるのか、町の考えを伺います。

最後に、町の農業政策について伺います。

日本の農産物、食品の輸出が5年連続で増えています。TPP11、日欧EPAも来年度から本格スタートしようとしています。本町の対応はどうなっているか、町の考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。

はじめに、桜木地区開発について、1点目の雨水排水対策に関するご質問ですが、桜木地区住環境整備事業につきましては、都市計画法による開発行為の許可基準等に基づき計画を進めているところであります。

このような中、新たな住宅団地の整備につきましては、下流流域の排水路等の負担軽減が課題となっているところでありますが、既存排水路等の断面の拡張については、その整備費用が膨大なものとなることから、防災調整池の設置を基本としながら、雨水排水対策を講ずることとし、下流流域の地域住民の安全安心を確保してまいりたいと考えているところであります。

2点目の既存町内会とのコミュニティづくりに関するご質問ですが、新たに開発された住宅団地には転入者や若者世代が多く、既存町内会の住民の方々とコミュニティづくりが課題となっております。

これまで本町におきまして、横山小学校や東郷小学校周辺の町内会においては、児童・生徒が参加する運動会や町内会の祭りなどをコミュニティ形成のきっかけづくりとして、その輪を徐々に広げる取り組みが行われているところであります。

ご質問の桜木住宅団地におきましても、横山や天神堂のようなコミュニティの形成が図られるよう助言等を行っていくとともに、自治振興交付金をはじめ、「コミュニティ活動支援員派遣事業」や「協働事業提案制度」等により、良好なコミュニティの構築が図られるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、町の財政運営について、1点目の子育て交流施設整備に係る事業費の財源に関するご質問ですが、まず、国県補助の活用については、この事業を計画する段階から、国や県との協議、検討を重ねてきたところでありますが、本町において活用できる適当な補助事業がなかったところであります。このような中、町の負担をいくらかでも軽減すべく検討を重ねてきた結果、地方交付税算入のある地域活性化事業債や緊急防災・減災事業債などの有利な起債とともに、ふるさと基金を活用して整備することとしたところであります。

2点目のごみ焼却施設の建設事業に係る町の負担に関するご質問であります。現在、本町においては、鶴岡市との一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する協定書を締結し、その事務を委託し、委託料として一定の負担をしているところであります。

今後、新たにごみ焼却施設が完成した以降においては、その施設の減価償却に係る負担も発生するところでありますが、鶴岡市との協議により、応分の負担をしてまいりたいと考えているところであります。

次に、町の農業政策について、農産物、食品の輸出に関する本町の対応についてのご質問であります。議員がお示しのとおり、財務省「貿易統計」によれば、日本における農林水産物・食品の輸出はここ数年来、確実に増加しており、平成32年度の輸出目標額が1兆円とされているところであります。さらに、ここ数年内には経済連携協定である「TPP11」と「日本とEUとのEPA」においても、農産物等の輸出が新たな展開を迎えることとなります。今後ますます農産物等の輸出が注目されるものと認識いたしているところであります。このような中、本町において輸出の可能性が高い農産物は「米」であり、JAにおいては平成30年産米の生産計画にあたって、輸出米の生産にかかる希望を取りまとめている状況にあります。本町といたしましては、まずはその推移と将来的な輸出の可能性について注視しながら、「こだわりの米づくり」を掲げた瑞穂の郷づくり事業や産地パワーアップ事業等の、強い農業づくりに向けた振興策を確実に進めてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） それでは、まず初めに桜木地区の排水について再質問いたします。先程の答弁では、まず初めの排水対策であります。都市計画法に基いて計画しているということですが、都市計画法においては、必ず調整池を設けなさいというふうなことにはなっていないのかなというふうに思います。既存の排水で排水が取れば必ずしも調整池は必要ないというふうに私は思っておりますが、この辺まず一つ確認をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 桜木地区の住環境整備の中での排水路の対策でございます。この部分につきましては、都市計画法でも謳っている部分につきましては、既存の排水路、そういった部分で有効に排水ができる場合は調整池という部分までは記載はなっていないところでございます。都市計画法の開発行為の許可基準の技術の基準書があるわけですが、その中でも、「下流側において適切に排出できない場合は調整池を設置することができる」ということで謳われております。この部分について、開発区域の面積から流下される部分の流量、それと、既存の排水路あるわけですが、そちらの方の排出可能な流量を計算しますと、現況でもすでに、これまでの開発等もありまして排水能力に不足が生じているということで、調整池を設置する、もしくは下流側の排水路を拡幅・拡張しないと流量的に飲めないということで、今回は費用対効果、いろんな部分を総合的に勘案しまして、調整池ということで設置を考えてきたところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 今の桜木地区の排水が既存の排水に流せないというふうなことで検討されたということではありますが、今の現況では、私も町から資料をいただきまして見ると、やはり流れないということで、既存の排水に手を加えれば流れるのではないかなというふうなことも当然検討されるかなというふうに思います。排水の断面を大きくするとか、いろいろな方法がありますが、その辺の検討はなされたのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 排水対策として、やはり先程の都市計画法上の既存の排水路に流下させる。その際の部分についても、すでに、先程申し上げましたとおり、現行の流下能力がオーバーしているというようなこともありまして、これをカバーするためには排水路の拡幅等が必要だと。それと、調整池の二通りで検討してきたところでもあります。

それで、排水路を拡幅する場合は、現在開発区域から流下なる流量等を計算して、現行の調整池の方では、約3,000 tを超える排水の量を一時貯留して排水の方に、今は押切新田線の方に用水と排水のダブルの水路が流れているわけですが、こちらの方に一時的に、直接流さないで貯留してから徐々に流していくということで、下流側の方に影響を与えないということで考えておりますが、直接調整池を設けなくて3,000 tを超える現地の開発区域から出てくる排水量を抑えるためには、これはあくまでも計算した流量でございますが、例えば90 cm ぐらいの、現行が40 cm 掛ける40 cm の排水路であったり、50 cm 掛ける50 cm というのが今の三本木から対馬の間の4号から6号の排水かと思いますが、こちらの方を拡張するというので、例えば50 cm の部分を90 cm というふうに拡張した場合は、やはり計算しますと、現地の方の3,000 tを確保するためには、計算上は、これはあくまでも断面的なものを計算したものであります。排水路の拡張する延長が、計算上は、例えば切り下げしながら二丁排水路まで流下させるというふうな方法をとった場合でも、ほとんど二丁排水の末端の水路底高とか、いろいろな関係がありますので、そのまま切り下げできないという部分もありますが、もし切り下げしたとしても、ほとんど二丁排水の底高と同じようになってしまいますが、2,600 mということで、現行は850 mぐらいしか東側に排水路ありませんので、二丁排水等の拡幅等にも着手しないとその流量を確保できないということもございまして、費用的にも、流量を確保するためには町道の部分の、現行パイプのある、開発地区との間にあります部分にも手を付けなければならないということで、多額の費用がかかるということで調整池の方が有利であるということで判断したところでもあります。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 役場の今の説明であれば、6号排水を90 cm 掛ける90 cm にしても飲まないというふうな説明でありましたが、私もいろいろ資料を調べまして、町の排水量、それから、今の既存の田んぼの排水に関しては、土地改良区計画書というのから計算して、今の水田の量を計算していくということで持っていくと、90 cm 掛ける90 cm の排水の側溝で、あの6号排水が、勾配が今2,500分の1ですが、それも1,000分の1というところだとすると、私の計算では、細かい数字を言ってもいいんですが、飲めそうな計算になります。その辺は、役場との考え方が違うんでしょうが、もう少し精査してやるべきかなというふう

に思いますが、その辺は数字示せないわけですので。

あと、方法的には、今6号排水1本であります、あそこに排水、横断しているのは下流にもう少しあるわけですので、それを1カ所ではなく2カ所、3カ所に分散するとか、あと、今の既存の排水では、流量計算する場合に粗度係数と言って、ざらざら感、草地かコンクリートかというところの面で、セメント系のボードを貼ると流速が早くなるということで、断面掛ける流速が流量でありますので、そういうふうな工夫も、私のアイディアだけでももう2アイディア持っています。それでもぎりぎり流れるというところで、田んぼの排水の排水量は、土地改良区の方の見ていた排水路を使えば、思っているよりもっと少ないのではないかなというふうに思います。今までのところで町の考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 排水の断面を拡幅するというふうな形で、先程は現行の40 cm、もしくは50 cmの排水路を90 cmぐらいの排水路に拡幅した場合の通水断面ということで、流せる断面を考慮して、それに町野議員言われた粗度係数ということで、実際の流量計算する数字等、細部の部分ではあるわけですが、そういった部分。それと、サイホンということで、東3号の下を通過させる部分、一番開発区域に近いのは4号排水というのがあるわけですが、この4号についてはサイホンがないというようなことで、一旦5号の方に回って、5号、6号ということで北側に行って、サイホンで東側に行くというような構造になっていますので、4号ですと新たなサイホンを作らなければならないということになりますし、5号、6号というふうになった場合でも、サイホンの、ある程度やはり現行は90 cmぐらいのヒューム管か何かになっているのではないかなと思うんですが、そういった部分の拡張、改修が必要かと思われまます。そこまですでに農業用の東側の排水路まで行くまでの間に町道の、現在用水路・排水路ダブルであるわけですが、そちらの方の排水がすでに、集中豪雨になりますと、桜木もそうでしたし、豊秋も冠水するというので今までも被害があったところ。その部分が、農業用東側の排水に行くまでの間に冠水してしまうということが現実にございます。そういったこともございまして、特に桜木は住宅地ですので、そういった道路冠水、もしくは宅地の方に冠水ということも4・5年前にはありましたので、そういった部分を避けるためにも、調整池で一時貯留して、現行のダブルの押切新田線の脇の排水に流していくというのが一番周辺に影響がないというふうに考えているところで、その現行の排水、町道脇の排水も飲めるようにすると、計算上はやはり、現行は60 cmぐらいの幅で、深さも80 cmとか、下流側へ行くともう少し深くなるんですが、それも計算すると、やはり2 mぐらいの大きい排水にしないと、結局一時貯留する調整池の役割も果たしながら東側に持っていかないと溢れてしまうということになりますので、そちらの方まで手を入れると、東側の排水路に拡幅するより、計算上は3倍以上の工事費がかかると。現行の排水路を撤去して、新たに水路、2 mの排水路ですので相当大きい排水路、深さも決まっていますのでということで。それから、グレーチングも設置したりということで、相当整備費用がかかるということで、調整池の方が有利であると判断したところです。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 農業用の排水に行く途中の水路で飲めないというような説明であったように思いますが、それであれば、町道を2カ所くらい横断して既存の排水に流すというところで流量を減らすと。必ずあそこで、1本で、今の横断だけでやろうとすればそうなりますが、まだ方法は、横断1カ所やっても400・500万くらいかなというふうに私は思っていますが、そういうふうに途中横断を付ければ安く上がるのではないかなというところで、まだ検討の余地はあるのかなというふうに私は思いますので、もう少し精査して、防災調整池、確かに効果はあるんですが、何もないときにいろいろ環境面でどうなのかと。今三川産業団地にはありますが、周りには住宅がないのでそれほどの影響はないんですが、そこは周りが住宅地でありますので、その利用も含めてどうなのかなと。それから、もしそこを排除すれば、土地のその分も住宅地として使えるわけですので、住宅価格も下がるということで、呼びやすくなるというふうな効果もありますので、もう少し検討していくべきかなというふうに思います。

続きまして、コミュニティ作りであります。先程の説明では、横山地区、また東郷地区では既存の町内会とコミュニティが上手くいって、運動会も一緒にやって大変よくやっているというところで、今回もそういうふうなことで考えているというふうな話でした。

ところが、既存の住宅開発したところで、やはり既存の町内会と折が合わなく、どこの町内会にも属していない町内会も現実あるわけでございます。その轍を踏まないためにも、そのときにやはり問題となったのは、既存の町内会との話し合いが上手くいかなかったということでありましたので、これ今後考えていくというふうに前ご説明いただいたんですが、やる前からこれだけ大きな住宅が来るわけですので、今の単独でやれば別ですが、既存の町内会と一緒にやっていくのであれば、今現在これからやろうとする町内会へいろいろ説明して理解をいただいて、「こういう町、こういう住宅ができるので一緒にやっていってください」という話を今から進めていくべきかなというふうに思いますが、その辺少し遅いかなと。昔の失敗というか、そういうものが全然生かされていないなというふうに私は思いますが、その辺、既存の町内会との今後の進め方を伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 住宅開発に伴う既存町内会とのコミュニティ作りについてございました。この部分につきましては、開発の用地測量なり行うときも、町内会の方を対象に説明もしているところですし、先月も、実は2月の下旬に開発の部分の説明ということで行ったところです。ビデオプロジェクターを使いながら、参加者はそう多くはございませんでしたが、桜木・対馬町内会、それから袖東等の一般の住民の方、それと開発区域の地権者、耕作者の方からお集まりいただきまして、そのときも桜木の町内会長、三本木の町内会長からも出席いただきまして、開発後のコミュニティ作りの部分でご意見もいただきましたので、そういった部分で、すでに町内会長の方とも、今後のいろいろなコミュニティ作りの部分でも意見交換をさせていただいておりますし、引き続き、今後開発の部分で、今度実施設計というふうに入りますので、またその前に地域の住民の方に、今後の開発エリアの隣接する町内会の住民の方と、今後の町内会の帰属等、そういった部分についてどうするかも

含めて、年度が変わった後、実際の造成工事等入る前には十分調整していきたいということで説明も行う予定にしているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 既存の町内会との話し合いが進んでいるということで大変いいことだなというふうに思います。それで、今の既存の町内会では、先程1番目に質問した排水対策や防災調整池の話はなかったのでしょうか。それから、これだけの住宅数でありますので、どこの部分がどの町内会でやるかと、その辺もきちんと町内会への説明というものは行われているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 今ご質問ありました開発の部分のいろいろなご質問、排水、それから調整池、開発エリアの町内会の帰属、そういった部分のご質問もありました。調整池に対する不安の声もありましたが、こういった形で、これまでの排水、豪雨時の冠水被害を防ぐための調整池ということでご理解をお願いしたところですし、今後のその活用についてはいろいろ、例えばその調整池の部分で、鶴岡市の方では美咲町の例も出ささせていただきます、活用できるような方法はないか十分検討させていただきますということでお話をさせていただきましたし、区域を、道路とかある程度の部分で分けをするのか、どういうふうにするのかは、今後隣接の町内会の会長もおりましたので、どのようなエリア分けするんですかというご質問ありましたが、それについても、今後町内会長含めて、役員の方と、今後どういうエリアで、道路で町内会境を分けた方がいいのか。その辺についても、今後町内会のご意見を伺って決めてまいりたいのでよろしくお願ひしますということでお話をさせていただきました。主には、やはり町内会の帰属の部分と調整池、それから集中豪雨とかでの冠水、これまでもあったので、そういった部分で、道路とか宅地に被害が及ばないようにしてほしいというようなご意見でございました。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） できてから町内会といろいろやるというのは、やはり前一部嫌な思いとか、失敗した例もございますので、そういう前の教訓を生かしながら、地元との説明、納得を十分にいただいて進めていければというふうに思います。また、排水対策も、私が先程申しましたように、まだ方法的にはあるというふうに私は認識しております。その辺もう一度検討して、いい住宅開発にしていきたいものだというふうに思います。

それでは、次の町の財政運営について伺います。

子育て交流施設の財政の件であります。前に議会で説明を受けたときには、有利な国の補助を見ながらというふうなところで進んできたかなというふうに思っておりました。この間の説明ですと、総事業費も増えております。16億600万でしたか、6,000万でしたか。それで、町の負担が10億ということで、町の財政にとっては大変大きな負担になるのではないかなというふうに思っております。この辺、財政的には何でもないとはいえないというふうなところで考えているという話でしたが、具体的に今後の返済の計画みたいなものは、どんな推移で今の段階では進んでいくのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 今後の財政負担、財政に与える影響、あるいはその返済についてのご質問でございました。基本的には、中期財政計画を29年度始まる前に立てておりますので、それについては全員協議会でも説明させていただいているところであります。これについては、その時点では13億ということで織り込んでおりましたが、その後増額した面はございますが、先に示した中期財政計画でも、そうした公債費の元利償還等を含めた形で見通しております。5年間ではございますが、そういった意味では、今後ともであります。財政的にはこれを健全運営していけるというふうに判断しているところでございます。

また、償還につきましては、現在地方交付税が算入の見込める起債も含めまして、今後償還年数、20年になるか25年になるのか、その借入時に判断していく必要はございますが、25年かけて償還していくような形になろうかというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 公債を計画的に返していくというふうな話でございました。具体的な数字は財政計画の中で示しているというふうな話でありましたが、ここで、経済の健全化を示す指標の中に実質公債費比率というものがあるわけでありまして。返済金額を財政規模で割って、単純に言えばですね、もっと3年平均とかいろいろあるようではありますが、その中で、本町は平成28年度、私の資料によると11.2%になっております。これ、今後公債費比率というものはどのように考えているのかを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 今後の実質公債費比率に関する見込みということでございますが、29年度についても、一部起債をしないで財源を充当して事業を、この子育て交流施設の整備事業についても行っておりますし、今後30年度・31年度についても、その財源を見ながら、可能な限り公債費比率は下げていきたいというふうに考えております。

ただいま町野議員から質問の中でありましたとおり、平成28年度については指数が11.2%と。過去には、実は平成18年度には19.0%という数字がございました。この時点では、18%以上は、起債を今度するには許可が必要になってまいります。25%以上になりますと、さらに厳しい制限がされまして、起債制限という形になります。そういった場合には財政健全計画を立てていく形になりまして、過去にも、その当時その計画を立てて現在に至るということでございます。当時の19.0%から11.2%まで努力してその健全化を図ってまいったものでございますので、今後とも、その方針については変わらないものと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 今おっしゃるとおり、18%以上が新たな借金に県の許可が必要だということで、以前は19%まであったんだよと。だから大丈夫ですよと。今後も今まで通りやればまた下がるというふうな説明でありました。まず今の計画では、この公債費比率、何%まで上がるんでしょうか。13・14%くらいまで上がるのではないかなと、私のざっくりしたそろばんだとあります。

その中で、それが本当にいいのか。町としてそれだけのもの、今本町と同じ財政規模というふうなところで、町にはいろいろ分類してあって、累計ということで、本町はⅡ－1というふうな分類であります。それは人口規模と産業の構造、一次産業の比率、二次産業の比率で決められてくるものがⅡ－1。全国を見ると、同じ規模の町村は46。そのうち、私が調べると、もう36番目。全部を10とすると大体8番目くらいの位置にあります。財政的には可能かどうかとなれば、やっちはいけるんだろうとは思いますが、それで本当にいいのだろうかというところがあります。まず、今の考えられるところで、本町の実質公債費比率はどのくらいまで上がるのか。それと、町としてどの辺までの公債費比率、昔19%まで上がったから19%まではいいのではないかなというふうな考えでいるのかをお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 将来の実質公債費比率の見込みと、どの程度まで耐えられるのかというご質問でございましたが、先程も申し上げましたとおり、その起債にあたりましては、可能な限りその起債を抑制していくという考えを持っておりますので、それに基づいた詳細な計算はしておりません。その比率についても、この借り方次第で変わってまいりますので、町野議員が14%というふうなお話が試算されたとすれば、そういった数字もあろうかと思えますし、私どもはそれよりも下げていきたいというふうな考えでおります。

また、将来的にどこまで可能なかというふうな考えたときには、やはり起債制限比率が18.0%というものがございますので、そういった場合には財政健全化計画をまた作らなければならないということがございます。そういったところは当然のように指数として見据えていかなければならないと思えますし、ただ、私どもが考えているのは、この公債費そのものは、今施設を建設するにあたっては、将来世代にわたっての負担を共にしていくんだということが根底にありますので、そういった意味では、この起債を活用していきたいというふうな考えでおります。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 返済というか、借金はなるべく少ない方がいいわけでありまして。そのような中で、いろいろ有利な国・県の補助を検討したというふうなことでありましたが、今は二つ、地域活性化と防災減災というふうなところでありましたが、もっと他のものというのは検討してだめだったのでしょうか。他に検討した起債、補助金なり、どんなものがあったのかお知らせください。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） この事業を進めるにあたりましては、国の補助金、もしくは交付金制度の活用をいろいろ模索してきたところです。スタート時には、全員協議会等でも説明した経過がございますが、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、もしくは国土交通省所管の社会資本整備総合交付金の制度、さらに、林野庁が所管します森林・林業再生基盤づくり交付金等、こういったものも使えるのではないかとということで、実際に国や県に照会しまして、実際その機関等に出向いて内容等を説明しながら、協議といたしますか、活用できないか模索してきたところでありますが、残念ながら対象に採択というの

は非常に困難であったというところでもあります。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） いろいろ努力されたというところで、その辺は頑張ったなというふうな感想はあります。

それで、今の説明でありました社会資本整備総合交付金であります。これが検討したけれども該当にならなかったというふうな説明でありました。大石田町に「虹のプラザ」というものがございまして、それが31億で、その中身を見ると緊急防災、これで5億、それから過疎債16億ということで、社会資本整備総合交付金に6億いただいているようです。過疎債については、本町はあたらないのは知っておりますが、よその町で社会資本整備総合交付金をいただいて、同じようなものを建てているというふうなところでもありますので、本町がなぜそれに該当しなかったのかお知らせください。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 社会資本整備総合交付金、この事業を活用するためには、まずは都市計画のマスタープランの策定が前提となる所でございます。合わせて、この交付金事業については、その使い勝手の良さから、多くの市町村がこの事業に取り組んできたところではあります。やはり国の財政事情も厳しい中で、採択される事業という中では、その条件が非常に毎年厳しいものに、ハードルが高いものになってきておりました。

そうした中で、本町が1施設を特化してこの事業に向かうというのは、非常に課題が多くございました。当然、先程申し上げましたとおり、この交付金事業が使えないかということで、十分その辺は内容を説明しながら行ってきたところではあります。そうした中では、やはりその1点の施設のみを特化する形ではなくて、やはりこの社会資本整備総合と申しますか、総合的に社会資本、インフラ等、道路、下水道、公園、こういったものを一体的に整備する中で施設の優位性といえますか、設置する目的をきちんと取らなければならない。そうした場合、非常にその計画上は、いろんな分野にその事業が及んで、事業全体費、事業のボリュームもそうですが、非常に大きなものになりますし、そうした場合、その交付金事業に取り組むことで町の投入といえますか、事業費が嵩むことも懸念されます。

そういったいろんな面で、何とか使える方法はないかということで、町野議員がおっしゃられましたこの交付金制度の活用に向かつてはみたのですが、残念ながら厳しい状況であったというところでもあります。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 向かったけれどもならなかったというところで、その中には、一つマスタープランができないというふうなところではあります。よその町村で使っているわけですので、金額が大きくなるというか、使わなければもっと金額が、町の負担が大きくなるわけですので、その辺はもう少し精査していくべきかなというふうに思います。

それで、これは町長にお聞きすべきかというふうに思いますが、いろんな補助金を使って今回やるわけではあります。都市計画マスタープランだとか、いろいろこれから準備しな

ければならない補助金もあるわけです。また、可能とは言いながら公債費比率も上がっていくのは目に見えていくわけであります。その中で、この子育て支援施設が、マスタープランを作ったり、もう少し準備をして進めていけば使える補助金もこれからまだ出てくるのではないかなというふうに思いますが、急いでこの計画を進めているように私は思えるんですが、もう少し補助金なり、いろんな施策を練って、いいものを作っていくというところで、スピード感をもって進めているというのは分かるんですが、早く進めている理由というのがいまいち納得いかないのですが、この辺、進めている理由を町長はどう考えているのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） まず、今回の子育て交流施設における事業費、その部分についてのいろいろな議会からの一般質問等があるわけであります。

しかしながら、この子育て交流施設の整備につきましては、もうすでに5・6年前から、本町においてはこのような課題があったわけであります。その一つの大きな要因となったのが、三川町公民館のホールの改修ということが大きな課題としてあったわけであります。このホール機能を維持しながら新たな、当時は天井裏のアスベストの対策というようなことで、それを講ずる場合の経費という部分から考えた場合においては、やはり解体をして、その新たな施設を建設するという事になれば、解体費用もそこには当然かかるわけであります。そのような中において、どういう方法をとるかということで、新たな場所に建設をした方がいいというようなことになったわけであります。その中においては、先程教育課長の答弁のとおり、国からの有利な補助金、あるいは交付金等を活用しながら何とか取り組みたい。しかも、現状の子育て交流施設等にも関連する、それぞれのエリアの部分における施設の老朽化、そのような更新時期ということを考えて場合においては、いずれは新たな施設を複合的な施設として整備をしていく必要があるのではないかというようなことから、この事業の構想、基本設計に至ったところであります。

しかも、これからのこの事業費、それに伴う財源ということからいたしますと、やはり議会でも、将来的な町の財政状況に対する心配をされている部分もあるわけでありますので、それは当然、町としてもその疑問、あるいは不安というものに対しては、きちんとした説明のできるような、将来の中長期的な財政計画に基づき、これからの事業の進展を図りたいと考えているところであります。

そして、その経過の中においても、まさに町民のいろいろな利用団体、あるいは子育て世代、そういった方々から要望があって、住民ニーズにどう応えるかというようなことでの、これらの子育て交流施設ということで、複合的に、しかも、町の政策的な部分においては、特に住宅事情におけるこの住宅地開発も、先日商工会の会員の皆さまとの懇談会がありましたが、その場でもなかなか本町の大規模商業集積地に進出していただいている事業主の皆さまからも、社員が三川町に住みたいんだけどもアパートもない、住宅の宅地開発もできていないというようなことで、早急に進めていただきたいということは、町野議員も、今までその場に私も一緒に懇談させていただきましたので、ご理解をいただいているというふうに思います。そうしたことで、これからの事業を進める。その中における財源という部分か

らいたしますと、先程の教育課長からの答弁にあったように、本町においては、なかなか過疎、辺地、そういったような地理的、あるいはこの町の財政規模からいたしましても、非常に有利な起債と申しましょうか、後年度交付税参入に過疎債、あるいは辺地債、そういった有利な起債を発行することができない町というようなことから、その辺においては、やはりきちんとした将来的な財政基盤の安定ということは、第一義に考えていかなければならないというふうに思っているところであります。

そして、そのような形の中においては、今取り上げられているのは合併特例債です。これも、合併特例債が、当初は10年というものが15年まで延長になりました。合併特例債を発行しながらも地域の課題が解決できないというのが今の現状だと思います。そういった部分からしますと、やはり少ない財源というものに対しては、それなりの努力をしながら、将来にきちんとした財政基盤を継続していくという、それがやはり今の行政の役割ではないかと。財政をきちんと、基盤体制づくりをしながら住民ニーズにどう応えていくかということが行政の施策というようなことで考えているところでありますので、とりわけこの子育て交流施設については、私の今期の政策の公約でもありました。そういった部分からして、いかに住民のニーズというものを受けとめながら、これらの事業の進捗に努めてまいりたいと考えているところであります。十分これからも、議会等に対しましては、事業を進める段階でも理解のいただけるような、これからの説明をさらに加えていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 町長の考え方は私も分かりますし、必要なのは重々知っています。それを、今の質問では、なぜ急ぐのか。もう少し有利な補助金を待ってやってもいいんじゃないかなというふうな質問でしたが、町長の思いをたくさん聞きましたので、その辺の答えがなっていなかったなど。ただ、時間がありませんので、次にいきたいと思っております。

ごみ問題は、今後これから進めるということで、町民も今後の町の財政も含めて大変心配しているということですので、今後も見守っていきたいというふうに思います。

最後に、農業政策であります。

町でも、このTPP11、また日欧EPAを把握してしまして、平成32年ですか、米をJA庄内で輸出するということ考えているということですが、手短に、具体的にどんなことがあるのか。簡単をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 三川町の場合、特産という部分で米でありますし、輸出ということを考えれば、その米が対象になるのかとは思いますが。実際に、29年度は5ha分になります。俵数にして500俵、30tほどの三川産米が輸出として出されております。

そうした状況も踏まえまして、30年産米については、答弁にありましたとおり、農協でも希望を取りまとめているという状況ですので、それを見守りたいとは思っております。実際に将来的には国も、平成31年度には現在の輸出米の数量の10倍を描いておるので、そうした流れをつかみながら、三川町でも対応できるものを探していきたいと考えて

おります。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 輸出が大変増えておりまして、それは町も当局も把握しているということでもありますので、大変いいと。

それで、輸出の中身を見ますと、農産品と言っても、やはり魚だとか醤油、味噌、加工品からそちらの方が今ほとんどでありまして、確かに規模的には平成30年度に1兆円を目指すということで農林水産省の方も頑張っているようでありました。

そこで、本町として取り組むべき今できることと言えば、私もネットで調べたところ、JFOODO（ジェイフドー）というところを国も応援しておりまして、オールジャパンでも輸出拡大に協力・参画してくださいということで、今現在募集しているのがフランス・アメリカ向けの米粉の輸出をこれから国が頑張っていくと。その募集を今行っているというふうな状況であります。この辺、町もいろいろ情報をつかみまして、農家の方に情報提供し、また、この推進に向けいろいろ勉強していき、農家の人はなかなか資金的に難しいのであれば、商工業との連携も深めながら、そういう輸出に努力していってほしいというふうに思いまして、私の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、5番 町野昌弘議員の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時29分)

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前10時50分)

次に、6番 芳賀修一議員、登壇願います。6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員）

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1. 町民参加の町づくり数の検証と今後のあり方について | 1. かわまちづくり事業において町民の意見をどう反映させてきたか、そして今後どう生かして行くかを伺います。 |
| | 2. 子育て交流施設整備事業の計画作成に、町民の意見意思がどのように生かされたかを伺います。 |
| | 3. 新規事業における町民参加のあり方と、協働の町づくりの方策はどうあれば良いのか、考えを伺います。 |
| 2. 農業経営の継承と新規就農者支援のあり方について | 1. 三川町の農業経営における継承の現状と課題について伺います。 |
| | 2. 現在の新規就農者支援と課題について伺います。 |

3. 農業次世代人材投資資金の利用促進方策について伺います。

4. 三川町農業の若い担い手を育成する三川町独自の支援方策について伺います。

平成30年第2回議会定例会において、通告に従い一般質問を行います。

最初に、町民参加の町づくりの検証と今後のあり方についてお伺いします。

具体的に申し上げますと、かわまちづくり事業において町民の意見をどう反映させてきたか、そして今後どう生かして行くかを伺います。

次に、子育て交流施設整備事業の計画作成に、町民の意見意思がどのように生かされたかをお伺いしたいと思います。

また、新規事業における町民参加のあり方と、協働の町づくりの方策はどうあれば良いのかお伺いしたいと思います。

2点目、農業経営の継承と新規就農者支援のあり方についてであります。

具体的に申し上げますと、三川町の農業経営における継承の現状と課題についてお伺いしたいと思います。

次に、現在の新規就農者支援と課題についてお伺いしたいと思います。

また、農業次世代人材投資資金の利用促進方策について伺いたいと思います。

最後に、三川町農業の若い担い手を育成する三川町独自の支援方策について伺いたいと思います。

以上、一般質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 芳賀修一議員に、ご答弁申し上げます。

はじめに、町民参加のまちづくりの検証と今後のあり方について、1点目のかわまちづくり事業に関するご質問であります。町では平成24年度から、この事業に取り組んできたところであります。

当初、町の関係機関、団体等の代表者から構成される「三川町かわまちづくり計画策定懇談会」を立ち上げ、その後、公募委員も加えた「三川町かわまちづくり計画検討委員会」を開催し多くのご意見をいただき、平成25年度には国の「かわまちづくり支援制度」への登録を受けたものであります。

さらに、平成26年度からは「三川町かわまちづくり推進協議会」を開催し、具体的な整備のための多くのご意見をいただき、基本計画及び実施設計に反映させてきたところであります。

現在は、その計画に基づき整備工事を進めているところでありますが、引き続き同協議会を開催し、今後の施設の利活用や維持管理手法についてもご意見をいただきながら、事業の

推進に努めてまいりたいと考えております。

2点目の子育て交流施設整備に係る町民の意見の反映に関するご質問ですが、整備事業の核となる基本設計の策定においては、3つのエリアに係る機関や団体等の代表者で構成された検討委員会のほか、現在の子育て施設で働いておられる方や保護者、さらに施設使用者からなる検討部会を設置し、県内類似施設の視察も含めて協議を重ねてきたところであり、その中において出された意見・要望を計画に盛り込み、一定の理解を得たものと考えているところであります。また、パブリックコメントにより町民の方々からのご意見等もいただき計画に反映させたところであります。

具体的には、各エリアの配置の変更や、うんどうスペースの追加のほか、駐車スペースの広さや遊具の選定、さらに、舞台照明や機材等の変更や追加を行ったところであります。

3点目の新規事業における町民参加のあり方と協働の町づくりの方策に関するご質問ですが、本町においては、町民と行政が互いに連携・協働して、地域課題の解決とコミュニティの活性化を促進するため、町民や団体等における特色ある活動を支援する協働事業提案制度などにより、協働のまちづくりを推進しているところであります。

また、新規事業におきましては、審議会や協議会等での協議やその事業に特化した検討委員会の設置などにより、町民の方々の意見や提案をできる限り反映させるよう努めているところであります。

次に、農業経営の継承と新規就農者支援のあり方に関するご質問ですが、1点目の三川町の農業経営における継承の現状と課題につきましては、農業経営を継承する担い手の不足と農業従事者の高齢化の進行は全国的な傾向であり、本町農業におきましても、これまでは主に、自営農業として家族内において経営が引き継がれてきたところであります。しかしながら、近年では、後継者が定まっていない農家があるという現実からも、その厳しさは容易に推察されるものであります。そうした中、経営基盤の強化を目的にした規模拡大や担い手への農地の集積による大規模経営は、現代農業の目指す姿のひとつであり、本町においても大規模化は着実に進んでいるところであります。今後の本町農業を展望した場合、自営農業としての継承とともに、集落営農、法人農業への経営継承など、その選択には農業者個々の状況に即し適切な判断が求められるものと考えているところであります。

2点目以降の、新規就農者支援に関する3つのご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。現在、新規就農者に対する支援としては、「農業次世代人材投資資金」での支援を行っており、これは、新規に就農する際のリスク軽減を目的にした支援事業であり、現在2名の新規就農者が対象となっているところであります。その支援額は年最大150万円となっておりますが、支援対象となるための要件のハードルが高く、結果として支援対象者が少数に限定されている状況であり、より広く新規就農者を支援できるよう対象要件の緩和を、機会をとらえて国に要望してまいりたいと考えております。

また、農業の若い担い手を育成する支援方策としては、先ほど申し上げました「農業次世代人材投資資金」による支援や、県や山形大学農学部、県農業会議等がそれぞれに主催する各種研修会とともに、「がんばる農家支援事業」をはじめ、「リーディングファーマーズ銀

行事業」、「瑞穂の郷づくり事業」、「農産所得拡大支援事業」など、町独自の支援事業も加え、総合的に担い手の育成を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 予想通りの回答でありました。

かわまちづくり事業について現在進行中なわけで、推進協議会という名称で、協議しながら町民の意見を取り入れて進めているというふうにお伺いしました。実を申し上げますと、24年の計画検討委員会では私が取りまとめをしておりました。それで、その経過については、その時点においてはよく分かっているつもりですが、最初に公募委員を入れるということで、公募の委員を含めまして検討してきた経過がありますが、公募委員についての評価はどのようにお考えになっているかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 平成24年時点において、公募委員を含めたかわまちづくり計画検討委員会の中で、公募委員4名の方から参加していただいて、その意見をその後の計画に反映させてきたところでありまして、その第1回目の検討委員会の資料等の中でも、現在の計画の中で反映されている意見が多数ございます。したがって、各種団体等も含めた公募委員を入れた幅広い意見を頂戴した機会になったかなと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 公募委員を入れました計画検討委員会は25年で終了しまして、26年で新たな推進協議会が結成されたわけですが、その時点では公募委員は入ってなくて、新たに人選をして委員を選んだようなんですが、公募委員を入れなかったのはなぜなのでしょう。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 平成26年から27年にかけては、具体的な基本計画、それから実施設計等に反映させていくというねらいで開催したところでありまして、当初の、公募委員を入れた計画検討委員会の中で、ある程度意見は反映させてきたものであります。具体的には、自然を生かした整備を目指すべきでありますとか、ウォーキングコースの取り入れ、それから、釣りができるような船着き場の整備、そういった最初の計画検討委員会の中で出された主な意見であります。そういった場所等の配置、具体的な部分については、それぞれ関係機関、団体等の代表者から2年間かけて計画を策定したものであります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） その当時は、多分黒田課長は担当なされていなかったもので、その経過を詳しく聞くのは少し無理があると思ひながらお聞きしますが、実施計画の段階で公募委員を外して新たに組織代表を入れていくという、そういうやり方というのは、これは三川町の慣例なのか、それとも、どなたかがそういうふうにするべきだというふうに判断したのかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） それぞれの事業において、そういった委員の構成等については、その都度判断しているということで、慣例とか、そういったものではないと理解しております。先程言いましたように、あくまでも26年、27年の計画策定にあたっては、より実務的など申しますか、具体的な整備計画を定めるものでありまして、代わりにそういった団体代表の方の意見をいろいろ聞きたいということで開催したものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 公募委員の意味ということを先程お伺いしたんですが、お答えいただけていません。私現場にいましたので、公募委員というのは、自分の意思で、真剣にその事業に取り組むというふうな考え方で公募されるわけですし、会の中ではものすごく熱意のある発言をなされたと思います。その方の意見を取り入れて計画は作ったということになりますが、では、その後はその方の意見といいましようか、熱意といいましようか、それはあと終わってしまうわけですよ。結果的には、せつかく町民の参加意識があつて、それを継続して使っていくというふうなところまで持っていくためには、本来であれば公募委員もそういう推進協議会の中でずっと生かして、できれば今後の運営についても検討いただくような形に持っていくのが本当のやり方ではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 当初、公募委員を募集するにあたっての当時の募集要項等を見ますと、そういった計画づくりを進める中での方向性と、その運営のあり方について検討をお願いしたいということでありまして、やはりその募集の段階での役割といったものについては、十分その当時、公募委員の方の意見を、平成24年度において、その当時も6回、平成24年度に6回開催したところでありますが、ある程度反映させてきたものでありますし、その後ずっと公募委員の方を、具体的な計画等についてまた意見を頂戴するというやり方も考えられるわけでありまして、今回については、そこで一旦、公募委員の方については、26年度以降は募集をしなかったということでありまして。なお、町の広報等では、その計画を策定したものについては、平成28年度ですが、町の広報等で4ページにわたって特集記事でお知らせしているような状況であります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 後段の方の事業のやり方とももちろん関連するわけですが、公募委員の意味というのは、やはり熱意をもって参加する意欲ですので、そこは最後まで生かして、しかも管理運営のところまで意見をもらっていく。そうすれば、町民としては、参加した人にしてみれば、自分の発言したことが生かされていくと。そして、それを利用し、管理運営するという責任も持っていくというふうに繋がっていくと思うんです。ですから、せつかく意思のあった人の意見をただ取り入れただけではなくて、本来であれば最後まで生かしていくべきだと思いますし、正直言って、最初に検討委員会に呼ばれたけれども、あと何もないんですよ。私の言ったことは何も生かされてないというふうな不満を持っている方もおります。それで、何とかしてくれというふうに言われましたが、結果的にはそこで切れてしまって、行政サイドで計画をまとめてしまうみたいな形になってしまって、町民参加や今後

の運営についても大きな影響があるのではないかというふうに私は思います。その辺、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） その公募委員の方の自分の意見が反映されなかった点のうち、どういった部分があるのか、すべての意見が反映されているということにはならないかと思いますが、ある程度最大公約数の部分で、あるいは町全体の事業規模等を考えた中で計画を策定したものでありますし、公募委員のその後の、最後までといった部分については、一つの意見として受けとめたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 今、幸いといいましょうか、国の予算が下りてこなくて事業が遅れているわけですが、そういう意味では、十分に今後の事業、それから運営の方法も考える時間が与えられたというふうに考えられます。そういうふうにも考えられますので、ぜひ、前に公募された方の意見、それから、一番は肝心の利用する人の意見をどのように取り入れていくかということも含めまして、もう少し幅の広い審議会といいましょうか、そこに再編されまして、町民のものになるような事業にしていきたいというふうに思います。

あと、公募委員については、今回答ではなかったのですが、公募委員の意味付けといいましょうか、問題点といいましょうか、意見が出過ぎましてまとめづらいというふうなことがあったと思います。私自身も大変苦労しましたが、それはそれなりの意見をまとめるノウハウといいましょうか、それはありますので、現に三川町の役場の中にも、いわゆるファシリテーターという講習を受けている職員もいますし、これからそういう公募といいましょうか、町民の一般の意見を幅広く取り入れていくためには、役場サイドでもそういう意見を取りまとめる力といいましょうか、一つの技術ですが、それを職員自体も身につける必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 今ご質問の中でファシリテーター研修、確かに毎年そういった研修も県の方で開催して、本町の職員も受講しているような状況であると思います。そういった意見の取りまとめ等については、それぞれ出席した方がその後の取りまとめについて賛同いただけるような形にファシリテーターが上手くまとめていくというふうな業務能力と申しますか、そういったことは今後も必要かと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 町民の意見を十分に組み入れ、運営まで町民自身も責任を負うような形のこれからの事業のあり方を望みます。

次に、子育て支援センター事業の計画作成についての町民の意見の反映ということでお伺いしましたが、回答でありましたように、検討部会でいろいろ検討なされまして、その意見を取り入れて作りましたよと。それで、パブリックコメントも生かしましたよということで、十分に意見は生かされたという回答ではございましたが、検討委員会自体は、基本設計のみの検討委員会になっておりますが、実施設計の段階では検討委員会は開かれていないような

のですが、実質検討部会は28年で終わっている。今実施設計の段階では検討委員会の委員は入っていないわけですが、その辺の実実施設計の段階で、利用者も含めた審議会も何もなくて検討してきたというのはどういう理由なんでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 先程の町長の答弁のとおり、基本設計の段階では検討委員会、さらに検討部会を設置いたしまして、様々な形で町民の方、その部会の委員の方々からご意見をいただいたうえで、全体の検討委員会の中でも、全委員の皆さまから承認をいただいて策定をしたところです。これを受けまして実施設計に今年度取り組んでおるわけですが、検討部会につきましては、その基本設計の段階での関わりということでありましたので、実施設計の段階で検討委員会は開催してございません。ただ、実施設計を進める中で、細部について少し選択肢が出た場合と、また、設計の事業者等から、この箇所については、基本設計ではこうなっていますがどのような形でというような詳細な部分についての照会があった際には、具体的に検討委員会の部会の方であったり、または、専門的な知識をお持ちの有識者等の方からもご意見をいただきながら、実施設計の方には取り組んでいるところであります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 私は、行政サイドの事業の進め方は具体的には分からないと言えば分からないわけですが、例えば、東根市に伺って同じような子育て支援センターを見てきましてお話を伺ったんですが、東根市自体は最初から公募委員が入っておりまして、検討委員会開いて、しかも運営委員会ということで、その継続的な町民の参加の結果によって、運営する主体も、公募委員の人たちがNPOを組織して運営するという形に持っていったという経過があります。ですから、検討委員会は要望を聞いたと。あとは細かな点の話を聞くというふうなことで、実施設計等、その辺の運営も含めましたところは事務局サイドで考えていくというやり方というのは、あまりよろしくないのではないかとこのように思いますし、實際上、そういうふうなやり方ではないやり方をしているところもありますので、その辺は少し検討といいましようか、果たして町民の意見が本当に活かされたかというのは少し疑問な点があるんです。

要するに、例えば子育てのために父兄や関係者を集めれば、いろんな要望が出てきますよね。それから、学童にしてもホールにしても、「あれしてほしい」「これしてほしい」と言う。私も言いましたが、そのような意見を汲み上げることは大事なんです、ある意味総予算とか、いろんな限定の中で、一体いつやるかとか、そこも実際含めたものが事業になるわけですので、そこも含めた理解といいましようか、説明をしていくというのが本当の検討委員会といいましようか、町民参加になるのではないかとこのように思うんですが、その辺が事務局サイドで終わらせてしまうということで、最終的には議会になるわけですが、最終計画を見える範囲のところどこが承認したかとなりますと、多分振興審議会というふうになるとこのように思うんですが、その辺の町民の情報公開等、意見のまとめ方といいましようか、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。今のやり方で十分に意見が反映されたというふうにお考えな

のでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 実施設計の段階においては、直接的な検討委員会は先程申し上げたとおり開催してはございませんが、基本設計の段階では、先程そのコストについても検討委員会で協議されたのかというご質問がございました。いろんな形で、やはり実際に使用されている方、また、そこで活動されている方のご意見でしたので、かなり高い要望等が出てまいりました。ただ、その中で、事務局サイドといたしましても、全体事業費に関わる部分があったので、そういったものが、本当にそれだけの費用を投入して必要なのか。例えば別の方法もあるのではないかという部分も含めて、検討部会なり、検討委員会の方では協議されてきたところでもあります。そうしたものも踏まえて、基本設計段階での図面、先程の町長の答弁にもありましたとおり、当初の概要設計から大きくその使い勝手ということで配置も変えております。

また、具体的にその変更というところでは、遊具等についても、基本設計の段階では、こういったものということでのイメージではありましたが、具体的にどういった遊具ということでは、やはり使ってもらう現場といいますか、先生なり保護者等、そういった方のご意見も踏まえながら、この計画、整備事業に取り組んできたところでもありますので、そういった点からしますと、十分に町民の声なり要望、それから事業費等も踏まえた形での設計等、取り組みになってきたものということで認識しているところでもあります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 検討委員会の中で予算等の話もしてきたよという話なんです。当初予算は、検討委員会で説明された予算は多分10億だと思います。その後、今16億円まできているという話は振興審議会で説明されたと思いますが、それ以外では検討委員の中にも説明していませんし、当然パブリックコメントにも載せていませんよね。そういう意味では、最終的にはチェック機能は私たち議会になるわけですが、町民の理解を十分に得て作られた原案とは少し違うのではないかと。検討委員の中でも、10億を越すのであれば少し設備事業に対しては問題だという声もあったというふうに私は聞いております。

ですから、私自身もいろんな要望をしながらこのようなことを言うのは少し問題かもしれませんが、全体の事業を考えた場合には、そのような意見もあるわけなので。また、最終的には振興審議会で決められたというふうなこともありますし、その審議会の中では多数決で決められたのか満場一致か分かりませんが、何か振興審議会でのこの事業に対する意見はありませんでしたでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 振興審議会における地域交流、子育て支援の関係の質問ということでございましたが、この事業費、それから細部の関係での質問はございませんでした。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 振興審議会のメンバーから、「そういう箱物ばかり作るのはいかが

なものかというふうには言ったけれども議論にならなかった」という話を聞いたんですが、それは私の聞き間違いでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 事業費の部分での細かい話にはなりませんでしたが、そういう整備、そういった部分で事業費、今言われました箱物ということではありますが、そういった部分がどうなのかという、事業費そのものというよりは、そういった整備についてはどうなのかというご意見かと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 私自身も、基本的な事業そのものに異を唱えているつもりはないのですが、今出ましたように、設計そのものというのは平面図、立面図、それは一応パブリックコメント等で明らかにされておりますが、例えば事業費とか着工についてとか、今後どうするか、一つは運営の問題とかも含めまして、まだ明らかになっていないし、町民に公開されて了承を得ているとは私自身は思えません。これからまだまだ今言ったような町民の理解を得るための財源の問題、運営方法も含めました検討する余地がまだまだあると思うので、そういう意味では、少しここで時間を置いて、急がないで再度検討するという考えはありませんでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 事業の進捗等ということになるかとは思いますが、この施設整備につきましては、町長の施政方針にもありましたとおり、子育て環境の充実、そして定住人口の増加といった、本町にとりましても喫緊の課題であるというふうに認識しておるところでありますので、現在の計画スケジュールに沿いまして事業を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 課長の方から再度検討しますとは言えないと思っておりますので、そういった回答でしようがないと思っておりますが、はっきり言いまして、財政的にも単独で10億以上の投資ということになりますと、私ども三川町の財政規模と近隣の市の財政規模を比べますと、10倍以上の規模のあるところでやっている事業と比較しますと、私どもで10億ということは、10倍以上の事業規模で言えば100億の事業をするということになるわけですね。それで、その100億の事業というのも、単独で100億ということはあり得ないので、いろいろなものを使いながらやっていると思っておりますが、そういう意味では、三川町にとっては10億というのはかなり大きな投資だというふうに考えられます。そういう意味では、そういう投資を、将来にツケを残すわけですので、それでもやろうと皆で合意してやるのであれば、それは当然結構な話です。ただ、今役場サイドで今すぐやるというふうなこととか、その辺の財政負担も含めた町民の理解を得る努力がまだまだ足りないと思えます。また、時期の問題から言いますと、急ぐ理由が、町長にしてみれば公約だというふうにあります。大変時期が悪いというふうに私自身も思います。

後からの一般質問でもあるかと思えますが、工事費の上がっている資材の問題とか用地の

問題、それから、もう一つ考えなければいけないのは、隣の町との関係で言いますと、今三川町がそのような大きな投資をするということであれば、三川町にはかなり余裕があるというふうにみなされてしまう危険性があります。そういう意味では、今後負担しなければいけない課題についても、応分の負担というふうな話がありましたが、まさしく応分の負担を迫られるというふうな可能性もあります。そういう意味では、少し時期を見て慎重に運ぶ必要があると思いますが、その辺は町長いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本定例会においては、非常に子育て交流事業に対する危惧というふうなことで質問が多いわけですが、本町にとりまして、今までいろいろな、この公共事業的な部分については取り組んでまいりました。過去の事業を申し上げますと、平成6年には特養のなの花荘、8年には横山小学校、10年にはいろり火の里、15年には東郷小学校、さらには、22年度においては三川中学校、これらの事業にとっても、ほとんどが10億ぐらいの事業でありました。その中で、最も本町にとりまして大きかったのは、いろり火の里の整備事業であります。大体25億です。そういうような事業に取り組むということは、やはり当時の町の状況からして、三川町にはなかなか、この観光資源ということでも、集客できるような大きなインパクトがなかったというようなことからいろり火の里の整備を行い、そして、そのいろり火の里は今まさしく、庄内においても中心的な情報発信拠点としての役割を担っているわけでありまして、もしこれらの事業が行われていなかったら、ある面においては、通過の町というようなこともあったと思います。さらには、民間の開発による西部地区の大規模商業開発も進めてきたというようなことから、これは三川町にとっては地理的な、ある面で言えば優位性、そして、三川町が将来的にも交流拠点、さらには、賑わいをそこに創出するというようなことでの大きな投資をやってきたというような経過がございます。そのような中において、これからの行政課題にどう取り組むかということからすれば、やはり今の時期の安寧においての事業費の投資という部分については、これは将来を見据えた財政を確保するというようなことになるわけでありまして、とりわけ、県内の各自治体においては、本町が進めてきたようなこれらの事業というのは、やはり三川町あれだけ様々な取り組みをしたというようなことを言われるくらい、他の市町村では今本町が進めてきたようなことに取り組んでいるという自治体もあるわけでありまして、ですので、やはり今の本町における状況というものを、例えば外から三川町を見た場合どうなのかという視点も当然必要になってくるかなというふうに思っております。

芳賀議員が言われるように、これからの隣接の市・町というような関係の中においては、確かにそれぞれの行政、自治体の運営という部分からすれば、やはり今回の鶴岡市の予算、施政方針等を見ますと、合併した周辺の旧町村にもいろいろな配慮をするというようなことで取り組んでいるわけでありまして、そういった部分については、やはりそれぞれの自治体の課題にどう対応していくかというのが行政としての責務、役割ではないかなというふうに思うところであります。このようなことから、芳賀議員はよくいろいろな今までの事業についての検証ということを言われているわけでありまして、やはりそういった部分では、かつて

は議会、議員も様々な委員会に所属していただいて、識見という立場で発言をいただくということが、芳賀議員の質問をお聞きする限りにおいては、私は最も必要なのかなというふうな感じもいたしますので、ぜひそういった部分については、町民が様々な委員会等での発言という部分については、議会が、議員がどう受けとめるかということをやはり考えていただいて、それは議会が、議員がまさに住民の声を代弁するというような形で今後は進めていくということも私は必要なのではないかというふうに考えておりますので、ぜひその点についてはご理解、またご協力をお願いできればと思うところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 逆に振られてしまいました。時間がないのですが、今言われました委員会の所属をしないというふうに前々回の議会で決定したわけですが、多少その経過は分かりますが、理由としては、これはただ忙しいからではなくて、その委員会に出て、例えば私がかまちづくりの委員でしたが、そうすると私は一般質問できないわけですよ。当事者ですから。そういうことがたくさんあったので、オープンで議会の中で議論できるように委員会に所属しないということを取って決めたということが経過ですので、その辺はまた逆にご理解願いたいと思います。

それから、今の話の続きになりますが、今やらなければ、遅らせる理由といいましょうか、それはないというふうな話になりましたが、私はもう一つ申し上げますが、情報公開がまだ足りないという意味では、例えば今の事業についての中身、名称が変わっていますよね。実際は「地域交流・子育て支援センター」から「子育て交流施設」に名前は変わっていますが、ホームページを見ますと 2017 年、去年の 3 月 15 日から中身変わっていませんよ。こういう状態で、果たして本当に町民に説明しているのかというふうに私は大いに疑問に思います。

また、公共施設管理計画というものがありますが、その中で、今後の事業については民間活力の導入ということで、PPPやPFI、これ民間と一緒に運営とか事業も含めてやりましょうというふうなことをやるというふうにしきんと書いてあるんですが、それ一端もないですね。何も検討されていない。その辺も含めまして、まだまだ検討する余地があると思いますので、そういう意味では少し慎重に構えるべきだというふうに主張いたしまして、次に移りたいと思います。

それから、新規事業における町民の参加のあり方、協働のまちづくりというふうなことで今言われましたのは、協働事業提案制度という話にありましたが、私が言いたいのは、協働事業提案制度は応募することができますが、基本的に審議会とか検討委員会を発足して新しい事業をやる場合には、最初から公募委員を入れてスタートするべきだということを申し上げたいと思います。それで、進んだ事業といいましょうか、自治体という言い方は合っているかどうか分かりませんが、まちづくり条例を作っている、行政と住民のあり方はどうあるべきかということをしきんと明文化している自治体が結構あるわけですが、その条例の中に必ずあるのは、推進委員会、審議会には公募委員を入れることというふうに必ず入っています。そういう意味では、これからの三川町の協働の町のあり方としては、審議会等新しい事業をする場合には公募委員をしきんと入れて、その委員の意見を最後まで生かすというふう

なやり方をとるべきだというふうに思います。

次に、農業政策についてであります。担い手等、今大変困っているというふうなことがあります。一つ、私自身が三川町の農業経営についての特色といたしまして、意外と担い手はあっても、要するに出し手がないという、中間機構の利用状況を含めましても、受ける希望者はいるんだけど、出す人が少ないという状況になっている。これを課題として挙げてもらえなかったのですが、その辺についてはどうお考えですか。手短に。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 経営規模を捉えたときに、今言ったとおり、農業経営を拡大する受け手、それから、それに対して離農等、いろんな理由で出し手ということであるわけでございます。出し手について、少ないのではないかという状況でのお尋ねかと思いますが、実際にはそのように捉えております。そこについては、いわゆる時間的な、経営を行っている方がどういった段階で離農するか、経営を継承するかということに関わってくるかと思いますが、これについては推移を見るしかないというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 実際も、先程提案しました農業の継承という意味では、まさしく私自身が継承の世代といたしまして、どうやって引き継ぐかというふうな決断を迫られている世代になります。三川町の特色といたしまして、大規模経営は一部ございますが、結構高齢者、団塊の世代が一番の経営規模を抱えて頑張っているというのが現状だと思います。

これがなぜかということなわけですが、これサラリーマンの世帯の方はあまり理解できないかと思いますが、70歳前後の私たちの世代は、要するに土地を手放したくても手放せない。農業経営を続けざるを得ない仕組みといたしまして、現状があるわけです。昔であれば、60歳で経営移譲年金というのがありましたし、年間100万で5年間というのがあったりしました。今はそういうのはないんです。では農業を辞めてどうするかとなったときに、新たな働き場所というのはシルバーはあるかもしれませんが、それで結果的には、昔の経営移譲というのは、倅がいて、倅が引き継いだ段階で、それこそ営農口座も全部引き継ぐわけですよ。ですから、家の守りも全部引き継いで経営移譲できたという時代だったと思います。私たちの時代は。私が若いときに継承したときには、すぐに営農口座の負債も含めてきましたので、そういう時代だったわけですが、今は、私どもの倅は、自賄いといたしまして、自分で家族を支えるのが手一杯なわけ。家を、親の面倒を見る余裕なんかはまったくないわけです。それで、親自身が70代前後でも家そのものを支えなければいけない。そういう世代になっているわけです。年金はもらっていますが、6万円プラス良くて農業者年金2万円というような世代になるわけです。そこで、農業を辞めて土地を委託して、では家を守りながら自分の生活を守るということは逆にできないという時代だと。その辺は、残念ながら政府も学者も分かっていない。要するに、なぜ高齢者農業があるのかという、その辺のところは非常に基本的な問題だなというふうに思っていますし、その辺をある意味まだ支えながら農業を守る必要があるというふうの一つは思います。

ただ、今言いましたように、時間の問題だという話は確かに時間の問題です。でも、私た

ちが75歳になって、もう5年過ぎたら、多分身体的にできないというようなことが当然発生するわけで、そのときにどうしたらということでは間に合わないわけですので、当然今の段階で、どういうふうに継承するかという見通しを立てなければいけないし、誰に頼めばいいかなというふうな話になるわけです。できれば自分の身内とか子どもであれば一番いいんですが、サラリーマンでできないというようなことがあったりしているのが現状だと思います。

ただ、実際私の世代の後継者でも、農業をやっている人が結構出てきたわけです。ところが、親はそのままの土地を維持していますので、子どもは子どもで別の経営をしなければいけないというようなことで、結果的には、受け継いだ子ども自体も農業専業ではいけなくて、冬場は働きに行くというような、兼業農家の繰り返しみたいなことになっている状況があると思うんです。ですから、そこを何とか後継者が、親も手放さないでというのは少しあれなんですけど、後継者が自賄いできるような仕組みが必要だと。それが、本来であれば前の青年就農支援資金、今は次世代人材投資資金というふうにあると思うんですが、これであるべきだと思うんですが、残念ながらこれは土地を生前贈与しないと、息子の名義に変えないとできないという制度なわけです。結果的には、自家の継承がやりづらい仕組みになっていると。それは町長が先程おっしゃいましたが、何とか行政に緩和を申し入れたいというふうなことがありましたが、それはそのとおりに進めていただきたいと思います。ですから、そういう意味でも非常に重要な資金だと私も思いますし、それを何とか活用を進める必要があるというふうに思っておりますので、先程町長の回答は得ましたが、ハードルが高い。このハードルの高さは、今言ったそういう要件のハードルの高さもありますが、やはり申請の難しさとか面倒さが一つのハードルだと思います。

実際私もハードルを今超えている最中なわけですが、そこを何とかできないかというふうに提案したいと思いますが、結果的には、次世代人材投資資金を利用するためには、諸般の事情はありますけれども、方法はいろいろ考えれば考えられるわけですが、手続き的に、例えば最初に農地を借りるということになっても、買うことを含めても農業委員会に行かなければいけない。それで、新しいその計画を作るためには、農政サイドの担当者に行かなければいけない。行って、また農業委員会に戻るといって、何回もこうしないと一つの仕組みが出来上がっていかない。こういう状態なわけです。多分それでもう通っているうちに嫌になってしまうというか、無理だなというふうに諦めてしまう人もいるかもしれないという、それも実際面倒でやめたという人もいると聞いておりますので、その辺を何とかできないかなというふうに思います。ワンストップといいたいでしょうか、隣ですので近いと言えば近いんですが、実際上は農業委員会と農政サイドの連絡手続き的にはあるかもしれませんが、ではこの後継者に対してどういうふうに支援しようかというふうな連絡はないと私は考えておりますので、それを役場の中で、事務サイドで一本化する方法がいいのか、それがもし無理だとすれば第三者の支援の相談員といいたいでしょうか、それを置くという方法もあると思います。

現に、鶴岡市には後継者の相談員という制度がありまして、元普及員の方がなっているということを知っておりますが、その辺の取り扱い、取り組みについてはいかがお考えでしょ

うか。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今お話にありました農業次世代人材投資資金、確かに採択になる要件のハードルが高いというのはいかがでしょうか。

そのうえで、実際この資金につきましては、いわゆる新規に農業を始める農業者の不安定な初期段階を応援して新規参入を促すというものでありまして、例えば、家の農業を引き継ぐことを応援するというような性格のものでは実際はございません。ただし、現実的に家の農業を継ごうとする経営についても今後も考えて、重要な経営の継承でございますので、この資金については、原則は原則として、ただ、その条件に合わせながら要件をクリアすれば、まだ実質的な家ごと就農という形についての応援もできるかなと思ひ、今は取り組んでいるところであります。

今、具体的な手続きにおいて、農業委員会、農政係、それぞれが関わってくるのは事実でございますが、現実的には、新規就農をするご本人が来られるのがまずほとんどです。そうした場合については、残念ながら行き来することもなく順調にその資金の手続きを終えるというパターンがございます。ただ、中には、ご本人ではない方がなれば、なかなかその要件をクリアするために何度も行き来する必要があるという例もございますが、原則的には農業委員会、農政係、それぞれ連携を取りながら取り組みを進めていると理解しております。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 私の方もちらっと言われたような気がしましたが、結果的には、窓口の一本化というのは必要ないというふうな回答に聞こえましたが、何といたしまして、手続きを窓口に行けばきちんと対応してもらえるとというふうなことは、それ自体別に間違っていたことではありませんが、現場のいろんな問題点とか、経営の問題点とか、そこも含めて、では今後どういうふうにしていったらいいかというふうな、一つは経営の計画も含めましたアドバイスといたしまして、その辺になってきますと、これは役場職員の仕事ではないと言えないんですが、そこも含めて担い手を育成するというふうな一歩進んだやり方ができないかなというふうに思ひ、そこも含めて、そういう相談員的な仕組みが必要ではないかというふうに申し上げたつもりなんです、その辺のところはもう一度いかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今、総合的に相談、いわゆる新規で農業に向かいたいという方がいらっしゃる場合について、その方がいろんな面で相談するような場が改めて必要ではないのかというふうなご質問かと思ひますが、言われるとおり、そういった形で新規就農者に対しては向かう必要があるかと思ひます。今現在はそういった組織・仕組みはございませんが、機能として、今言われたようなことはきちんと頭に入れながら、そういった方に対する対応を進めていきたいと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 具体的な方針については回答得られませんでした、昔といたしまして、だいぶ前ですが、相談員というのは農業委員会におられたということがありました。

その働きがどうだったかというのは検証していませんので分かりませんが、できましたら民間の活用を含めて考えたらどうかなというふうに私は思います。ですから、役場職員にすべてやれというふうなことは無理がありますので、そういう意味では民間の活用をしたらどうかというふうに申し上げたいと思います。

それから、時間もございませんが、三川町の担い手を育成する独自の方策ということでの提案になりますが、以前後継者、多分数えれば10人以上おられると思いますが、その人たちの集まりが確かあったと思います。今そういう後継者の皆さんの集まる機会というのは、役場サイドになくてももちろんいいんですが、尊農塾なんかは結構メンバーが集まってきて直売したり、交流したり、いろんなことをやっておりますが、ある意味そういう後継者グループがきちんと話し合いをする場とか、活動を支援するとか、それから、お互いに交流するとか、研修するとか、そういう後継者グループの組織支援というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 数年前まで、若い農業者がメンバーになっておりました戦略会議ということで、いろんな交流の機会であったり、意見をいただく機会であったり、そういった会がございました。一つの区切りをつけたわけですが、ご質問にあったとおり、やはりそういった機会というのは、若い農業者自身が求めているという部分についても感じておりますので、どのような形になるかはまだ構想しておりませんが、そういった機会を作るような考え方はもっていきたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、6番 芳賀修一議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前11時50分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後1時00分)

次に、9番 梅津 博議員、登壇願います。9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員）

- | | |
|--------------------|---|
| 1. 都市計画マスタープランについて | 1. 第3次三川町総合計画に示されているように、都市計画マスタープランを策定し、良好な生活環境の整備を目指すべきと考える。当局の見解を伺う。

2. 都市計画マスタープランの策定によって、都市再生整備計画事業等のさまざまなメニューへの取り組みが可能になり、事業に対する国の交付金が見込めると認識する。今後のまちづくりに活用すべきと考えるが、当局の見解を伺う。 |
| 2. 子育て交流施設整備事業について | 1. 本事業の構想時に10億円程の事業費が、現時点では16億円と見込まれている。今後のオリンピック特需等により、建設費の高騰が予測され、事業費の更なる拡大も懸念される。 |

財源も一般起債の割合が多く、事業費が拡大すれば、その比率は更に高くなる。

過去において、このような事業を実施した例はなく、今後の町財政を大きく悪化させる事業と認識せざるを得ない。

国の交付金の対象となる事業への見直し、事業実施時期の見直し等、事業全体を再考すべきと考える。当局の見解を伺う。

3. 桜木地区住環境整備事業について
1. 雨水排水対策についてどのような検討がおこなわれたのか。当局の説明をもとめる。
 2. 防災調整池の部分を宅地として活用する事により、坪単価が2割程度下がると見込まれる。
宅地開発は、土地開発公社ではなく、民間の力を活用した開発にすべきである。当局の見解を伺う。

平成30年第2回議会定例会におきまして、通告に従い一般質問いたします。

1点目として、都市計画マスタープランについて伺います。

第3次三川町総合計画に示されているように、都市計画マスタープランを策定し、良好な生活環境の整備を目指すべきと考えます。当局の見解を伺います。

また、都市計画マスタープランの策定によって、都市再生整備計画事業などの様々なメニューへの取り組みが可能になり、事業に対する国の交付金が見込めると認識します。今後のまちづくりに活用すべきと考えますが、当局の見解を伺います。

2点目に子育て交流施設整備事業について伺います。

本事業の構想時に10億円程の事業費が、現時点では16億円と見込まれています。今後のオリンピック特需などにより、建設費の高騰が予測され、事業費の更なる拡大も懸念されます。

財源も一般起債の割合が多く、事業費が拡大すれば、その比率は更に高くなります。

過去において、このような事業を実施した例はなく、今後の町財政を大きく悪化させる事業と認識せざるを得ません。

国の交付金の対象となる事業への見直し、事業実施時期の見直しなど、事業全体を再考すべきと考えます。当局の見解を伺います。

3点目に桜木地区住環境整備事業について伺います。

雨水排水対策についてどのような検討が行われたのか。当局の説明を求めます。

また、防災調整池の部分を宅地として活用する事により、坪単価が2割程度下がると見込

まれます。

宅地開発は、土地開発公社ではなく、民間の力を活用した開発にすべきであります。当局の見解を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 梅津 博議員にご答弁申し上げます。

初めに、都市計画マスタープランに関する2点のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

都市計画マスタープランは、市町村が自ら定める都市計画に関する基本的な方針であり、その方針に基づいた各種整備計画に定める事業に関しては、国の支援制度の活用が可能となるものであります。本町におきましても、そのような事業がある場合には、今後、その活用を図ってまいりたいと考えているところであります。

しかしながら、その計画においては、本町の地域特性を踏まえたまちづくりの目標とその達成状況を評価する指標の設定が求められるとともに、地域によっては土地利用に関する新たな規制が必要となる可能性も考えられるところであります。

従いまして、都市計画マスタープランの策定については、将来のまちづくりを見据え、住民との合意形成を図りながら、県、隣接市町との調整等も含め、慎重に進めていく必要があると考えているところであります。

次に、子育て交流施設整備について、事業費と今後の財政への影響に関するご質問であります。まず、平成30年度予算における施設整備の建設費につきましては、労務単価や資材費等の現状を踏まえ、今後の上昇分等も見込み計上したところであります。

また、本施設整備による町の財政運営への影響についてであります。これまでも小・中学校の改築やいろり火の里の整備などの大型事業等により町債残高が高い水準で推移した時期があったところではあります。このような中においても、町民との協働のまちづくりや、行財政改革の着実な取り組みなどにより、町債残高は減少したところであり、現在の中期財政計画においても、整備年度ごとに事業費や財源を確保しているところであります。さらに、本事業については、3つの現有施設が抱える老朽化等の課題解決のほか、将来を見据えた子育て環境の充実や、定住人口の増加という、喫緊の重要な課題解決のための事業であり、現在の整備スケジュールのとおり、平成31年秋の開所に向けて、取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、桜木地区住環境整備事業について、1点目の雨水排水対策に関するご質問であります。本事業における排水対策につきましては、農業用排水路の管理者である土地改良区と協議を重ねてきたところであります。計画地東側の排水路等については、現状において流下能力に不足が生じていることから、新たな雨水排水を当該排水路に直接放流することは困難であるとの回答があったところあります。また、防災調整池の設置と二丁排水路までの排水路改修等の整備手法について比較検討を行った結果、防災調整池による排水対策が優位であると判断したところであります。

2点目の宅地開発の整備主体に関するご質問であります。本町におきましては、これまで土地開発公社による住宅団地の造成とともに、民間開発による建売分譲についても積極的に誘導してきたところであります。

桜木地区住宅開発につきましては、民間主導による宅地開発の誘導を目指してきたところであります。開発区域は都市計画法による開発行為の制限を受けるとともに、建売分譲という制約もあることから、土地開発公社による宅地造成と民間事業者による宅地販売の官民協同方式の開発を推進したいと考えているところであります。

今後につきましては、本町土地開公社に住宅用地造成を委託し、円滑な事業推進が図られ、本町への移住・定住の促進と地域の活性化が図られるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） ただいま答弁いただきましたけれども、今定例会で昨日から今までこの子育て交流施設、それから桜木地区の開発ということで、ある意味質問が集中していると私も思っております。このような事態がなぜ起きているのかといえば、やっこの二つの大型事業について全容が見えてきたということだと思います。先日の2月20日の全員協議会において、その内容が明らかになったということだと私は認識しております。16億円という金額、実施設計の結果。それから、桜木地区については、土地開発公社での開発ということもその時点で初めて伺いました。それまでの期間、当局の内部ではいろんな協議がされていたと思います。ところが議会側には、その情報は入ってこなかったということだと思います。1月30日に行われました土地開発公社の理事協議会、その中でその公社が事業主体になって開発するというのを伺い、それを受けまして20日の全員協議会の開催ということで要請したわけでございます。

このような大型事業を実施する際には、やはりこの様々な観点から細かいところまで検討する必要があるだろうと私は思います。できれば去年の秋頃の、要するに平成30年度の予算編成の前に全容を明らかにした中で、議会側から様々な意見を出せるような、そういう場を作っていたかかったかと思っております。当局側のスケジュールありきということで、ここまで来た感があります。

町長に伺いますけれども、こういう重大事業の実施に際しては、議会との協議、これは今まで以上に必要かなと。今回の件に関してはそれが足りなかったのではないかと思います。そういった議会側との共通認識を持つための協議、あるいは細かいところを詰めるための協議、そういったものの必要性をどのようにお考えでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 梅津議員からは議会に対しての説明の時期というようなことについて、遅かったのではないかとというようなご指摘でございますが、この事業を進める段階においては、もう議会にはいろいろな機会に、本町の将来的な課題ということからすると、移住・定住、そして子育て支援等による若者に町外からも移住してもらえるような環境づくりをや

らなければならないということは、議会の一般質問等でも答弁を申し上げてきた経緯もございますし、この子育て交流施設の整備については、もうすでに構想段階で議会にも示し、そして基本構想の段階から基本設計に進める段階においても議会に説明し、そして先程から説明しております検討委員会、または専門部会等での様々な協議、そして利用団体の要望等も十分受けとめながら、実施設計に進めてきたというような経緯があるわけであります。

ですので、基本構想、基本設計、実施設計という、これは行政の事業推進における手段という部分に関しましては、それぞれの段階で議会から理解を求めながら事業を推進してきているということで、ご理解をいただきたいところではありますが、その点について例えば、数字的なこの事業費が当初よりも大幅に増加したという、その受けとめ方も、基本構想の段階での10億円が実施設計になったら16億円と。しかしながら、基本設計には利用者あるいはこれから整備をする子育て交流施設の規模。とりわけ学童保育においては、将来的に利用者が増加するだろうというようなことからの事業費が基本設計時よりはやはり伸びたというような経過があるわけであります。

そういう面においては、段階を踏んで、最終的に実施設計ということを議会に提案して、それでご理解をいただくというようなことでありますので、その点については、梅津議員からも今までの経過の中においては十分、とりわけ利用団体という中においては、梅津議員も会員、メンバーとして入っているわけでありますので、その点については、ご理解をいただければと思うところであります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 確かに私もいろいろな立場でお世話になっております。それで、その構想段階からの町民との協議の中での変更ということも、私も十分承知しております。ただ、最終段階での実施設計、あるいは一番の突然の話は、土地開発公社での事業主体ということで私は捉えておりますが、そういった最も重要な点についての協議がなかったということが問題だと思っております。

個別の件について伺っていきたくはありますが、そのマスタープランの件でございます。

第2次総合計画、今は第3次ですが、第2次の段階からこのマスタープランというものの策定は謳われております。それはなぜかと言え、先程答弁がありましたけれども、町の全体の都市計画、要するに、農村地帯ではありますけれども、その中においても開発する部分、宅地あるいは産業部分の開発というものをある程度明らかにしていくことが必要だという意味でのマスタープランだと私は思います。それをやることによって、国の交付金、様々な事業が対象になるということだと思っております。

5番議員とのやり取りの中にもありました、この国土交通省の事業。具体的に言えば、都市再生整備計画事業にあたるわけですが、地域交流センター、こういったものは4割補助の対象になるという事業がございます。

それから、先程、現時点では建売でないと宅地の開発はできないという条件のようでございますが、こういった事業を活用すると宅地分譲も可能であるというような情報も入っております。我々がこれから進む定住化のための拠点、それから宅地開発というものには私は適合

する事業があるのではないかと。

先程5番議員、あるいは6番議員のやり取りの中でありました。1点主義ではこの事業は活用できないと言われましたが、私はいろいろな事業がこの事業でできるだろうと。空き家の問題、それから町営住宅の課題、それから空き家を利用した高齢者の活動場の拠点の整備など、いろいろなこれからの三川町のランドデザインというものをこの事業で作っていいのではないかと考えております。私は今からでもこの事業に取り組むことは遅くないのではないかと。

町長に伺いますけれども、こういった事業を活用しながら、町のデザインをこれから定め直して、ゆっくりこの事業に向かっていくというスケジュールを組んだ方がいいと思います。町長の考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 梅津議員の言われることは理解できるところであります。しかしながら、本町の地形的な、こういう部分について、私は一つご理解をいただきたいと思うのが、三川町においては中心商店街、あるいは中心市街地という、そういう核となる地域のない町であります。3地区がそれぞれの機能を持つということが、今までも議会から、そして三川町の地区という表現が適切でないかもしれませんが、それぞれの地区において、やはり必要な公共事業等については、何とかその整備をしてもらえないだろうかというようなことがあったわけでありまして。その一番大きいものは国道7号三川バイパスが西側の路線になったということによって、イオンを始めとする大規模な商業集積を図るというようなことができたわけでありまして。この段階においても、非常に国の制度の中においては、三川町の大規模開発を進めるということに対しての、外からのいろいろな面の圧力によって、法律が変えられるような状況がありました。

そういったことからいたしますと、本町の国土利用計画においては、文教ゾーン、あるいは行政の核となるような、それなりのゾーニングをしてきたわけでありまして、これが三川町として、ある面においては良かった部分ではあります。それぞれの地区が連動した形の取り組みが進められたというようなこともございます。その一つの例がアスレなの花です。そういったことからいたしましても、三川町の場合においては、それぞれのいろり火の里、あるいは役場の周辺、さらには商業ゾーンというような形の連動が図ることができたというように、これらの事業には直接関わってこなかったという経過があるわけでありまして、その点については、ぜひご理解をいただき、これからの都市計画におけるマスタープランを策定するといった場合においては、どこかその中心的な核を指定していかないと、これからの計画においては、先程答弁申し上げましたが、そのような課題もあるということをご理解いただきたいと思っております。

なお、後で質問がもしあれば、その詳細については、担当の課長より答弁をいたさせたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 私も今までの経過については、詳細な形ではありませんけれども、

その都度、その都度、やりたいことのためのハードルというものを越えてきたと。ゾーニングもそうですし、いろんな事業を使ってきたと。ある意味、その都度、その都度の計画というものを立てながらまちづくりをやってきたんだと思います。

これからのまちづくりをどうするのかという意味でのマスタープランの策定と私は捉えております。今までは今まででいいでしょうし、また、その町長が言う核になる部分、まさにこれから建設するところかなと。あるいは、私は今の農村環境改善センターを公民館として使っておりますが、新しく建てる所を公民館というような位置づけで、それを中心にした、当然役場も近くにあるわけですし、そういったいろいろな活用の仕方はあるんだろうと。どのようにデザインしていくのかは、これからにかかってくるのかなと。そういう意味で活用すべきと思ったところであります。

次に子育て交流施設の整備事業についてであります。

答弁の中で、過去にもこのような大型事業はやってきたと言われております。確かに、先程来言われていますいろり火の里25億円。それから、小・中学校、これは全体の金額はなかなか掴めないんですけども、合わせれば60億円程度の金額にはなるのかなと思っております。教育施設については、様々な補助金あるいは交付金がありながら、あるいは教育債。これは交付税参入率が70%ぐらいのものが多くと認識していますけれども、そういうものを使ってやってきたと。今現在、町の起債残高の49%以上が教育債関係の借金でございます。これに関しては、交付税措置等の部分があるということで、そんなに危険な起債ではないと思います。

それから、いろり火の里にしても地総債。当時国の鳴り物入りでの借金ということで、20年以上前、あるいは30年ぐらい前からの地総債というものを活用した事業。この地総債も75%ぐらいの交付税参入率があるものを使ったと理解しておりますけれども、そういった国のお墨付きといいますか、支援のある起債であれば、そんなに騒ぐことはないのではないかと。今まで町がやってきた事業というようなことで理解はできますが、ただ、今回に関しては、それとは全然性質の違うものだと思います。

事業費の16億600万円。このうち基金として3億8,500万円、全体の24%であります。起債が12億2,100万円、76%。この内、交付税参入見込額は2億4,500万円、20%ぐらいの参入率であります。これも見込みであります。この数字が逆であれば、私も何も言わないつもりでしたけれども、20%で残りの80%は一般起債というこの点が一番問題と思います。過去においては、一般起債中心の、こういった大型事業はやられてこなかったと。貴重な財源をいかに使うかというのが、町政運営の要だと思います。私はこのような形で使うべきではないのではないかとというのが基本的な考え方です。町長はその点をどう認識しておりますか。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 梅津議員が今回の議会の一般質問等でも、他の議員からもそういう指摘をされておりますが、平成30年度の予算編成によって予算案を提案するというようなことからすれば、将来的な財政についても、中長期の計画をもとに予算編成を行っております。

すので、そういった部分についてはご理解いただきたいと思います。

ただし、これからのオリンピック特需とか様々な資材費の高騰の可能性というような部分も言われましたけれども、現状の建設資材の状況からいたしますと、私の調べた限りにおいては、2020年のオリンピックにおける資材費の高騰のピークは2018年、今年です。そして、もうほとんどその中においては、契約済みのものがある。しかも、2019年になると、その施設における、言うなれば引渡し、あるいはオリンピック開催に向けた準備等が進められるというようなことだということでありました。それが、中央でのこれらの生産資材の高騰という部分の影響というのは、地方は後から受けるというようなこともあります。

そういった部分においては、やはり町の今の財政状況からいたしましても、可能な限り安定財源と申しますか、その部分については、やはりこれからも町として、大変ありがたいと思うのがふるさと納税です。今まで約20億円のふるさと納税を、全国の国民の方々から受けているわけですが、大体その4割が基金、あるいは町の施策等に活用してきたというようなことでもありますので、そういった点については、むしろ将来的な町債の部分については、また新たなふるさと基金等の造成によって、将来の公債費の減少に繋げていくというようなことが、これは財政手法としては当然必要なことであるというふうに思っております。

さらに来年の10月には、消費税の引き上げも予定されております。そのようなことから、できればというようなことで、事業費の部分についても当然考えていかなければならないというようなことと、やはり子育て交流施設を必要と言われているような利用団体、あるいは子育て世代という方々に対してのしっかりとした対応ということも、これは行政の役割ではないのかなと思います。

とりわけ私は、若い子育て中のお母さん方と話し合いをする機会があるわけですが、他の市・町の方からは、三川町というのは子育て支援、あるいは環境が非常に充実しているので三川に住みたいんだというようなことが、言うなれば、若い世代が今仕事とか、そういった繋がりの中で、口コミというか、そういったものについての非常に期待をされているという部分からいたしましても、今回の議会から一般質問等で指摘されている将来的な財政、この安定という部分については、しっかりとした対応を取っていかなければならないということは、改めて認識をいたしておるところでありますし、そういった点について、ご理解をいただきたいと思います。

さらにこれからはいろんな面で、今まで以上に議会と情報共有、あるいは方向性についても、実施計画におけるこの事業費がさらに上回るような、そういったことは絶対あってはならないというふうに私も認識をいたしているところでもありますので、その点についてはご理解いただきたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 安定的な財政運営は当然必要でありますし、確かにふるさと応援寄附金に助けられている部分は多々あるかと思えます。ただ、今回これから行う事業について、先程起債の返済については25年というような話もございました。一般起債であります

ので、できるだけ長い期間での起債も私はいいかと思います。ただ、ふるさと応援寄附金は今後25年続くとは限りません。たぶん、そんなに長く続くことはないと思います。こういった寄附というものの性質というものを十分理解しながらやるべきかなと思っております。

それから、先程以来出ております、喫緊の課題と位置づけられております子育て環境の充実、それから定住人口の増加という点であります。ただいま町長からありましたとおり、三川町としては子育て環境を重視させて、若い人たちを呼び込むという戦略といいますか、施策を先行して展開してきたというふうな理解はしております。そのおかげで、ある程度の定住人口が確保されているということだと思います。だとすれば、子育て環境の充実というのは、私は箱物よりもまずソフト事業の充実を先行させるべきではないかと思っております。出産祝い金を始めとする様々な支援。他でも導入されてきたところもあります。給食費の補助なども実施されているところもあると伺っております。あまりに過保護にということはどうなのかなと私も思います。要するに、過剰な補助・支援というのは功罪があるというふうに私は思っておりますけれども、この子育て支援策の充実というのは、箱物ではないと思っております。

それから、定住人口の増加に関しては、先日4番議員がいろいろ議論なさっていましたが、やはり宅地の開発だけで根本的な解決はできないと私も同感であります。今やろうとしている宅地開発というのは、周辺市町村からの移住、これが起こるだけであります。一時的に人口は増えるかもしれませんが、しかしながら、30年もすれば子どもたちはいなくなります。豊秋団地を見れば一目瞭然であります。また50年もすれば空き家の予備軍になると。一方で既存の町内会においては、空き家が増えていくと、そういった構図がもう手に取るように分かるわけでございます。

では、どうすればいいのかと。これは一市町村だけの問題ではありません。要するに、問題の根源は、中央一極集中による地方の疲弊ということだと思います。国を上げての対策が必要なかなと思っております。ただ、我々がやらなければならないのは、持続可能なコミュニティ、そういうものをいかに作っていくのかということだと思います。それによって、持続可能な自治体経営が私はできるのではないかと思っております。そういった意味では、今回の事業はあまりにも前のめりすぎて性急すぎます。口幅ったい言い方ですけども、町政100年の計を持って、地道に、そして着実に歩むこと。私はこれが今の時代で肝要なのかなと思っております。

町長の基本的な考え方を伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 梅津議員は将来的な三川町の予測というようなことで、ご発言があったわけですが、これは現状においては、全国どの市町村も同じ課題を抱えておるわけです。その同じ課題においては、すべてが将来予測のままに、このまま自然に流れていくかということハード・ソフト両面のいろいろな施策等によって、何らかの対策を講じなければならないというのは、これは全国どの市町村も同じ認識なわけです。そういう中において、私は別に競争して、対峙して、三川町に人口流入を図るとか、そういうことではなくて、や

はり魅力的なまちづくりというものがあれば、人は自ずと集まってくるというようなことではないかなと思います。

とりわけ全国でも今人口の増加している地域、これは先程もありました東京を中心とする首都圏、あるいは人口の密集する地域における集中というのがあるわけでありまして。しかし、そういう地域の中においてもしっかりとした子育て支援、教育環境を整備することによって、そこに住みたいというような方々が、それぞれの判断で永住をするというような状況もあります。これの典型的なのは、愛知県の長久手市であります。今でも人口が毎年増加しているというようなことで取り上げられておりますが、その一つの要因が先程申し上げました、やはり住みやすい、そしていろいろな支援が手厚いというようなことから、そこに人口が集中するということでもあると思います。

そういった部分については、山形県の場合はとりわけ若者世代を中心に、県外に流出しているというようなことで、知事も大変憂いているところでありまして、これは庄内地域全体の課題でもあろうかなというふうに思います。その中で、三川町が果たせる役割ということからすれば、まさしく人口減少に歯止めをかける。その部分については、やはり少子化対策とか高齢者支援とかというのがあるわけでありまして、そういった部分の総合的な町の事業を推進するということは必要なことではないかと思っております。その中で、ソフト・ハードの割合ということからしますと、梅津議員の言われることは最もだと思います。その点についても、やはり議会に対しての理解を求めながら、今までも来たつもりでもございますので、そういった点についても、今後さらにソフト面の支援というものも充実を図っていくのは、これは最もだと理解をいたしているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） ソフト・ハードの割合というような話も出ました。今回の施設整備が本当に希望されているのかという点を、もう一度検証する必要があるのかなと。大型遊具というものが、例えば民間の商業施設にもあります。それから今度、鶴岡地区にも民間でそういった施設を建てようというような計画もあるようでございます。そこにおいて、公のところがやるべきなのか、やらない方がいいのかという判断もすべきだと思います。

私も子育て世代は卒業しましたがけれども、確かにあーいった大型遊具というのは目新しくて面白いんですけども1、2回あるいは3、4回行けば大体飽きるのかなと。子どもたちの感性からしても、そういうものなのかなと思っております。そういったことで、あるいは維持経費も非常にかかるということも聞いたことがございます。それよりは、親子でいろいろくつろげる場所。あるいは親子で遊べる場所、対話できる場所、読書できる場所。あるいは紙芝居、小さな芝居、演劇等を見られる場所。そういった親子自体の活動を支援するような場所の方が私はいいのかなと。情操教育にもなりますし、長く使えると思います。そういった議論も今までは欠けてきたのではないかなと私も反省しております。本当にどういった施設がいいのか、どういった運営がいいのか、どういった使い方がいいのかということ、改めてこの16億円というものが示されたときに、私は検討し直した方がいいと思ったところでもあります。

続いて、桜木地区の話でございます。

5番議員からいろいろ数字的なことも出まして、どちらがいいのかという話も出ました。いろいろな方法があるんだなと私も改めて思ったところでございます。今後さらに検討して、精査すべきと思ったところです。

先程出ました6号排水の拡充ということで、私も資料を手にしておりまして、これは土地改良区の資料でございますが、先程出ました現状の50cm掛ける50cmの排水路を90cm掛ける90cmの排水路に入れ替えるということで、改良区側では、十分な能力があるのではないかという見解でありました。その数字の設定というものが一つ味噌になるのかなと思っ
ているところであります。どういったゲリラ豪雨を想定しているのかということが一つの争点になるのかなと。ただ、災害というものを、私は思うんですけども、人間の力で100%防ぐことはできないと思っております。どの程度に抑えられるのかと、その点はいろいろ議論すべき点かなと思っております。

先程の続きになりますけれども、その6号排水の改良によって、ほぼ飲めるという見解もあります。この事業費はおよそ全長850mで、6,000万円ほどであります。調整池にどれぐらいかかるのかを試算されていると思います。ただ、調整池というのは作れば終わりではなく、その後の維持管理30年、50年、100年と、その地区がある限り維持管理していかなければならない。あるいは、ごみの不法投棄の格好の場所になると思いますし、あるいは、土砂が堆積して湿気が発生すれば蚊の発生等、そういった住環境の悪化にも繋がるであろうと思っております。

さらに申し上げれば、子育て施設の敷地を除いた面積が、およそ3万3,000㎡ということで出ておりますけれども、その中の調整池が6,200㎡であります。子育て施設を除いた面積から見れば18.8%、2割近いと。その他、道路や公園を除きますと宅地の利用率は48%あります。非常に低いと。これだとすれば、やはり民間が手を出さないのも分かる。要するに、5番議員からも指摘がありました。その調整池というものをなくして、全部宅地にすると、そういった開発であれば宅地の占める部分は67%と7割近い割合になっていくと。当然今想定している坪単価8万円も6万5,000円とか、6万円台に落ちるのではないかと。そういった金額が出て初めて民間の人たちは、「では、開発してみようか」という話になるのではないかと。ですから、そういった条件を整えるための意味も含めて、排水路の改良というものをやった方がいいのではないかと私は思っております。どちらに優位性があるのか、これは再検討すべきと思っております。どうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町といたしましては、三川町土地開発公社にこの桜木地区の住環境整備については、開発をお願いするというような方向性で来ておりました。その点について、やはり梅津議員が言われるとおり、もし調整池がなくて宅地開発ができるのであれば、その選択肢は当然町としても、あるいは土地開発公社に対して開発をお願いすることは、これは最初からそういうふうに進められたわけです。それが今までも答弁してまいりましたように、やはり周辺の特に下流域の住環境を考えた場合において、その調整池と排水路の改

良、改修という部分における経費試算の中においては、やはり調整池を設置した方が経費的な部分については優位であるというような判断がされたようであります。

先程も他の議員の方からも手法があるのではないかというような提言もいただきました。そういった面については、やはり町としてもいろいろな調査をした経緯がありますので、ぜひ、その辺りは理解をいただけるような、そういうまたさらなる精査と申しましょうか、そういったことを進めるということは必要というふうにも考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 経費の試算というものをやられたということでございます。ただ、その試算をするための基礎的なデータと申しますか、先程も申し上げた想定条件ですね。それをどのように想定したのかということで、この試算の経費というのは大きく変わってくるんだろうと思います。調整池を作らんがための試算という手法もあるかと思ひますし、逆に排水路を使うための試算というものも出るのかなと、私は感じているところでございます。

そういった意味では、先程以来申し上げておりますが、あるいは町長からも今答弁ありましたけれども、いろいろな材料を再検討するという事は、私はこれからやるべきと思っておりますので、ぜひ実施すべきと思ひます。

今までいろいろ話をしてきました。子育て交流施設の16億円のうちの起債12億円と。それから桜木地区の住環境整備事業、土地開発公社の話も今ございました。この開発については、町道の設置等あるいは調整池については、町の直営事業と伺っております。あるいは、その他の土地買収、造成については開発公社と。ただ、開発公社がやるにしても、その債務負担については、町が保障するという事でございまして、桜木地区の今の見込みの事業費については5億3,000万円ということでございまして、この金額を合わせますと21億円ということになります。非常にこの1、2年でやるには金額が大きすぎる。

町の他の公共施設の長寿命化については、ほぼ計画通りに行われるのかなと思ひます。あるいは先程来出ています、これから出てくるであろう新しい鶴岡市のごみ焼却施設の負担分、これらもあるわけでございます。町としては、次々に課題、財政的な課題も見えていくということで、財政当局においては、それらも見込みした中での計画は立てているのかと思ひますけれども、先程来言っておりますとおり、同じ財源、一つの財源をどのように使っていくのかということが、町政の肝であるかと思ひます。借金の返済に使うのがいいのか、子育てのソフトに使うのがいいのか、これは一目瞭然であろうと思ひます。

本町の財政力指数は0.383。いろんな統計を見ますと、財政運営についてはそんなに大きなゆとりがない自治体と私は思っております。今回の大型事業については、昨日からの様々な質問の中で明らかになったように、細部において十分検討されたのかという疑問が相変わらず拭えないと思ひます。あるいは再検討すべきところが、今も出ましたけれども、多くあるのかなと思っております。このまま進めば将来に禍根を残す。そんなことに私はなると思っております。より負担の少ない、そしてより効果の上がる事業へ健全な判断によって見直して、これからの事業を進める。私はそのことを求めたいと思ひますが、最後に町長どうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） まさに今定例会においては、三川町の子育て交流施設の整備事業等も含めた、ある面においては大型事業というふうになるわけであります。以前も私はこのような質問を受けた経緯がございます。ある面においては執行部側、当局というのは提案するというようなことでありますので、とりわけ平成30年度の予算について、議会に提案をし、理解を求めていくというようなことになるわけであります。このような中における質問の中においては、かつては違いをそこに何かを求めようとする意図が働いているような質問も以前はありました。提案した内容についての疑義、そういった部分については、やはり内部においても十分検討しながら将来的な、繰り返しになりますけれども、財政の安定という部分も考えながらの提案というように、ご理解をいただきたいということで提案をさせていただいております。その中での議会との、それぞれの個々の議員の皆さんとの認識の違いというものは当然あるかもしれません。

例えば今私が、事業の年度の見直しとかをやると言った場合には、これは逆に町民の方々が、今までこの事業に対して取り組んできた方々が、「では分かりました。その責任はどうなんですか」と言ったときには、やはり今回提案させていただいたという責任というものを感じながら、これからの町政運営を行っていかねばならないというようなことを強く認識しているところでありますので、ご理解をいただければと、このように思うところであります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 当局がこのような形で予算案を提示する。その中には長い期間での精査といいますか、検討というものが加えながらこういう数字が出てきていると。今年に関しては、子育て支援施設5億9,640万円ですか。そういった金額が出ております。その経緯も十分分かるつもりであります。ただ、事業が着工した段階では、いくら議論してもこの事業についての見直しは、私はできないと認識しております。やはり着工する前に一旦踏み留まって、検討し直すというのがこの時期、最終期限というふうに私は考えたところでございます。

そういった意味で、この議員の間では、場外での議論もいろいろやっております。そういった町の発展を願う気持ちは、町長と我々も皆同じでありますので、その点をご理解いただきたいと思います。この事業を契機に、町のさらなる発展をとという気持ちも十分分かります。ただ、今この事業を精査して、より良い事業にしていく。これも我々の仕事ではないのかなと思ったところであります。そういった決意を込めまして質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で9番 梅津 博議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 1時55分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 2時20分)

次に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員）

1. 高齢者対策について	<p>1. 高齢者が用事等で集落外へ外出する時に、交通手段が少ないのでその対応策の考えは。</p> <p>2. デマンドタクシーの利便の方策と、利用拡大の方法は。</p> <p>3. 健康寿命を延ばすために、精力的に事業展開していますが、さらなる施策の考えは。</p> <p>4. 一人暮らしや高齢者世帯への、声かけ・見守り等の施策の考えは。</p>
2. 除雪対策について	<p>1. 積雪時にマンホール付近の雪が溶けて低く、交通安全での対策は。</p> <p>2. 今冬のように雪が多い時、道路の排雪場所の確保の考えは。</p> <p>3. 住宅開発等により、町道が延伸していますが、除雪の稼働時間を考慮すべきと思うが、その考えは。</p> <p>4. 今後、開発予定の桜木団地の除雪対策の考えは。</p>
3. 快適な暮らしと産業振興策について	<p>1. 生ごみを堆肥化し、循環型農業振興策の考えは。</p> <p>2. 「かわまちづくり整備事業」を交流人口拡大に繋げる政策の考えは。</p> <p>3. 「田田」の室内照明を明るくする考えは。</p>
4. 公共施設について	<p>1. 「三川町公共施設等総合管理計画」を厳しい財政状況でどのように進める考えか。</p> <p>2. 新たな施設を建設する場合の政策の考えは。</p>

平成30年第2回三川町議会において、通告に従い質問します。

初めに、高齢者対策についてであります。

高齢者が用事等で集落外へ外出する時に、交通手段が少ないのでその対応策の考えを伺い

ます。

二つ目に、デマンドタクシーの利便の方策と、利用拡大の方法を伺います。

三つ目に、健康寿命を延ばすために、精力的に事業展開していますが、さらなる施策の考えを伺います。

四つ目に、一人暮らしや高齢者世帯への、声かけ・見守り等の施策の考えを伺います。

次に、除雪対策についてであります。

一つ目として、積雪時にマンホール付近の雪が溶けて低く、交通安全上の対策を伺います。

二つ目として、今冬のように雪が多い時、道路の排雪場所の確保の考えを伺います。

三つ目に、住宅開発等により、町道が延伸しております。除雪の稼動時間を考慮すべきと思うが、その考えを伺います。

四つ目に、今後、開発予定の桜木団地の除雪の考えを伺います。

続いて、快適な暮らしと産業振興についてであります。

一つ目に、生ごみを堆肥化し、循環型農業振興策の考えを伺います。

二つ目に、「かわまちづくり整備事業」を交流人口拡大に繋げる政策の考えを伺います。

三つ目に、「田田」の室内照明を明るくする考えを伺いたいと思います。

最後に、公共施設についてであります。

一つ目に、「三川町公共施設等総合管理計画」を厳しい財政状況でどのように進める考えか伺います。

二つ目に、新たな施設を建設する場合の政策の考えを伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員に、ご答弁申し上げます。

高齢者対策に関する1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

高齢者の交通手段の確保とデマンドタクシーの利便性の向上等に関するご質問ですが、公共交通は高齢者をはじめとする自動車等の移動手段を持たない住民にとって、日常生活を支える上で重要な役割を担っていることから、本町では、デマンドタクシーを運行しているところであります。

しかしながら、その運行日数について、拡大を望む声が多くなってきていることから、平成30年度からは平日運行に加え、土曜日と日曜日の運行も実施することとしたところであります。

また、本町においては、医療機関や自社店舗における送迎も行われており、今後とも、民間事業者との連携を図りながら、利用しやすい環境の整備・充実を図り、高齢者の外出の支援と利用の拡大に努めてまいりたいと考えております。

3点目の健康寿命延伸のための施策に関するご質問ですが、本町におきましては、生涯にわたっていきいきとした健康生活を送るための「三川町健康づくり計画」を策定し、その推進に努めているところであります。具体的には、健診や禁煙、健康意識の醸成も含めた若いときからの健康づくりや、高齢者の各種介護予防事業、就業やボランティア、人との

交流等を促進する町内会や各種団体、社会福祉協議会の生きがいくくりや健康寿命の延伸の取り組みであります。今後とも、世代を問わず、町民自らが健康づくりに取り組み、健康な生活を送ることができるよう働きかけを継続してまいります。

4点目の一人暮らし高齢者等の見守りにつきましては、町の「地域福祉計画」や社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を土台として、支え合い助け合う地域社会をめざして取り組んでいるところであります。民生委員を始めとする地域の方々の声かけや見守り、また、社会福祉協議会のふれあい弁当や社会福祉法人けやきの配食サービスは、弁当を届けるだけでなく、配達する方と利用者との交流や見守りも目的として行われているところであります。さらに、地域の見守りネットワークを含んだ郵便局との包括連携協定を締結し、さらなる充実に努めているところであります。

今後とも、社会福祉協議会や地域の関係機関・団体と連携を図りながら、気にかけて、声をかけ、支え合える地域づくりに努めてまいります。

次に、除雪対策について、1点目の降雪時におけるマンホール対策に関するご質問ですが、本町におきましては、通勤、通学時に間に合うよう早朝除雪を基本とし、特に、降雪量が多かった場合は雪が道路上に残り、その後、気温の上昇とともに、マンホール部分の雪が先に溶け、道路上に段差が生じてしまうものであります。

その対策といたしまして、町では、除雪後に道路パトロールをこまめに実施し、大きな段差が生じやすいような箇所については気温の状況を見ながら、再度除雪を行うなど、その解消に努めているところであります。

2点目の道路の排雪場所に関するご質問ですが、本町では各路線の状況により、適宜、除雪車両を配置しているところであります。しかし、町内会によっては、狭隘な路線が多く、降雪量が多い場合、排雪に苦慮している箇所があるところであります。

そのため、このような路線については、法定外公共物用地の利用や地元町内会の協力によって周辺の排雪場所の確保に努めているところであり、今後も降雪期における生活道路の安全対策を図ってまいりたいと考えております。

3点目の町道の延伸に伴う除雪対応に関するご質問ですが、近年の住宅地開発等により、除雪対象路線は増えてきており、今後もその傾向が続くものと予想されます。早朝の時間帯で除雪作業を終えるためには、1台あたりの作業量も限られることから、効率的で円滑な除雪作業を実施していくため、除雪対象路線の見直しや除雪作業車両の増強についても、今後、検討してまいりたいと考えているところであります。

4点目の桜木団地の除雪対策に関するご質問ですが、新たな住宅団地の開発にあたっては、道路幅員や緑地の配置箇所などについて開発事業者と協議を行い、冬期間も含めた良好な居住環境の創出に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、快適な暮らしと産業振興策について、1点目の生ごみを堆肥化しての循環型農業振興策に関するご質問ですが、この循環型農業は“生ごみ”などの有機資源を循環させながら農産物を生産する仕組みであります。具体的には、生ごみの堆肥化とそれを利用した農作物の域内流通を行うもので、県内では長井市のレインボープランが全国的にも先進的な

取り組みとして実践されていると承知しているところでもあります。本町においては、生ごみの減量化を目的にした実証試験や家庭用コンポストの普及に努めているところではありますが、生ごみを地域資源としてとらえた循環型農業については、現時点においては取り組んでいないところでもあります。しかしながら、「安心安全な農産物の生産」という観点において、有効な取り組みであることから、将来における実現の可能性について先進事例を参考に今後も研究してまいりたいと考えているところでもあります。

2点目の「かわまちづくり整備事業」による交流人口の拡大策に関するご質問ですが、本事業では中核施設となる赤川河川緑地ふれあい広場を総合的な都市公園として位置付け、町民はもとより町外からも広く利用していただけるような施設整備を目指しているところでもあります。

そのため、今日の健康志向に対応し、ウォーキングや軽スポーツを楽しむ幅広い年齢層の方々の利用促進を図るとともに、各種交流施設やイベント等との連携も図りながら事業を推進し、交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

3点目の田田の室内照明に関するご質問ですが、田田の照明につきましては、施設が持つ癒しの空間としてのイメージを醸し出すため、室内照明は多少抑えた照度になっているところでもあります。

しかしながら、ロビーや寝室、浴室等について、暗いとの声も聞かれることから、現在取り組んでおります施設のリニューアル等における改修の中で対応してまいりたいと考えております。

次に、公共施設に関する2点のご質問ですが、関連がございますので一括してご答弁申し上げます。

公共施設等総合管理計画につきましては、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とし、人口減少や厳しい財政状況、増大が見込まれる施設等の維持・更新費用などの課題に対応するため、町有資産の総量の適正化、公共施設の長寿命化の推進と歳出の平準化、そして民間活力の導入を基本的な考え方として掲げているところでもあります。

また、この計画では現在計画している施設整備や、安全・安心に関係するインフラ施設を除き、原則として新たな公共施設の建設は行わないこととし、既存の公共施設の複合化や集約化、または用途変更等によって総量を抑制することとしております。

平成30年度の予算編成にあたりましても、この計画の基本的な考え方を踏まえて予算を編成したものであり、今後とも財政の健全化に意を配りながらも、計画を着実に実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 再質問におきましては、答弁によって順不同の再質問になろうかと思っておりますので、ご了承願いたいと思っております。

初めに、高齢者の交通の便ということでありまして、デマンドタクシーの利用ということ、今平日1日7便ですが、今度当年予算で土日運行も検討するというところで、一歩進んだ対応

策と思われます。

そこで、デマンドタクシーの利用の普及、そこは少し宣伝不足ではないかと私思っているところでもあります。前はワンコインということでしたが、今は1回300円ということを利用できます。そして、高齢者だけではなく、今小学生・中学生も利用できるということになっております。これを知らない人たちが多くいるのではないかと。例えば、塾やスポーツへ行くとき、町内だけなら今まで通りで良いわけですが、スポーツで水泳を習っている、練習している子どもたちにとって、三川には練習施設はありません。鶴岡市ならいろんな方面、鶴岡市内あります。前から話題になっております越境というか、三川から鶴岡市・酒田市等に行く場合、利用できないということがあります。三川町の場合は、一般路線が旧7号線が主でありまして、先程言ったとおり、湯野浜方面とか行く場合はありませんので、逆に言うと、定期路線を運行している会社への利益の迷惑にはなっていない状況になろうかと思えます。三川町を超えても。今まではどうしても定期バスの路線をこのタクシーで行くと、営業的な面でということも理由にはありましたが、今言ったとおり、小学生・中学生には、登録制度にはなりますが、学校へこの情報を伝えるべきではないかと。そうすればもっと利用が増えますし、高齢者も今免許返納等、65歳以上は乗れますので、登録するというのもっと広めるべきと思いますが、この越境のバス運行と情報提供の方、答弁願います。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） デマンドタクシーの運行の関係でございます。

デマンドタクシーにつきましては、本町の部分で、デマンドタクシーを運行する場合は、本町に限って、町内の運行ということでしております。その中で、庄内交通のバス、民間のバスの運行あるわけですが、そちらの方と接続するような、例えば停留所までの運行、そして、そこからバスで行く場合は問題ないわけですが、デマンドで町外に運行というふうになりますと、町外の区域に行くときに、デマンドの、そのままの300円の運行での利用ができないということで、そこからは一般のタクシーというふうな利用になりますので、その辺でトラブルも起きている部分も聞いておりますので、デマンドの方については、現時点では町内に限定して行っているところでもあります。これを解消するためには、前にもいろいろお話をさせていただいておりますが、いろいろな関係機関、それから隣接市町村との合意形成も必要ですので、現時点では町内に限った運行で、平成30年度からは土日運行ということで、利用、大きく約100日ほどの運行日数の拡大もなりますので、そういった形で利便性を図るということでしているところでございます。

それから、小学生・中学生等のいろいろな活動への利用ということでございますが、基本的にはそういった部分、制限はしていないわけですが、デマンドタクシーの運行につきましては、例えば家庭の事情で、どうしても土日とか平日とかで、部活なりスポ少とか、そういった部分で、保護者のある程度の見送りなりができないとか、特別な家庭の事情がある場合、ある程度そのデマンドに登録して、保護者の方が登録するという形をとるようになると思えますので、そういった家庭の事情も考慮して利用するという部分は問題ないかというふうに思いますが、運行の内容については教育委員会の方とも、そういった利用がいいのかも含め

て、利用目的も確認しながら、十分その利用については精査していく必要があるかなというふうに思っているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今児童生徒の場合のことありましたが、やはり安全安心を考えるならば、そういう手法もあるということを知らせるべきだと思います。例えば、川を越えて大型商業施設の英語等の塾に行くというような場合になると、歩く距離が長いので、やはり児童生徒だけでは安全安心の面では心配もありますし、核家族化っておる場合、家族の者が見送りできないということもあろうかと思えます。

そして、今の答弁にありましたが、三川を越えた場合、デマンドでなく普通料金になってトラブル等あるということでしたが、例えば登録している高齢者が、三川の旧7号線の例をとれば、蛾眉橋を超えれば鶴岡市になるわけですが、病院に行く場合、そこからタクシー料金になっても良いから、このタクシーにそのまま乗って医療機関に通いたいとなった場合、300円プラスタクシー料金を払えば、このデマンドタクシーをそのまま利用できるのか。解釈を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） デマンドタクシーは、その人1人だけがその路線のところに乗っている場合であれば、タクシー会社の方で、その他の次の運行に支障がなければ可能だとは思いますが、最初目的を必ず告げますので、そのときに、例えば朝何時にということで、人を乗せて、お互いに相乗りしていくというような形をとっておりますので、そのときに、1人で、その後の運行形態も特に支障がないということで判断されて、本人がその分負担してもいいということで、タクシーの方でもその部分が了解というふうになれば問題ないわけですが、300円の部分が普通のタクシー料金になりますので、1,000円とか1,500円、2,000円というふうになりますので、そういった部分で、トラブルが現実、そういうふうになるとは知らなかったということで事例も聞いておりますので、そういった部分を踏まえすと、了解のうえ本当に町外に行って、その料金も払ってもいいということであれば、できないことはないわけですが、同乗者がいない、いろいろな条件が揃った場合での利用に限られるかと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 私なりに新しい解釈できて、利用拡大の一步の考えではないかと解釈いたしました。今まではもっとがんじがらめの決まりということで大変だったんですが、やはり北部・南部の協定等もありますので、この地域一帯という考えを持つのは何ら不思議ではないと思われま。

続きまして、健康寿命ということで、先程言ったとおり、三川町は本当に健康予防のために検診等やって、私の認識では大蔵村か三川町というようなことで、保健師等の努力はすごく、事業を買っておりますが、30年度から国民健康保険税率の改定に伴い、それで予算的なものとか、そういうものでとられてこういう事業が萎縮したりしないかという心配もありますし、逆にもっと健康維持のための方策をやるべきではないかと。結果的に保険料に

繋がりますので、その辺答弁をお願いします。

○議 長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 30年度以降の健康づくりという部分でのご心配の、保険税に反映してくるとか、そういうような部分でのお話でしたが、健康福祉課健康係で行う事業につきましては、確かに検診の部分で、今まで数年来見直しをしてみましたが、健康づくりのための各種教室の実施、また、検診を受けていない方への受診勧奨、そして、検診で要精検と出た方への精密検査の勧奨など、そういうところにつきましては、今までどおり事業については行っていくという予定であります。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 健康まつり等で、いろんな機械を使っただけの健康啓発等をやっておりますので、そういうものを減らさずに、逆に拡大する方向でいってほしいと思います。

ここで、社会的に弱い立場といいますか、企業でも検診等あるわけですが、臨時雇用とかになっていきますと、そういうものに該当しない。逆に、町内会を回っている国民健康保険の人の検診にも、会社を休むことができずに検診を受けないでしまったということで、後で重い病気が発覚したという例もあります。やはり、こういう国民健康保険で各町内会でやっている検診を、こういう人たちも参加できるような呼びかけも手段として必要と思われませんが、そのような方策はどうでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 40歳から74歳までの方につきましては、町でも特定健診・特定保健指導というのをやっておりますが、それは入っている医療保険者の責任で行うということになっております。ですので、三川町で行っています特定健診、特定保健指導は三川町の国民健康保険に加入なさっていらっしゃる方についてであります。会社にお勤めなさっていらっしゃる方は、そちらの健康保険の方で実施しているというところはあるかと思いますが、ただ、健康づくりのためには、特定健診という部分だけでなく、がん検診とか、そういう部分も入っておりますので、その部分につきましては、入っている医療保険とかというところにはとらわれないと思っています。一般会計の方でやっている事業でありますので、町の検診を利用するという事で申し込みをしていただければ、集団検診とか、そういうところで受けていただくことはできるかと認識しているところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 2・3年前、三川町でも孤独死ということがあって、ついこの間もありましたが、原因が何か分かりませんが、発見が早ければ、例えばですが、今日も芸能関係の人が50代で孤独死していたということがニュースで流れましたが、やはり見守り、あるいはそういう人がいれば、病状にもよりますが、すぐに発見できれば命を救うことができるという状況。例えば、今の医学でいきますと、脳梗塞の場合、倒れても3時間以内なら良い薬があるということもあります。ということで、1日・2日経ってしまっただけで発見というだけで終わってしまいますので、やはり日頃からのいろんな、例えば先程郵便局との

提携等もありましたが、民生委員だけではまかないきれない部分等ありますので、それらの孤独死を防ぐ方策として、もっときめ細かいことはできないかの考えはないか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 孤独死ということで、数日経ってから発見されたというような話を聞きますと、私どもも本当に心が痛むところでありまして、今地域での支え合いとか見守りというようなことがよく言われております。町の方でも、この部分につきましては、これからもさらに充実を図っていかねばならないと思っている事項でありまして、例えば今年度ですが、民生委員と保健委員合同の研修会を行いました。地域での支え合いや見守りについて、山形県の社会福祉協議会の地域福祉部の担当の方から来ていただいてお話をさせていただいた後に、それぞれ同じ地域の町内会の民生委員と保健委員がテーブルを囲んで普段のお話をさせていただいたというところで、気になっていた方のことがお互いに話せて良かったというところと、あと、気にかけていこうという意識が醸成されたかなと思っております。とても委員さん方には「いい研修だった」と言っていたところでもあります。

また、来年度につきましては、民生委員と保健委員を対象にした自殺予防といえますか、そういう部分での研修会も行っていきたいと考えているところでありまして、そのように地域の方々に気にかけていただける方を少しずつ増やしていきたいと思っております。以前ある方が、隣の方の、一人暮らしの方なんですけど、その方のカーテンが開くかどうか毎日気にしているとおっしゃったことがありました。そういう方々をこれからもまた増やしていきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 除雪関係で再度お聞きしますが、マンホールの下が下水流れておりますので、温度が高くてその部分が溶けるということでもあります。山形市の蔵王では、そういうところに断熱材を入れたマンホールを設置しているという例がありました。やはり、そういう対応ができるかの考え、する考え等を伺いたいと思います。やはり早朝等、通学時間帯でそういう状況になっていけば危ないということは、除雪車が行った後でも雪が降り積もるといった例もありますので。

あと、この除雪車が、先程の答弁にあったとおり、早朝の除雪を心がけているということですが、町道の延伸のために、ある地域においては、いつもの通学・通勤の時間帯に除雪されていないという状況が見受けられます。それらの対応策をもう一度、除雪車を増やすとか除雪の範囲を見直すという先程の答弁ありましたが、伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 今ご質問いただきました、まず1点目のマンホールの断熱蓋導入についてであります。これについては、やはり積雪が多くて、さらに寒暖差が激しい地域で導入されている事例が多いと聞いております。特に先進地で有名なのは、札幌市などでは導入が図られておまして、ただ、やはりマンホールの数が、札幌市の場合ですと20万個あって、数年前のデータでも、全体のまだ3%しか設置が終わっていないという状況であるということは聞いております。1カ所、設置費込で2万円程度であるとは聞いており

ますが、本町の場合、下水道マンホールで約1,200個、それから、農業集落排水事業の設置のマンホールが700個ほど、その他、県の流域下水道の管理のマンホールもありまして、全体ではまず2,000個ほどはあるものと理解しております。このような積雪が多い地域で導入が図られているということでもありますので、費用対効果について検証をして、情報収集しながら、導入について判断していく必要があるかと思っております。

それから、2点目の、町道の延伸に伴って除雪車の早朝除雪が間に合わないような地域が生じているのではないかとありますが、降雪期前に、そういった除雪の配置段階で、ある程度早朝の時間帯までに終わられるような配慮はしているつもりではありますが、やはり雪の状況によっては、どうしても時間がかかってしまうという状況にあります。

実際に、本年度の除雪対象路線が約103kmありますが、10年前ですと99kmでありまして、10年前と比べると4kmほど伸びていると。ただ、この間には、一部除雪対象路線を見直して、交通量が少ない部分については除雪しないで、逆に別の迂回路を利用してもらったようなこともありまして、実際には住宅団地の路線はもっと増えているものと思っております。

したがって、大雪の際にも、そういった早朝の時間帯で間に合わせるような方策につきましては、さらに除雪対象路線の見直しができる箇所がないかも検証し、また、除雪機械の増強についても今後検討していく必要があると思っております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） やはり今年、来年度いいですか、30年・31年の冬のことを捉えて稼働日数、本当に除雪のルートあるために、いつも遅いところは決まっているという状況であろうと思います。逆に、逆パターンで除雪するということはないと思いますので、今日は遅いところは明日はそこからやるというふうなことはないと思われま。やはり新興団地等は「三川に住んで良かった」と思えるような方策で、早い時間帯にはやろうと思いますが、旧集落は、前は通勤時間帯に来ていたのが来なくなったという現状もありますので、やはり町民の期待に応えるべきではないかと思われま。

今桜木団地の開発は予定されておりますが、やはりそこも新興団地とはなりますけれども、この排雪場所であります。確かに計画では緑地帯1カ所ありますが、そこで皆処理できるのか。他の横山等の新興団地を見ますと、偶然に田んぼの大きい排水とかある度にそこに持っていくというような現状もありますが、果たしてあそこの緑地1カ所だけでそういう対応ができるのか。あるいは、先程から話題になっております調整池、これフェンス張る予定であります。冬季間、この調整池は排雪可能なのか伺いたいと思いま。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 開発予定の桜木団地に限らず、新規の住宅団地開発にあたっては、土地計画区域内においても、3,000平米以上の開発の場合、必ず開発許可申請が必要となりまして、その際に、道路計画についても、道路管理者と協議して設置することになるわけでありま。予定建築物が、住宅の場合は道路幅員が6m以上とされておりますので、まずは6m以上の幅員は必ずとることになりまして、そういった部分でのある程度の除雪と

いますか、排雪箇所の確保。それから、緑地の部分についても、やはり管理者であります町と協議して、場所等についても協議することになっておりますので、そういった除排雪も含めた設置の場所等についても、今後設計、協議の中で計画が進められていくものと思っております。

それから、調整池の部分については、その緑地等の計画も含めて、今後、例えばフェンス等の部分について、予め除排雪の部分も含めた計画とするかどうかも含めて、やはり開発事業者と協議していくことになると思っております。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 時間の関係もあり、順不同になりますけれども、私は1月の議会定例会でも質問をいたしました。新しい事業を起こす場合、いろんな助成制度を活用できなかったのかということで、そのときの町長の答弁は、この平坦地あるいは過疎でもないということで、なかなかこういう助成を活用することができなかったということがあります。

先程町長から答弁があったとおり、前からこういう計画がありまして、町長の公約にも掲げた新しい建設物でありました。だから、私の解釈では、もっとスピード感を持っていれば、先程説明があったとおり、社会資本整備総合交付金の基準が毎年厳しくなってできなかったということでもあります。逆にもう1年ぐらい前だったら、もっと基準がこんなに厳しくなく、この社会資本整備総合交付金を受けることができたのではないかと思われま。そして、だめな場合、もっと違う方法の助成金も探す方法はあったのではないかと思われま。町長の考えを伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 先程からも答弁をいたしておりますように、今回の子育て交流施設の本래の一番の大きな複合施設を整備するといったことを考えた時点においては、三川町公民館のホールの改修というようなことでの耐震工事、あるいはアスベストの除去というようなことで、あのままの状態では置けないというようなことから、新たなこの交流施設の事業に取り組むということで、先程からも答弁いたしておりますように、国、県の方にも様々な補助事業等がないかということも含めて協議をさせていただき、国の方にまで出向いて、何とかその支援が受けられないかというようなことを考えてきたところでございます。

こうした中、社会資本整備総合交付金においては、本町で公民館ホールの改修というような段階においても、全国的な使い勝手のいい、国からの交付金というようなことで殺到したというようなことから、町でそれを考えた時点においては、もう該当にならなかったというような経緯がございました。そういう中で、何とかこの財政的にも負担の軽減を図ることができないかということで、今回提案させていただいたような内容で財源を確保するというようなことで、事業に取り組むという結果になったところでもございます。以上であります。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） そこで、国等の助成もありますけれども、私は前この議会で、温泉を利用した町民プールをということで提言したことがありまして、そのときに研究させていただきました笹川財団の協定基金であります。そのときに舟形町、あと酒田市の旧平田町を

見てきたのですが、プールにテントをかけるような施設で、6月からプールが利用できるということで、いろんな条件がありますけれども、こういう財団の支援を受けるという方法があります。現に知っているとおり、三川町では福祉センター、その競艇の基金から支援を受けて建設いたしました。そして、改修でもその財団が聞き取りをして協力してくれるという状況であります。

ということで、そういういろんな財団等を探し歩いて、助成のお願いに行ったのかを伺いたいと思います。町長、お願いします。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 担当の課長より答弁をいたさせます。

○議 長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 日本財団かと思います。確かにいろんな福祉面での社会貢献といえますか、地域貢献をされている財団ということでは認識しておりますが、その補助制度といえますか、財源を手立てする上で、記録の方にはこの財団という名前はありませんので、確かにその補助金といえますか、基金として支援が受けられるかどうか、ちょっと記録にないので、ただ、そういったものも含めて検討してきたものということで認識しておるところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） そういう場合、同僚議員等も心配しておりましたけれども、整地だけならまだしも、例えば建設に着手した場合、他の助成を受ける、防災施設等の承認していただいて、こういう助成を受けるとか、建設してからも何か助成制度に該当するような方策はあるのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 実際に現段階では、造成工事も着手しておりますし、実施設計についても間もなく完了ということで、今現在進めておるところであります。

今後実際の建設工事等に移行ということで計画しておるわけですが、なお、さらに計画が進行中のものであっても、その目的等から何かしら有利なものがあるかどうかについては、今後も財源になり得るものについては模索といえますか、探していきたいとは思っています。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 今これから新しい建物を建てようとしておりますが、先程町長の答弁で消費税10%、そして、オリンピック需要が落ち着いてきたのではないかということでもありますけれども、町長もそうでもありますけれども、我々の年代、昭和39年の東京オリンピック、その数年後の大阪万博を経験しているわけです。経済的にいえば、東京オリンピックより期間の長い大阪万博の経済効果の方が大きいと記憶しております。やはりオリンピック後、また大阪万博が開催決定となれば、逆にまたいろんなものが高騰が心配されます。そういうものも判断して、やはり今の時期ということではないかと。先程の消費税10%もそうでしたけれども、その辺の考えがあるのか。もう一度、町長に伺いたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田議員が言われますように、東京オリンピックが開催地決定、その段階でもうすでに生産資材等の高騰という動きが出ておりました。しかも、単なるオリンピックの開催の会場のみならず、それに伴う住宅供給という部分については、非常に今東京都内では、マンションあるいはアパート等の建設ラッシュ。しかも、ホテル等も規模拡大したくても、なかなか資材が需要に応じきれていないというような状況もあるようであります。しかしながら、これが言うれなればどこまでも上がるかといった場合においては、これはやはり経済の原理という部分からいたしまして、なかなかそういったことには繋がっていないというようなことで、ある面においては、高止まりというような、この資材の中にはそういったものもあるというようなことでの情報でもありました。

そういったことを考えますと、これからも東京、あるいは首都圏におけるさらなる需要というものは一気に低下しないだろうと。しかしながら、その高騰の影響は地方に、またその部分が後年度に影響が出るという恐れも当然あるわけであります。しかも、今回のホテルの客室数の確保ができないということから、クルーズ船を宿泊施設にせざるを得ないというのが今の現状だということから考えて見ましても、なかなか東京オリンピック開催後の資材等の状況については、非常に予測するのは難しい状況ではあると思いますが、しかしながら、今の資材の状況からしますと、先程答弁申し上げましたように、2018年が一つのピークになるというような経済界の予測がなされているというようなことだと認識をいたしているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今経済界の話が出ましたけれども、これはまた立候補しております大阪の万博がもし決定するならば、また今のような状況。今は東京圏ですけれども、大阪圏でもこういう建設ラッシュが起こりうるということも考えられますので、その辺も考慮した対応がベターではないかと私は思いますので、これからの政策を見て、お互い議論してまいりたいと思います。

あと、住みよい環境づくりであります。まず最初に田田のフロアは、実際昔屋をイメージして、ああいうフロアの照明になっております。今利用サービスということで、新聞や週刊誌等が備えられ大変ありがたいんですが、やはり今の時点で見ると照明が暗いという声もあります。これから直すということでもありますけれども、その早期のお客さまに対する考えはどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） いろり火の里の田田のフロアの照明の関係でございました。

この部分につきましては、志田議員が言われるとおり、やはり暗いという声のお客さまも一部におられると聞いておりますので、こういった部分については、十分現況を把握しながら、対応についても、次年度リニューアルを計画している予定もありますので、そういった中でできないか。十分その辺を見極めて判断してまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続きまして、循環型農業であります。

先程答弁にあった長井市のレインボープラン、私も実際見に行きまして、この運営に携わった人の意見等も聞いた経過があります。レインボープランが始まって20年が経ちますが、でもこの何年間で、生活の習慣が変わったのではないかと思います。前は魚を買えば1匹丸ごと。逆に今言えば、切り身で販売しているということは、骨等が出ないということでもあります。あと、野菜にしてもカット野菜がコンビニとかスーパーに行っても売っていると。逆にキャベツの芯とかもごみとして出ないと。それで町でも助成しておりますけれども、家庭のごみ処理機、電気のやつ、あるいは高温抗菌でやるやつ等があります。

前も三川町で農協の堆肥センターに生ごみを持って行って、堆肥化ということで実験的にお願いをしたら、やはり腐らないということでありました。でも、今そのとおりの量が減っておりますので、ごみ処理機でしたものを持っていけば堆肥と混ぜても、農協で作っている畜産の糞、あるいは籾殻等と合わせれば堆肥化になるのではないかと。逆に一般家庭であっても、家庭のごみ処理機を毎日動かしていれば毎日のごみの量が減って少なくなります。家庭菜園等、プランターに利用すれば、自分の家で自分の食べるもの、無農薬や有機栽培のトマトやししとうなど、いろんなものが一般家庭でもできるわけでありまして。そういう啓発等を行って、循環型、一般家庭の人もこういうものを作れば農産物ですので、そういう考えはどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問の大きなところについては、循環型農業振興ということでございまして、その視点でいろんなものを、ちょっと勉強させていただいております。長井市のレインボープラン、先進的な事例ということでございましたが、その中でやはり評価されるのは、家庭から出る生ごみを有効にしようというような啓発がなって、そういう意識が高まっているという部分は、大変高い評価でございました。ただ、循環する上で、その生ごみを堆肥にする、そこにコストがかかります。施設も必要になります。できた堆肥を農家の方が使って生産物、野菜等を作り上げると。そうすると、それを販売する際に、一般で販売されているものと価格が思った程違いが出ないといったことで、循環型の、こちらの生産販売の方がなかなか上手くいかないという課題もございました。

20年前に三川町でも、今の堆肥センターを使った実験をしております。実際にはなかなか課題はあるものの、可能性としてはできなくはないというような判断でございましたが、今現在ないところを見ると、やはりそれには多額の投資が必要になってくるといったこともあつての現状かと思えます。ですので、町長から答弁ありましたとおりの、いろんなものについては有効性もありますので、今後も研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 私提言いたしまして、保育園、前は「よこやま」でしたけれども今は「みかわ保育園」に、高温抗菌の生ごみを処理する機械が導入され、それを園では土に返して、そこでじゃがいもを作って、それを食べているという状況が生まれました。そのように、今家庭ごみの素材が少なくなっておりますので、この処理機で処理したごみならば、先程言ったとおりの一般家庭、あるいは一緒に出せば堆肥センターに持って行って、前と違って

まるつきり生でもありませんので、良い堆肥ができて、それを普通の農家に還元するという
ことで循環型農業が可能と思われまますので、その辺、今回長井市の方を勉強してくれました
のでそのように。

ただ、長井市の場合も認定農家が、20年前と比べると44件から20件に減ってしまった
という現状もあります。その辺のリスク等、やはり考え方もありますので、生ごみ出す方
もやりやすい方法、受ける方も受けやすい、農業に結びつけた方策を検討していただき
たいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって散会
とします。

(午後 3時20分)

平成30年第2回三川町議会定例会会議録

1. 平成30年3月13日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員	10番 小林茂吉議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

7番 田中晃議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
本間明 総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子 町民課長	菅原和子 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
遠藤淳士 環境整備主幹	高橋誠一 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹
和田勉 監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長 吉田直樹 書記 五十嵐章浩 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 8 日 3月13日(火) 午前9時30分開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告
(予算審査特別委員会委員長報告) |
| 日程第 2 | 議第 15号 | 三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議第 16号 | 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議第 17号 | 三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議第 18号 | 三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議第 19号 | 三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議第 20号 | 三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 8 | 議第 21号 | 三川町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議第 22号 | 三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議第 23号 | 三川町国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議第 24号 | 三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議第 25号 | 三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議第 26号 | 三川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議第 27号 | 三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議第 28号 | 三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の |

日程第16	議第 29号	ための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について 三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議第 30号	三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議第 31号	三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第19	議第 32号	三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議第 33号	三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	三川町議会議員の派遣について	

○ 閉 会

○議長（小林茂吉議員） これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、「予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告」の件を議題といたします。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 予算審査特別委員会付託事件の審査について報告いたします。

予算審査特別委員会付託事件の審査報告書

1. 開会の日時及び場所

平成30年3月6日午後3時12分から3時18分まで、9日午前9時30分から午後3時22分まで、12日午前9時30分から午後3時24分まで、三川町役場議場において委員会を開催し、審査を終了した。

2. 出席委員 3月6日 8名、3月9日 8名、3月12日 8名

3. 欠席委員 3月6日 0名、3月9日 0名、3月12日 0名

4. 出席要請者 三川町長 監査委員 教育委員会教育長 農業委員会会長

5. 審査事項

議第9号 平成30年度三川町一般会計予算

議第10号 平成30年度三川町国民健康保険特別会計予算

議第11号 平成30年度三川町後期高齢者医療特別会計予算

議第12号 平成30年度三川町介護保険特別会計予算

議第13号 平成30年度三川町農業集落排水事業特別会計予算

議第14号 平成30年度三川町下水道事業特別会計予算

6. 審査の経過

◎ 年長委員 芳賀修一 委員司会のもとに委員長の互選を行い、その結果、委員長に 芳賀修一 委員が当選した。

そのあと委員長のもとに副委員長の互選を行い、副委員長に 志田徳久 委員が当選した。

◎ 審査の方法は、委員全員により議場において慎重に審査を行った。

◎ その後、議第9号に対する修正案が 梅津 博 委員より提出され、各予算案について委員会としての結論を得た。

7. 審査の結果

◎ 議第9号に対する修正案を可決すべきものと決定した。

◎ 議第9号に対する修正部分を除く原案を可決すべきものと決定した。

◎ 各特別会計予算案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

本委員会においては、以上のとおり決定しましたので報告いたします。

平成30年3月13日

三川町議会予算審査特別委員会

委員長 芳賀修一 ㊟

三川町議会議長 小林茂吉 殿

以上であります。

- 議長（小林茂吉議員） 次に、少数意見の報告を求めます。
2番 志田徳久議員。
- 2番（志田徳久議員）

少数意見報告書

3月12日の予算審査特別委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第75条第2項の規定により報告します。

- 1 議第9号 三川町一般会計予算
- 2 意見の要旨

計画されている施設は、老朽化、耐震化の対応等、町民が豊かで輝く町を感じるため、また、人口増加策の施策でもあります。

今この事業計画が停滞すれば、他地域に遅れを取ります。住んで良かったと感じる三川町のためにも、委員会で可決された修正案に賛同できません。

平成30年3月13日

予算審査特別委員会委員 志田 徳久 ㊟

賛成者 佐藤 栄市

三川町議会議長 小林茂吉 殿

- 議長（小林茂吉議員） 委員長報告及び少数意見報告に対する質疑ではありますが、今回は議長を除く、全議員による特別委員会であり、審査中に質疑は、十分尽くされたと思っております。

で質疑を終結します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議 長（小林茂吉議員） まず初めに、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案及び修正案反対者の発言を許します。

次に、原案賛成者の発言を許します。

次に、修正案賛成者の発言を許します。

2番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 一般会計予算に対する修正案の賛成討論。修正部分にあたる子育て交流施設整備事業並びに同時並行で行われる桜木地区住環境整備事業においては、かねてより当局より丁寧な説明をいただいておりますが、去る2月20日の全員協議会の場において、事業費の大幅な増加と住宅開発における防災調整池の大幅な拡大等の説明を受けました。その時点において、3月議会直前での突如として大幅な変更の説明だと受けとめたところがあります。それを受け、この変更というものは、果たして町民の方々はどのように感じるだろうか。また、将来、町の子育て、住宅開発の核と言われている部分の大幅変更を知らず知らずのうちに了承して良いものだろうかと自身に問うたとき、やはり中立な目線で説明し、様々な町民の方々に考えを聞かなければならないと思ひ、自身のできる範囲ではありますが聞いていたわけです。

そうしたところ、情報周知の面で、まだまだ不足していると思うと同時に、財政面、運営・運用面、住環境面、衛生面等々、様々な不安が多く残っていると感じました。中には、これまでの経緯を踏まえた上でのお叱りの声もいただきましたが、最終的には皆さまより、より良い町にするための将来への負担や不安をできるだけ軽減するよう、より慎重に考えるべきといった言葉をいただきました。

私自身の一般質問において、施設に関して運営方針や運営方針策定に向けたスケジュールをお聞きしたわけですが、「31年度、当初予算編成時までには」という回答で、その策定メンバーや30年度中のスケジュールをお示しただけでなかったわけです。将来において、施設のランニングコスト、運営・運用、現施設との関連性等の問題や不安が払拭されないまま、事業推進となりますと、大いなる疑義を生じるものと思ひます。

また、桜木地区の住宅開発では、今でも下流域の住宅地が大雨時に水が溢れるという問題があることでしたが、今すぐ住宅開発を進めないと、他市町から先を越され、定住人口確保に支障を来すという観点ではなく、今住んでいる方々の安心を確保し、水害に強い地域づくりというものも起点とした、定住人口確保といった観点に立つことが重要だと思ひます。そのためにも、二丁排水の機能強化を盛り込んだ、排水路の改修を含めた排水対策を先に進めるべきであります。

また、開発方針のない単なる若者世代誘致型の大規模住宅開発は、10年後、50年後の空き家問題の起源になりかねません。同時に、防災自治等の様々なインフラ増大負荷によるトータルコストの拡大や、地域力低下による既存集落の衰退を引き起こすなど、負のスパイ

ラルに陥りかねません。町民の方々に対して、可能な限り施設の維持コストや運営体制、さらには運用。また、住宅開発の方向性といったところまでお示しいただき、負担を丁寧に説明し、不安を軽減したところで、事業推進に向かっていたいただきたいと思うところであります。

以上のことから、一般会計予算に対する修正案に賛成いたします。心を鎮め、深く考えるという意味での選考がいま一度一層必要ではないでしょうか。議員諸兄の賛同を求めます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから採決を行います。

各会計6件を一括して委員長報告が行われましたが、採決は区分して行います。

なお、念のため申し添えますが、議第9号「平成30年度三川町一般会計予算」に対する委員長報告は、「修正案を可決すべきもの」及び「修正部分を除く原案を可決すべきもの」として決定されております。

また、特別会計に対する委員長報告は、「原案を可決すべきもの」として決定されております。

初めに、議第9号「平成30年度三川町一般会計予算」に対する修正案の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 6名 不起立 2名）

○議長（小林茂吉議員） 起立多数であります。したがって、議第9号「平成30年度三川町一般会計予算」に対する修正案の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第9号「平成30年度三川町一般会計予算」に対する修正部分を除く原案の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8名 不起立 0名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第9号「平成30年度三川町一般会計予算」に対する修正部分を除く原案の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第10号「平成30年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8名 不起立 0名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第10号「平成30年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第11号「平成30年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求

めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第11号「平成30年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第12号「平成30年度三川町介護保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第12号「平成30年度三川町介護保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第13号「平成30年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第13号「平成30年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第14号「平成30年度三川町下水道事業特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第14号「平成30年度三川町下水道事業特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第2、議第15号「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただ今上程されました、議第15号「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号法」の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであり、その内容といたしましては、引用する条項にずれが生じたため、条文の整備を行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小林茂吉議員) これから質疑を行います。

9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 個人番号の利用の促進という意味での、上位法の改正に伴う改正ということで、中身については理解するものでありますが、この個人番号の利用の促進という面で、果たして利用が進んでいるのかという点について、町の認識を伺いたいと思います。

先の子算の中でも、数字としては個別のものは出てこないわけですが、電算業務委託というものの中に、28年度実績でこの個人番号関連の決算として900万円ほど使われているということで、町にとっても非常に大きな支出であります。国からも様々な支援は来ていると思いますが、こういった金額を使っている、支出している中で、この個人番号の利用の促進がなされているという認識が私にはなかなかないんですが、その辺の町の捉え方。それから、今後の対応について伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 個人番号の番号カード等の利用の促進に関するご質問でございました。まず、2月28日現在、個人番号カードが交付されている枚数につきましては、501枚というふうになってございます。2月末現在の人口で単純に割り返したパーセントで申し上げますと6.7%と、なかなかこの番号カードの交付には進んでいない。その要因というところですが、カードを持ったことによりまして、このメリットというものを、なかなか住民が感じられない。逆にこのカードの紛失等に関しまして、不安に思うところが大きいという部分があるのかなというふうに思っております。

この番号カードについては、マイナンバーの番号を示すのみならず、様々な付加価値を付けて利用できるというふうにはなっておりますけれども、そういった部分の開発といったものが国全体、また各市町村、各自治体の利用というものがまだ進まないというのも実態でございます。そういったものが進んでいって、持っていれば、安全さえ確保していれば便利だなというふうに感じられるようなものになっていけば、利用は進んでいくものであろうと思います。

端的に、コンビニ交付というものがございます。鶴岡市、酒田市、県内ではもう少し導入している自治体もございまして、そういった交付そのものもできるようになれば、さらにマイナンバーカードを取得しようといった方も増えるのであろうと思いますが、先程言いました導入することのコストというのが、大変大きいものとなっております。そういったことから、大きい自治体にあっては導入もできるわけですが、わが町のように小さな自治体にとっては、負担の方が大きいということで、なかなか導入に踏み切れないというのも事実でございます。

今後徐々にではありまじょうが、それぞれの利活用ができる場面が増えることによって、住民も交付を受けるということに繋がるものというふうに感じているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 他にありませんか。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第15号「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第15号「三川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第3、議第16号「公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第16号「公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、一般職における再任用職員を公益法人等に派遣できるようにするための条例改正、及び関係法令の改正に伴う条文の整備をいたしたく、提案するものであります。

その改正内容といたしましては、三川町職員の再任用に関する条例に基づいて再任用する職員を、社会福祉協議会等の公益法人に派遣できるようにすることで、法令により義務付けられている再任用職員の人事管理を、柔軟に行えるようにするものであります。

また、地方公営企業労働関係法の題名改正に伴い、この法令を引用している条文の整備を行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 再任用職員は今までおられなかったということですが、これからの可能性を含めまして、再任用職員の派遣というのは必要と思いますので、原案には賛成いたしますが、ここにある「公益的法人等」というふうにありますますが、今公益的法人の一つとして、社会福祉協議会というふうにありますけれども、公益的法人等の他の公益法人、派遣できる法人については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 現在の法律の中で、地方公共団体がその施策の推進を図るために、人的援助を行うことが必要である公益的法人等の業務に専ら従事させることができると法律の中でされております。そういった意味では、本町においては、今議員がおっしゃるとおり社会福祉協議会に現在も派遣しておりますし、今後もそういった可能性があるので、今回再任用職員についても、その対象としていくということでございます。

それ以外については、例えば町内であれば、社会福祉法人けやき等が対象になろうかと思
います。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 公益的社会法人ということで、再任用でありますので、公務員の方
が65歳の年金を貰うまでの間に採用しようということでもありますけれども、現在そういう
ものに行きたいと希望されているのは何人くらいいるのか。

また、採用することによって、町民へのメリットはどういうものを考えているのか、教え
てください。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 再任用の希望者でございますけれども、28年度までの定年を
迎えた方については、任用の申し出がなかったわけでございますが、29年度に退職される
方の中から、2名の方から希望をいただいております、選考委員会を経まして、30年度
に短時間の再任用職員として任用することを計画しております。

任用についての町民のメリットということでございますが、基本的には、先程議員からも
ありましたとおり、定年後65歳までの間の雇用の確保ということで、国の制度としてこの
再任用職員制度が設けられたものでございます。そういった意味では、この経験あるいは知
識を持ち得た職員を、短時間ではございますけれども、非常勤という形で迎え入れることで、
行政サービスの向上に繋がるものと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 今同僚議員からもありましたけれども、公益的法人等というこ
とで
すけれども、今まで従来、田田、なの花ホール等、運営が指定管理者とか、いろいろ変わっ
てきたわけでありまして。それで、こういうものに運営が該当すれば、なの花ホール、田田等
を含めたものも該当になるということでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） みかわ振興公社につきましては、「株式会社」でございま
すの
で、「公益法人」には該当しませんので、あくまでも「公益法人」という形での法人格を持
った組織でございます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから議第16号「公益法人等への職員の派遣等に関する条例の
一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第16号「公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第4、議第17号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第17号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、人事院規則の一部改正に伴う条文の整備、及び職員の特別休暇承認基準等の一部を改正いたしたく、提案するものであります。

その改正内容といたしましては、第8条の3第1項に規定する小学校就学の始期に達するまでの子の範囲に、職員が監護する特別養子縁組の子、及び養子縁組里親である職員に委託されている児童、その他これらに準ずる者を追加するものであり、この一部改正に伴い、第8条の3第4項において引用条文の整備を行うものであります。

また、別表第2特別休暇の承認基準の改正につきましては、職員の結婚休暇、及び盆等の諸行事のための休暇取得について、その行使要件を緩和するとともに、盆等の諸行事のための休暇を現行の3日から5日に拡充し、さらに、25年以上勤務する職員に対して一度に限り付与していた5日の範囲内の休暇については、これを廃止することとしたものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 質問させていただきます。

職員の休日が増えるということでもありますけれども、定員適正化という中で、職員数が定められている中で、休日が増えることによって、他の業務への支障、また、職員への影響等が考えられないのか。どのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ただいま鈴木議員がおっしゃられたとおり、職員数が限られている中で、なかなか休暇取得が難しい状況にはございます。現在3日間ではございますが、やはりその3日間、基本的には原則として連続3日間ということもございますので、それを取るためには、係内あるいは課の中で調整をして、ようやく取得している状況には確かにございます。

そういった意味もあって、今回の条例改正にあたりましては、基本的には連続する5日を取っていただきたいということで制定をいたしますが、その職場の特殊性、係員の人数が少ない状況の中では連続は無理ですので、1日を単位として取ることもできるように規定したところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 業務への影響ということで、人員の増員等といった考えはなかった

のか。お聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 人員の増加に関しましては、特に現在、2期目の定員適正化計画を進行中でございますので、その中で定めた人員でございます。休暇の増を理由として、人員を増すというのは、やはり考え方としては意の異なるものでございますので、そういった面での検討はしていないところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第17号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第17号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第5、議第18号「三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第18号「三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律、及び人事院規則の一部改正に伴う条文の改正をいたしたく、提案するものであります。

その改正内容といたしましては、法律及び規則の改正に伴う条文の整備をそれぞれの条において行うとともに、法律の規定により条例で定める必要のある者の範囲や、特別の事情を追加して規定するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては所管の課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 所管の課長より説明を求めます。
本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） それでは、細部につきまして、私からご説明申し上げます。

まずは、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

アンダーラインを引いてあります部分が、改正の部分でございます。

第1条につきましては、法令の改正に伴い、条文を整理するものであります。

第2条につきましては、条文の整備とともに、育児休業法第2条第1項により、条例で定める者を追加して規定しているものであります。

次に、2ページをお開きください。

第3条につきましては、育児休業法第2条第1項、ただし書きの条例で定める特別の事情を明記して追加したものであり、3ページの第4条については、育児休業の期間の再度の延長できる特別の事情に保育の利用を申込みしているものの、保育所における保育の実施が行われないことを、再度の延長ができる要件に追加したものであります。

次に第9条につきましては、定年等に関する条例の規定により、期限を延長された職員を追加したものであります。

4ページの第10条につきましては、育児短時間勤務終了の翌日から起算して、1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情を追加し、4ページから5ページに渡る第11条については、条文の整備を行うものであります。

次に、5ページの第16条につきましては、育児短時間勤務職員の給与条例の特例を追加したものであり、6ページの第20条については、介護時間の承認を受けている職員についてを追加して、規定したものでございます。

以上でございます。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから議第18号「三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第18号「三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） お諮りいたします。日程第6及び日程第7、以上2件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6及び日程第7、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

日程第6、議第19号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件、及び日程第7、議第20号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部

を改正する条例の設定」の件、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今一括上程されました、議第19号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」、並びに議第20号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、山形県人事委員会の勧告等により職員の給与を改定いたすものでありますが、その内容につきましては一般職の職員の勤勉手当を年間で0.1月、扶養手当を月額で400円引き上げるものであり、特別職の職員の期末手当に係る支給率についても、一般職に準じて引き上げるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては所管の課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 所管の課長より説明を求めます。

本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） それでは、細部につきましては、私からご説明申し上げます。

山形県におきまして、県職員と民間との給与の正確な比較を行うため、人事委員会と協働して、職種別民間給与実態調査を実施したところであり、その結果、民間給与との比較で、公務員における期末勤勉手当が、民間の年間支給月数4.45月より0.1月下回ったことから、人事委員会においては、勤勉手当を0.1月引き上げる勧告を行ったところであり、扶養手当につきましても、子に係る扶養手当を月400円引き上げる勧告が行われたところであります。このことを受け、本町におきましては、県人事委員会の勧告に準じて、勤勉手当及び扶養手当を、平成29年4月1日に遡及して引き上げることとし、特別職の職員の期末手当に係る支給率についても、一般職に準じて引き上げることとしたものであります。

それでは、提案しております議案について、ご説明申し上げます。

初めに、議第19号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてであります。第1条につきましては、勤勉手当の支給割合を年間で0.05月引き上げるものであり、附則で平成29年4月1日に遡及するため、平成29年12月期の期末手当として支給するものであります。

また、第2条につきましては、平成30年以降の期末手当の支給割合を定めるものであり、現行の支給割合を6月及び12月において、それぞれ0.025月引き上げるための改正をいたすものであります。

次に、議第20号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」についてであります。まずは新旧対照表をご覧ください。

議案第1条につきましては、条例第26条の条文の一部を整備するとともに、一般職の職員の勤勉手当を、年間0.1月引き上げるというものであります。再任用職員以外の職員について、12月期の勤勉手当の支給月数82.5/100を92.5/100とし、再任用職員について

は、40/100を45/100に改めるものであります。

なお、この条文による改正は、附則により平成29年4月1日に遡及するため、平成29年12月期の勤勉手当として支給することとなるものであります。

次に、議案第2条につきましては、平成30年以降の勤勉手当の支給割合を定めるためのものであり、再任用職員以外の職員については、6月及び12月において、現行の支給割合をそれぞれ0.05月引き上げ、再任用職員については、6月及び12月において、現行の支給割合をそれぞれ0.025月引き上げるための改正をいたすものであります。

次に、議案第3条につきましては、一般職の職員の子に係る扶養手当を、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に限り、現行の8,000円を8,400円に引き上げて支給するものであります。

以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） ただいまの説明にあったように、県人事委員会の動きに合わせてということで、ある意味、今までどおりの順調といいますか、当然やるべきことかなと思ったところでございます。

どこだったか忘れてはいたけれども、財政難によって、職員の給与も含めて、特別職あるいは職員も含めた給与の引き下げということをやった自治体もあったようでございます。ある意味、こういった順調な給与改定というものができるといことは、財政面で、今三川町は上手くいっているということの証だと思います。

そこで伺いますが、国の国家公務員との比較、ラスパイレス指数については、どのような状況になっているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ラスパイレス指数につきましては、現在、平成28年の決算の伴う状況で、県内でも下位の方に準じているものでございます。今回の給与改正につきましては、すでに他の自治体では、12月に間に合わせて行ったところもございまして、1月、2月の臨時会で、これを上程したところもあって、多くの自治体で給与の改正がすでになされているようでございます。その内容については、県の人事委員会にすべて準じておりますので、29年、この改正に伴ってもラスパイレス指数がそう大きく上がるという見込みではない状況にあります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 私は過去においても何回か申し上げた経緯がございます。職員の給与基準というものが、今後この新しい職員、優秀な職員を獲得するための一つの大きな判断基準になっていくのかなと思っております。町自治体の運営そのものは、やはり職員の力があってこそであります。そういった意味からすれば、今まで人事院勧告、あるいは人事委員会の答申というものに、ある程度沿った形での給与の引き上げというものはなされてきたわけですが、これを改善するためには、それを上回る引き上げ、改善というものが求め

られてくるのかなと思います。

他の自治体との競争という意味合いもありますけれども、町自体の今後の自治体としての運営を順調に進めるための施策、戦略としてのこの給与の引き上げについて、当局ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 魅力ある給与体系によって、職員の確保というよう
なご質問であったかと思いますが、基本的には給与法そのものを変えることは、なかなか難しい状況になります。特に、このラスパイレス指数につきましては、職員個々の年齢、あるいは学歴、職歴に応じたもので指数が変わってくるものでございますので、基本的には職員そのものを、処遇をどのようにしていくのかということが一番大きな点では考えております。

そういった面では、現在2年目となっています人事評価制度の中で、そういった昇給制度もございまして、そういったものを活用しながら給与体系の見直し、職員の処遇の改善を図っていく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 19号、20号を含めてでありますけれども、この数字を見ますと、上がるものと下がるもの、上がるものの方が多いみたいですが、あるようです。最終的に、財政的にどのぐらいの負担となるのか。

また、これが変わることに於いて、分からないので聞くんですが、地方交付税の基準となります基準財政需要額が上がったり下がったりする場合、当然そういうものも関係するのかなと思います。そういうのに関係するとすれば、上がることによって国の補てんも受けられるのかなと思いますけれども、具体的にどのぐらいの上がり下がりがあるのか。それから、国の補助は関係するのか。教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 今回の条例改正に伴っての人件費の関係については、議案書の19ページに給与費明細書を付けております。この中で、特別職については、今回29年度の改定に伴って、比較といたしましては、期末手当について、年間で11万8,000円の増。一般職については、職員手当含めて329万1,000円の増ということで、議案書の方にも掲載し、すでに補正予算として議決いただいたところでございます。

地方交付税につきましては、基本的に基準財政需要額で算定されておりますので、前に町野議員からもありました類似団体の比較等もございましたが、標準的に財政を行うための需要額として、算定をして交付税算定になりますので、その自治体が、どのような給与の改正をしたかというのは、直接響くものではございません。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 先程の条例改正の中で、職員の休暇が増えるということと、増員は見込まないというお話でありました。そのことによって、非常勤または臨時職員への負担等も増えるのかと思われましても、そちらの処遇については、どのようにお考えか。お聞

きしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 今のご質問については、職員数が変わらない中で、臨時非常勤職員をどのように処遇していくのかという話だと思いましたが、これにつきましては、平成32年4月1日から国が制度として、改正地方公務員法による会計年度任用職員という制度が始まります。前にも説明いたしましたが、それに合わせて本町においては、30年度から移行措置として現在の嘱託職員、あるいは臨時職員を一般職非常勤職員として位置づけいたしまして、基本的にこれまで日額であった賃金を月額制に変えるというような形で、安定して給料という形でのお支払いができるように制度を改正していこうと考えております。

これについては、まず30年度は庁舎内から三川町公民館の職員を対象としておりますし、31年度においては、学校、保育園・幼稚園施設の一般職非常勤職員も対象として、処遇の改善。特に賃金の見直しを含めながら、必要な人員の確保を図っていきたいというふうに考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 人事委員会勧告に準じてということでの改正ですが、今の情勢の中で、給与が上がるという勧告が出ているので、上がるのは分かるのですが、一部率が下がっているのがありますけれども、それはどういう理由なのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 条文の中では、率が下がっているというふうにご覧になれるかと思いますが、基本的には遡及をしているものですから、29年度については、その改定分を一度で、12月1回で措置をします。30年からは、6月と12月に分けるものですから、最終的に年間を見れば同じなんですけれども、その1回だけを見ると下がるように見える形でございます。

例えば、特別職につきましては、29年度の6月が1.530月、12月が1.675月ということで、プラス0.05月増やすわけでございます。それを30年度は2回に分けて増やしますので、6月が先程1.530月だったものを1.555月、12月が1.650月、どちらも0.025月数を足して、年間では0.05月になるものでございます。そういった意味では、遡及したものをそのまま上げておくと、次の年はさらにプラスになってしまうものですから、一度下げて支給をするというような、ただし、年間では特別職も一般職も同じ率の引き上げになるような形の今回の条例改正になります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから採決します。

ただいま上程案件2件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

初めに、議第19号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第19号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第20号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第20号「三川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 暫時休憩します。(午前10時29分)

○議長(小林茂吉議員) 再開します。(午前10時50分)

○議長(小林茂吉議員) 日程第8、議第21号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただ今上程されました、議第21号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、総務省で示しております「市町村税条例の例」に準じた形式に改正いたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、本町の税条例は、基本的に総務省で示しております「市町村税条例の例」に準じ整備してきたところではありますが、本町として不要な条項については除いたものとなっており、また、その状態で長年改正を重ねてきたことから、相当の条ずれが生じているところであり、今般、総務省の示す例に合わせるものであります。

なお、細部につきましては所管の課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林茂吉議員) 所管の課長より説明を求めます。

五十嵐町民課長。

○説明員(五十嵐礼子町民課長) それでは、私から三川町税条例の一部改正の内容等について、説明をさせていただきます。

まず三川町税条例に関しましては、これまで年に1回から数回の改正を行っているところではありますが、総務省で示しております市町村税条例の例と条番号がずれていることから、その改正作業については、相当な事務量となっているところであり、今後の改正作業等を考えて、改正をさせていただくものであります。これにより、基本的に総務省で示しておりま

す市町村税条例の例に準じ、条番号を同じにするもので、字句や表現を改めている箇所もありますが、内容的には一部を除きまして、変更はないものであります。

なお、この改正につきましては、総務省で示しております条例の例と同じ条項とするため、本則のすべてを改正しており、全部改正と同様の改正ではありますが、附則を生かす必要があることから、一部改正となっているものであります。

また、通常お示ししております新旧対照表につきましては、省略させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、第5条をご覧ください。

第5条は「削除」と表記されていますが、条例の例においても「削除」としているものであります。

次に、第32条をご覧ください。

第32条も「削除」と表記されております。条例の例では、個人町民税、均等割の税率の軽減を規定する条文となっておりますが、本町においては、個人町民税の均等割の税率の軽減は行っていないことから、「削除」と表現しているものであります。

この第5条、第32条以外についても同様に表記し、条例の例と同じ条番号になるようにしております。また、条例の例と同じ条番号に改めましたことによりまして、各条文で、それぞれ引用しております条番号も当然に改めたところであります。

次に、第142条の入湯税の課税免除をご覧ください。

先程内容的に一部を除きましてというお話をさせていただきましたが、その箇所がこの142条になります。

今回具体的には、142条の第3号から第5号の部分になります。まず改正前の第4号が、「特に町長が必要と認める者」と規定されておりましたが、これを第5号に繰り下げて、なお、表現を「前各号に掲げる者のほか」と改めたものでございます。

次に、改正前の第3号であります。第3号につきましては、「義務教育就学中の生徒で、教職員が引率した者及び引率する教職員」と規定されておりました。この規定を第3号と第4号に細分化いたしまして、また対象等について、より具体的に規定したものであります。この規定条文につきましては、近隣の市町村と同様の表現、内容とし、同じ、仮に大会等への出場参加に伴う宿泊等であった場合、同様の取扱いができるように改正したものでございます。

次に、最終のページの見開きの右側の一番下が、附則の第6条になってございます。三川町農業集落排水事業・小規模集合排水処理施設整備事業受益者分担金徴収条例の一部改正でございまして、この条例におきまして、税条例を引用していたところでございまして、この度の税条例の改正を受けまして、条文の整備を行ったものであります。

最後になりますが、税条例を引用しております関係規則等につきましては、所管課に連絡をいたしまして、改正作業についてお願いしているものであります。

以上でございます。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

9番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ただいまの説明ですと、これまでは年1回から複数回の改正で対応をしてきたということでありました。今回は条ずれでの全面的なといいますか、こういった制定になったということでしたけれども、当局内部では、どの時点で全面的に制定していこうと、改定していこうとといいますか、今の総務省の状況に合わせていこうというふうに検討されてきたのか。その他にも、この三川町税条例以外の条例に対しましても、そういった状況が生じてきているのかどうかというところを、まず1点お聞きしたいです。

○議 長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 税条例につきましては、改正作業をしている中で、先程も言いましたが、大変事務量的にも困難と。また、条ずれを生じていることから、間違いやすさ、チェックのしにくさというのが、今までも話に出ておりました、直したいと、改正したいという言葉は出ておりましたが、なかなか他の上位法の改正等を受けての改正が入りますと、なかなか単純な作業ではないものですから、できないという状況がございました。

予算要求、この作業については、専門的な知識も必要ということから、今回委託をさせていただいて、職員も当然にチェックをしながらという作業でございましたが、この改正のない時期にしたいということで、狙っていたのは事実でございます。幸い29年度におきましては、税条例の改正、地方税法との改正等を受けての改正が、先の6月に専決したもののみでございましたので、そういった困難性もなく、この条例の例に合わせる改正のみという形で、向かうことができたところでございます。この改正につきましては、数年前からの課題ということで、29年度に取り組んだというものでございます。

条例の例というのが、なかなか税に関しては複雑だということで、総務省の方で示しております。そういったことから、今回改正をお願いしたものでございますが、他の条例に関しまして、必ずしも例といったものが示されていないものもございまして、ということで、今回については、税条例についての改正をお願いさせていただいたということでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） 入湯税について伺いますけれども、142条の第1号は今までと同じですよね。中学生以上から入湯税をいただくということになっておりますので、それで、第3号も今までと同じで、第4号が追加というような説明だったというふうに理解しておりますが、それでいいのかどうか。

それから、教育法。それから、大会等の中に、大人、選手だけではなくて、監督、役員、報道陣まで書いてありますが、その区分け方というか、一般に入って来られても見分けがつかない部分がありますので、その辺の手立てをどういうふうに考えているのか、伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 改正前の第3号であります。先程も申し上げましたとおり、義務教育就学中の生徒でという、その限りでございました。それ以外にも、今回改正した内容等に合致したようなものがあつた場合の取扱いですが、改正前の第4号で、「特に町長が必要と認める者」ということで対応してきたところがございます。

今回の改正によりまして、第3号では、中学校、義務教育学校等に加えまして、高等学校、また中等教育学校、特別支援学校等といった文言も入れまして、明確にその対象というものを表させていただいたところでございます。

この第3号、第4号につきましてですけれども、こういった明確に対象者として分からない場合がございます。そういった場合については、課税免除の申請書を出していただくと。仮に、山形県総合体育大会の出場のために宿泊するというのであれば、その大会実行委員会等からの申請書をいただくということで、宿泊人数等についても当然ですが、申請書の方に明記いただいての申請をいただき、その書類を持って審査を行い、課税免除の決定を行うということになります。

○議 長（小林茂吉議員） 8番 成田光雄議員。

○8 番（成田光雄議員） 表記の関係だけを伺いますが、この議第21号の今の税条例の改正の中身について、次の3条の第4号についてでありますけれども、こちらの方では、「町たばこ税」というふうな記載になっておりますが、町の税条例を見ても、「町たばこ税」というふうな記載になっております。ところが、その一方で、予算書など諸々を見ますと、「たばこ税」と、そういうふうなのは合わせなくても別々でもいいのだと、そういう理解でいいのかどうか。お知らせ願います。

○議 長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 確かに第3条の第4号になります、「町たばこ税」というふうに表記されております。3条の第2号については、これまでも同様に「町たばこ税」というふうに表記していたものと思われまして。ただ、予算書との兼ね合いについては、明確に現在お答えできませんので、確認させていただきたいというふうに思います。

○議 長（小林茂吉議員） 8番 成田光雄議員。

○8 番（成田光雄議員） この表記の仕方は、予算書の所管は総務の方になるのかなと思しますので、もし、そちらの方の見解がありましたらお願いしたいと思します。

やはり「空き家」の問題で、「き」が抜けたりして、いわゆる「空家」となっておる問題もありますし、それは統一されてやっていると。そういうことは以前の会議、議会でもそういう答弁になっておりましたので、その辺をある程度の整合性を取った方がいいのではないかと、こういうことでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 予算書の歳入のそれぞれの款・項・目につきましては、基本的に総務省が示す予算書の調製に基づいて行っておりますので、私どもとしては、全国統一されて行っているものだというふうに認識しております。

ただ、先程確認すると申し上げておりましたので、そういった意味での確認は、税条例との整合性という形での必要かどうかは、確認させていただきたいと思します。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） かなり膨大な条例の改正です。改正は一部としても条ずれ等、全体を直したということですが、今のお話で、どうやってこの事務作業を行っているのかなとい

うふうに思っておりましたら、一部委託したという話がありました。よろしければ、どうい
うところに委託するのかということと、条例改正の場合に、独自に町の方で改正案を作る場
合と、それから委託する場合とあるように思うんですけれども、その辺の区分の仕方につい
て、お伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 今回委託をさせていただきましたのは、三川町の例規集を取
り扱っているのが、株式会社ぎょうせいでございます。そういったノウハウも十分にお持ち
ですし、本町の例規集に携わっているということで、株式会社ぎょうせいの方に委託しまし
た。

委託するかの区分の仕方はあろうかと思えます。このように膨大で、なおかつ複雑な改正
につきましては、やはり職員だけではチェックしきれないものがありますので、そういった
場合については、委託ということもあります。これまでも、過去におきましても、地方分権
に関わる条例、何本かに渡る条例への影響とか、そういった部分がございます、そういつ
た場合についても、委託をさせていただいたという経緯がございます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから議第 2 1 号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」
の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第 2 1 号「三川町税条例の一
部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第 9、議第 2 2 号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正す
る条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第 2 2 号「三川町国民健康保険税条例の
一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴
い、課税額の規定の改正を行うとともに、平成 3 0 年度以降、都道府県が財政運営の責任主
体として中心的な役割を担うこととされた制度改正に伴い、今般、県から示された納付金額
並びに標準保険料率等に対応した、国民健康保険税率に改正するものであります。

なお、本件につきましては、去る 2 月 2 3 日開催の三川町国民健康保険運営協議会に諮問
し、原案どおり答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） この件については、去る2月26日の全員協議会の中でも説明をいただきましたので、概要は承知しております。今回基金の中から1,000万円を取り崩しながら、なるべく変動の少ないような保険税の設定ということでやってまいりました。予算案についても可決になったわけでございますけれども、今後の見通しについて、そのときも若干聞いた経過もありますけれども、基金についても、残り2,600万円くらいということで、ここ1年、2年の中で、基金に頼らないような体制を作っていく必要があろうと思います。基本的に3方式への移行というものを軟着陸といいますか、スムーズに行うために、この1、2年で、どのような方針のもとで施策を展開していくのか。その辺を伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 今後の見通しということでございました。まずこの度の改正につきましては、平成30年度の改正、制度改正に伴う改正。また、これまで30年度は制度改正があるということで、ある程度税率については抑えてきたところでございます。そういった部分も加えての改正というふうになりました。ただ、やはり何度かシミュレーションをかけまして、税率の変動等を、また課税額への変動等を見てみますと、なかなか町民の理解というのは、負担の重さというのは拭いきれないということで、基金1,000万円の投入ということで、最終的に判断をさせていただいたところで。

今後の見通しは当然あるわけですが、30年度の運営状況を見ながら、なおかつ所得の変動等、被保険者の加入状況、そういったものが当然影響に出てきます。そういった動きを見ながら、31年度についても、場合によっては税率の変更というものを視野に入れながら、前へ進むという考えでございます。

3方式につきましては、県の運営方針でも謳っておりますので、そういったところで資産割を徐々に下げながら、全体の応能・応益割合の負担割合もある程度、正規のものに近づけながらということで、持っていかなければならないというふうに思っております。

ただ、30年度に基金1,000万円を取り崩しますと、残り2,900万円ということで僅かでございます。一番心配しているのが所得の状況ということで、今後の経済状況がどういったものになるかというものも心配しているところですが、まずは30年度の状況を見ながら、踏まえながら、31年度は改正なしということではなくて、改正も視野に入れながら、国保全体の運営を適正に保っていきたいと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 方針としては、私も同じ様に思いますし、今回の県一本化というものの動きの中で、ある程度の予測はされておりましたけれども、三川町については、県全体から見れば所得も高い。その代わりに国保の利用といいますか、平たく言えば病気にかかっていない町民が多いということで、利用も少なく済んだということで、言われたように保険税については、低く抑えられていたということだと思います。

町民への周知と申しますか、理解というものを、この1、2年の中で十分に行う必要があると思います。その中で、今までの状況、それから県の一本化の動き、なぜ必要なのかということ。それから、県全体で扶助し合う、そういった制度だという点。それらの結果、三川町としては、県の水準から言えば上げなければならないんだというような、そういった丁寧な説明と理解を求めていくということが必要かと思えます。でないと、基金に頼っているだけでは、基金自体も少ないということでありまして、当然、急激な負担の増というものは避けなければならない、段階的なものにしていかなければならないといったところで、そういった適正な負担の改正と申しますか、税額の改正をやるための準備としての、この1、2年の活動は重要だと思えますので、その辺についても、十分準備しながらやるべきだと思えます。その点どうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 国保事業に関しましては、これまでも広報、また、国保の被保険者等への通知等に、可能な限りいろいろな周知を行ってきたところです。ただ、今回の改正につきましては、大きな改正ということで、まず最初に4月15日で、この度の条例改正も含めまして、広報の方に掲載を依頼させていただきたいというふうに思っております。その後、7月15日国保の賦課という形になります。その段階におきましても広報。また、その後の被保険者証の交付時点でのパンフレット等の見直しをしながら、丁寧な周知を行っていききたいということでございます。

今議員からおっしゃられました、今後の見通し等も含めての周知ということの必要も、改めて感じたところでございますし、そういった部分での周知についても、十分意を配しながら行っていききたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） 国保の運営は、県の方が中心的役割ということで運営が任されるわけですが、町の方では今まで、いわゆる町民の意見ということで、国保運営協議会ということで、定員が条例の方に載っていると思えますけれども、それなりに各いろいろな層から入っていただいて、いろいろ協議を進めた経緯があるわけでございます。

この国保が県に移管になった場合、まったく県議会の方に、いわゆる決算書を提出して、それで終わりなのか。それとも、県民の意見を聞く場。いわゆる県の国保運営協議会みたいなのが、組織としてあるのかどうなのか。そして、組織があるとしたら、どういうメンバーで、どのぐらいの定数で考えていくのか。もし、分かればですけども、本来はそういう形が望ましいのではないかなと、私個人は考えるわけでありまして。やはり意見を聞く場がないと片手落ちと、そういうふうなこともなりかねませんので、もし、そのような組織が作られそうだと、そういうふうなことであれば、その答弁でもいいわけですが、やはり県民の意見も聞く場がないとだめなのかなと思えますので、その辺どうですか。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 平成30年度から県が国保の中心的な役割を担うということでございます。県におきましても国保運営協議会の方が設置なっております。その構成

ということでございますが、被保険者代表。あと、医師、薬剤師等の代表。そして、識見代表。さらには、国保の被保険者以外の他保の代表という構成といふふうに認識しております。

ただ、定員につきましては、把握をしておりますので、ご容赦いただきたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第22号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第22号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第10及び日程第11、以上2件を一括議にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10及び日程第11、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

日程第10、議第23号「三川町国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件、及び日程第11、議第24号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」の件、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今一括上程されました、議第23号「三川町国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定」並びに議第24号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第23号「三川町国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてであります。本案につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、平成30年度以降、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な国保運営の中心的な役割を担うこととされ、市町村における保険給付に要した費用等については、全額都道府県より交付されることとなったところであります。このことに伴い、本基金の名称を「三川町国民健康保険事業基金の設置、管理及び処分に関する条例」に改めるとともに、設置の目的、積立額等について改正するもの

であります。

次に、議第24号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」についてありますが、本案につきましても改正法の施行に伴い、都道府県において国民健康保険運営協議会が設置されることから、現在町で設置しております運営協議会の事務が、町において処理する事業に限定されたことから所要の改正を行うものであります。

なお、以上2件につきましては、去る2月23日開催の三川町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおり答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから採決します。

ただいま上程案件2件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

初めに、議第23号「三川町国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第23号「三川町国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第24号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第24号「三川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第12、議第25号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第25号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、70歳以上の外来療養に係る高額療養費の計算期間について、現行の月単位に加え、新たに年を単位とする高額療養費制度が創設されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第25号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第25号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第13、議第26号「三川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第26号「三川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律、及び法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、住所地特例の規定について、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が、後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることとなったことに伴う規定の整備であります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） 今の後期高齢者医療に関する条例の上位法の改正による条例改正ですので、その部分はあれなんですけれども、住所に関しての条例改正であって、後期高齢者医療に入っても以前と同じだよという解釈をしたのですが、それでいいのかどうか。

それから、この条例の改正によつての町民への影響というか、どのようなものが考えられるか。お知らせ願ひたいと思ひます。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） まずこの度の改正では、75歳で後期高齢者医療に移動するわけですが、これまでは住所地で後期高齢者医療に入ると。例えば、なの花荘に入所している方は、住所をなの花荘にもつてきておりますので、山形県の後期高齢者医療に入るといふのが当然でありました。ただ、4月1日以降になります、国保で住所地特例でなの花荘に入っている方が、仮に75歳になつたとする場合ですが、県内であれば、特に山形県の後期高齢者医療で変更はないんですが、仮にですが、新潟県の国保の住所地特例でなの花荘に入居していた場合、そういった場合については、今度は4月以降、新潟県の後期高齢者医療の方の資格を取得するということになります。

ですので、そういった方については、実際は今のところは、三川町にあつてはいらっしゃるかもしれませんが、ゼロではないといふことは言えるかと思ひます。そういったことで、住民にとっては、加入する保険者が県を跨いでといふか、住所地でなくなるということ、手続き等については、若干大変さが増すのかなといふ部分はありますけれども、そのようにまず4月1日以降は変わるというものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） 説明で理解しましたが、先程例で挙げました新潟の人が、今度新潟の方に入るといふお話でしたが、その時点で、例えばなの花荘にずっと入つていられるといふことなのかどうか。医療費の支払いだけがそういう形になるのかどうか。その点だけ願ひします。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） この住所地特例につきましては、必要に応じて施設に入所するということから、元の住所地の国保が、施設のある市町村の国保に加入すると、施設のある市町村の国保の財政を圧迫するということで、住所地特例が設けられているものです。

そういったことで、医療保険については、それぞれ元の住所地の国保または後期高齢者医療に入ることになるわけですが、施設入所に関しては、何ら影響のないものといふふうに理解しております。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第26号「三川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第26号「三川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第14、議第27号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただ今上程されました、議第27号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、介護保険法第117条に規定する本町介護保険事業計画に基づく平成30年度からの3カ年の第1号被保険者に係る保険料率の改定、及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な内容といたしましては、第5条の保険料率につきまして、介護保険法施行令第38条第1項各号に規定する第1号被保険者の区分に応じ、第1号から第9号にそれぞれ定める額に改正し、第7期におきましても、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料の額に改正するものであります。

さらに、第2号被保険者の介護サービス利用が増えていることから、その配偶者や世帯主の所得等を把握する必要性も高まっており、市町村の調査等の対象となる範囲を拡大するというものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林茂吉議員) これから質疑を行います。

2番 志田徳久議員。

○2番(志田徳久議員) 今回は介護保険法等の一部を改正ということですが、説明の中に、結構文章の書き換えがあります。例えば、8条では、「及び」を「又は」。そして、11条では「ヵ月」が「箇月」。あと、12条でもありますが、これはこの介護保険法等の一部が改正されたということで、これはその法律の文章がこうなっているから、町の条例も直したということでしょうか。

○議長(小林茂吉議員) 菅原健康福祉課長。

○説明員(菅原和子健康福祉課長) 今回町の介護保険条例を改正するにあたりまして、全体を見てみたところでありまして。このそれぞれの市町村の介護条例につきましては、国の方で介護保険条例の参考例というものを出示しておりますので、それを参考にしながら、この度、町の条例について見てみたところでございます。

議員がおっしゃいました「及び」と規定になっていたものを「又は」にした、その理由というところがございますけれども、介護保険法においては、保険料普通徴収という方法で徴収するような場合、第1号被保険者または世帯主、もしくは配偶者に通知する旨というような規定もございましたので、それに合わせたような形で「及び」という表現ではなく、「又は」という表現にさせていただいたところでございます。

また、「6ヵ月」を漢字の「箇月」に直したというのは、町の他の条例に合わせた表示にしたというところでございます。

あと、16条につきましては、法の改正で、先程の説明にありましたように、介護保険の被保険者と言いますのは40歳から64歳までの第2号被保険者の方も、一定の加齢を原因とする疾病で介護を要するような状態になった場合は、介護保険のサービスを使うことができるようになってはいるわけですが、第2号被保険者の利用の方が、三川町ではそんな多くなっていないわけですが、全国的に見ますと、第2号被保険者のサービス利用者が増えていると。そうしますと、今まで法の中で、市町村の調査権が及ぶというところが、第1号被保険者の配偶者や世帯主というところであります。

今まで介護保険の制度の改正もなりまして、例えば、施設に入所なさっていらっしゃる方の食費とか居住費の減免対象になるかどうかというところ、ご本人だけでなく、特別養護老人ホームに入所しますと、住所を施設に移すわけですが、世帯が離れた場合であっても、配偶者の資産状況とか課税状況とかというのも確認をしながら、その減免の対象になるかどうかというところを判断しますので、それがもし、第2号被保険者の方が入所した場合でも、その調査権が第2号被保険者の配偶者にも及ぶようにというような意味の改正でございました。これは法に基づいた改正でございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 今回の改正については、3年に1度の保険料の見直しということを中心に行われているという理解をしております。介護保険の事業については、言わばサービスを拡大していくと、保険料に関しては上がっていくと、そういったことがあるわけでございます。今回の改正については、賛成しますけれども、将来といたしますか、要するに2025年問題も含めまして、将来の介護のあるべき姿というものをどう捉えているかについて、伺いたいと思います。

国の新しい流れとしまして、自立支援型介護というものが、あちらこちらの自治体で進められてきていると。結果的に、介護状態から機能としては回復していきながら、保険料は下がっていくというような仕組みを実践している。具体的に申し上げます、例えば介護状態になったときに、転ぶと骨折して寝たきりになるということで、今までの常識ですと、家の中に手すりを設けながら、なるべく本人に優しい環境を作ることだったんですけども、その手すりを付けることによって、どうしてもそれに頼って自立をする意思が薄くなっていくという観点から、専門家の集まりの判断の中で、手すりは最低限にしながら自立して、身体の機能の回復を図るといった方向への介護というものが今出てきております。

代表的なところを言えば、埼玉県のとくろ市でありますけれども、そういった未来型といいますか、将来の高齢者の人口の急激な増加に対する、あるいは要介護の対象者に対する新しい介護の事業のあり方というものを、そろそろ準備する必要があるのかなと。ここに挙げられております地域包括ケアシステムの強化というものも合わせながら、やるべきかなと思いますけれども、将来に向けた方針について。現時点での考え方を伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 第7期の介護保険料につきましては、第6期から比べまして200円のアップというようなところで、低めに抑えることができたのかなと思っております。その要因につきましては、全員協議会のときにもご説明させていただきましたけれども、第7期の計画の期間中において、65歳以上の高齢者の方の人数ですけれども、第1号被保険者の人数は増えていきますけれども、そこを65歳から74歳までの前期高齢者、75歳以上の後期高齢者という区分で見ますと、この第7期の中では、前期高齢者の方は増えていきますけれども、後期高齢者の方は減っていくという高齢者人口の推計をしているところがあります。一方で、介護保険の認定率を見ますと、前期高齢者の方の認定率は、後期高齢者の方の認定率の、三川町の場合は、およそ1/10ということでした。ですので、第7期におきましては、認定者及び受給者につきましては、現状維持というようなところで見えています。

第7期につきましては、200円のアップで収まったというところでありまして、その第8期以降の計画期間になりますと、今度は平成37年には団塊の世代の方々が、皆さん75歳以上になられるということで、後期高齢者の方が増えていくわけです。そうしますと、今の認定率からいきますと、その介護を必要とする方。そして、介護保険のサービスの利用というところも増えていくというところが見込まれますけれども、介護保険では、介護あるいは予防給付という部分だけではなく、介護予防事業というところで、新たに地域支援事業というものが始まってから12年目になるわけですけれども、そこにより一層力を入れていくというところ。あと、介護保険法の目指すところは自立支援型、状態の悪化を防止して、また、できれば軽減をするというようなところで、27年度から地域ケア会議も自立支援型の地域ケア会議というものを開催しております。今のサービス利用から卒業できるかというような視点でのケア会議も実施しているところでありまして、そのように、これからはますます自立支援というようなところ。そのためには、介護予防になお一層力を入れていく、そして地域ケアシステムの充実を図っていきながら、いろんな関係機関と連携を取りながらやっていくというところが、なお一層重要なものになると受けとめているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 8番 成田光雄議員。

○8 番（成田光雄議員） 先程の提案理由の中の説明の中で、いわゆる配偶者の所得の調査拡大と。これはどの辺まで調査を拡大するのか。行政であれば、こういうことはすべて調べれば分かるわけでありまして、今までと違った調査の拡大があるのかどうか。あるいは、調査拡大する場合は、その方から何か誓約書なども貰ってやるのか。この拡大というのは、どの辺まで拡大するのか。お願いします。

○議 長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 先程も申し上げましたように、ご本人の課税状況とか収入の状況だけではなく、配偶者の方の状況を見て決定しているというようなところは、今現在も行っています。

拡大というのは、今まで第1号被保険者の配偶者、世帯主と規定していたものを、第1号

を外しますので、40歳以上の被保険者の配偶者や世帯主の方まで広げるといところでございます。三川町の中で、そういう方は今までいっしょらないといところですけども、例えば先程も言いました、施設入所の食費とか居住費の減額につきましては、課税になっているかどうかという他に、試算も見るといことで、通帳を持って来ていただいて、写しを取らせていただいているといところでございます。それが、もし対象者の方が第2号被保険者の方であれば、その奥さんの分も持って来ていただくこととなりますといような内容であります。

○議 長（小林茂吉議員） 今までのいろいろな質疑の中で、こうした条例の制定についての質問いろいろございますが、大局的な質問というよりは条文に重きを置いた質問に、なるだけ心がけるようお願いいたします。

○議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前 11時34分)

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 1時00分)
質疑を続けます。

1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 保険料率として具体的に、各所得に応じて数字が出ているわけでありまして。先程負担応力に応じた金額という説明がありましたけれども、低所得高齢者にとっては、重くのしかかる金額になるのかなといところでありまして。

文言の解釈の確認になるわけでありましてけれども、一番最後の行に、現行ですと、「被保険者及び連帯義務者への通知」といことで、2通の通知になろうかと思ひます。改正後にとっては、「被保険者または連帯納付義務者」といことで、1通の通知になろうかと思ひますけれども、収納率等に影響はないものかどうか。こういった理解でよろしいのか、確認したいと思ひます。

○議 長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 今までも納付の通知、普通徴収の通知の部分でございますけれども、ご本人についてのみ行っておりましたので、その通知書の中に、連帯納付義務は配偶者にもありますといような表現を指定していたわけですけども、一人の方について、2通納入通知書を出していたといわけではございませんので、納付率といひますか、それには、今回の改正は影響ないものと思ひているところでありまして。

○議 長（小林茂吉議員） 質疑はございませんか。
(なしの声あり)

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから議第27号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の

制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第 27 号「三川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第 15、日程第 16 及び日程第 17、以上 3 件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 15、日程第 16 及び日程第 17、以上 3 件を一括議題とすることに決定しました。

日程第 15、議第 28 号「三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件、日程第 16、議第 29 号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件、及び日程第 17、議題 30 号「三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件、以上 3 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今一括上程されました、議第 28 号「三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」について、議第 29 号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」について、及び議第 30 号「三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、厚生労働省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関係する三つの条例につきまして、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その改正の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議第 28 号については、医療と介護の連携の強化及び障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携等を規定するものであり、議第 29 号及び議第 30 号については、新たに創設される介護医療院、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員、及び認知症対応型共同生活介護における身体的拘束等の適正化等について規定するものであります。

また、議第 29 号については、共生型地域密着型サービスについても規定するものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（なしの声あり）

- 議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。
○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありますか。

（なしの声あり）

- 議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。
○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。
○議 長（小林茂吉議員） これから採決します。

ただいま上程案件3件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

初めに、議第28号「三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

- 議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第28号「三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

- 議 長（小林茂吉議員） 次に、議第29号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

- 議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第29号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

- 議 長（小林茂吉議員） 次に、議第30号「三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

- 議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第30号「三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する

条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第18、議第31号「三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第31号「三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備等に関する法律の施行により、居宅介護支援事業所の指定権限が平成30年4月1日に都道府県から市町村に移管されることに伴い、居宅介護支援等の事業の実施に関する基準等を定める必要が生じたことから、新たに条例を設定いたしたく提案するものであります。

その主な内容といたしましては、居宅介護支援事業所の設置基準や、その事業に係る人員基準等について、法律や省令に基づき山形県で定めていた例に倣い、本町においても同様に定めることといたしたものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 新しい条例の設定でございますが、許可に関する権限が県から町に移譲されたということでの新しい設定と。説明の中では、県条例に倣いということでしたので、間違いのないものと思っておりますが、若干確認したいと思っております。

この居宅介護というものが、これからますます多くなるのかと思っておりますけれども、どのような規模ということになるのか。人員に関する基準の中で、介護支援専門員を置かなければならないということですが、どのぐらいの割合で必要なのか。例えば、スタッフ10人ぐらいの中に、この資格を持った人が1人でいいのか。そういったような、要するに、必要の条件といたしますか、その辺を確認したいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 今回県から町の方に移管になりました、指定の権限の内容ということにつきましては、居宅介護支援とありますので、要介護の認定を受けられた方が、居宅サービスを利用するときに適切なサービス、その方の状態に合った適切なサービスを作成する介護支援専門員「ケアマネージャー」を抱える事業所の指定を、県から町に移管になるというものでございます。

例えば、居宅サービス。訪問介護だとか通所介護だとか、あとは施設サービス、特別養護老人ホーム等、そういう直接のケアプランでないサービスの事業所の指定につきましては、居宅サービスにつきましては、引き続き、県の方で指定をするわけですが、そのケアプランの作成をする事業所の指定というような部分が、県から町に移管になったということでございます。ですので、要介護認定を受けている方のケアプランの作成をするということが出来る人は、介護支援専門員しかいないわけですので、その介護支援専門員1人以上を

配置するというようなことになります。

- 議 長（小林茂吉議員） 他にありませんか。
- 議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。
- 議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

- 議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。
- 議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。
- 議 長（小林茂吉議員） これから、議第31号「三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定」の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

- 議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第31号「三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。
- 議 長（小林茂吉議員） 日程第19、議第32号「三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

- 説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第32号「三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、都市公園法施行令により規定されております公園施設の設置基準の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正いたしたく、提案するものであります。

その改正内容といたしましては、従来、全国一律に50/100を上限として定められておりました「都市公園内の運動施設の敷地面積率」が、各地方公共団体の条例で定めるように改められたことを受け、本町の都市公園についても、その基準を設けるものであります。その「都市公園内の運動施設の敷地面積率」については、国と異なる基準とすべき特段の事情がないことから、これまでどおり、国の基準である50/100を上限とする規定を追加するものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。
2番 志田徳久議員。

- 2番（志田徳久議員） 三川町の所有の公園が8ヵ所あるわけですが、この都市公園法によって、一番大きいので袖東公園があるわけですが、逆にこれは上限ですので、あれを運動場、50以上にはやってはならない。逆に言うと、それ以下なら運動施設を設けなくてもよいという解釈でよろしいのでしょうか。

- 議 長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

- 説明員（黒田 浩建設環境課長） 今回の改正の条例案につきましては、三川町の都市公園条

例でありますので、都市公園に規定されております本町の都市公園は3カ所でございます。

「対馬公園」「袖東公園」それから「赤川河川緑地ふれあい広場」この3カ所についての規定でありますので、その他の公園については、この規制の上限を適用受けるものではありません。

それから、運動施設の上限を設定した場合は、現在の袖東公園におきましても、現在の50/100を上回っているものはございませんし、今後開発を予定されております赤川河川緑地ふれあい広場においても、全体面積のうち運動施設に位置づける敷地面積率は、やはりこの50/100以内の計画となっております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今かわまちづくり等でやっているわけですがけれども、計画はそのようですがけれども、住民要望で、例えばゴルフの打ちっぱなしの要望等があった場合、それは運動施設等になるのではないかと思われませんが、そういう場合もやはり50/100以下にやって、この運動施設は設けないという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 従来国の方で50/100を上限として定められておいた趣旨としましては、都市公園がその基本的な役割を果たすために、広場や散策路等などの自由に運動できるオープンスペースを確保する必要があるということで、一定の制限を従来設けてきたところでありますので、そういった新たに住民要望で都市公園施設として設けたものに、50%上回るものをどうしても整備しなければいけない場合は、今後条例改正が必要になってくると思われま。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 都市公園法の規制が今まで50/100ということでありましたけれども、これは今まで国でそういうふうなことで決めて、特段変える不便がないということでありましたけれども、変えるのは各地方自治体の自由なんですか。80/100でもいいし、10/100でもいいとか。町で決められる範囲というものは示されているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 改正後の都市公園法施行令第8条の規定でありますけれども、その中では、運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、50/100を参酌して、都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合。国の設置に係る都市公園にあつては、50/100を超えてはならないということで、そういった国の基準を参酌して、定めるということだけが謳われておまして、実際に他市町村、県外等の条例改正を見てみますと、50/100を超えているところもあるようでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 他市町村では、それを超えているところもあるということでございましたけれども、その場合、超えたからといって、国からのいろんなペナルティとか、そういうものもないのでしょうか。

また、超そうと思った、大きくしておけば、制限を少なくしておけば使い勝手はいいわけ

ですので、その辺は考えられなかったのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 法改正の趣旨が、やはり各自治体の裁量で自由に設定できるというところでありますので、そういった従来よりも率を上回る整備を計画しているところについては、そういった内容で、特に国の方からそれを持って何かペナルティとか、そういったものは示されていないところであります。

ただし、先程言いました都市公園そのものの設置の趣旨が、誰もが出入りできるオープンスペース、多目的に使えるような施設ということを目指しておりますので、運動施設を別箇に設けるとか、都市公園施設とは別に運動施設を、その専用の運動場を設けるとか、そういったところが全国的には多いところとなっております。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 少し文言の確認なんですけれども、加える部分で言いますと、第1条の6の2の方に、「100分の50とする。」という書き方でありますけれども、説明を受けるときには、50を上限にという説明をされていると思われまして。「その上限に」という文言をここに入れなくてもよいものなのかどうかということを確認お願いします。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 改正後の都市公園法施行令第8条で、今の部分で「地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならない」となっておりますので、今回の改正の規定については、その割合のみをお示しすれば、その条件を満たすものと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから、議第32号「三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第32号「三川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第20、議第33号「三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第33号「三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、道路法施行令により規定されております国の道路占用料が改正され

たことに伴い、本条例の一部を改正いたしたく、提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、国の規定に準じて、本町の道路占用料を改めるとともに、新たな占用物件の追加に伴う単価表区分の追加等も行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 新旧対照表を見る限りでは、概ね引き下げになっているというようなことのようです。説明にありました国の基準が改正されたということで、国の基準の、要するに、上限の設定が引き下げられたということによって、今までの金額ではそれを超えてしまうということだと思いますけれども、そういった解釈でいいのか、その確認。

それから、今回の改正によって、この道路占用料というものが、全体でどれぐらい引き上げになる見込みなのか。その点を伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 今回の改正によります単価表の適用につきましては、国の単価表。それから、県の方においてもやはり改正を予定されておりますけれども、それぞれ国の単価表に基づいて同額を計上しております。国の方については、一級地から五級地まで区分されておまして、本町の場合は、そのうちの四級地の区分を適用しております。また、県の方では、一級地から三級地までありまして、本町の場合は二級地の区分ということで、その国の四級地と県の二級地は同じ単価なわけでありまして、上限というよりも同じ単価表の価格を適用させることによりまして、国道を占用する事業者、あるいは県道を占用する事業者が、同じ単価でそういった申請が行われるということで、今回の改正につきましても、3年ごとに改正を行っておりますけれども、今回の改正につきましても同じ単価表をもって、改正を行うものであります。

それから、今回の改正に伴う減額見込みでありますけれども、これにつきましては、新旧対照表の中で、ほとんどの項目で引き下げがされておりますけれども、一部は同額で抑えられているところもございます。また、引き下げ幅もかなり小さいということで、本町で29年度の決算見込みをベースに影響額を試算したところ、約1万5,000円の減ということでありまして。

○議長（小林茂吉議員） 他にありますか。

4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 少し確認なんですけど、中身の方に「祭礼縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの」という項目が多岐にわたっております。こういったところの届出とか、そういうところのないところの場合、届出がない場合などの対応というのは、町の方では、こういった捉え方をしているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 届出がない場合については、こちらの方で把握できる限り、その占有者に対して、占用の申請を促すということになるかと思っております。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから、議第33号「三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第33号「三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第21、「三川町議会議員の派遣」の件を議題とします。
職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議 長（小林茂吉議員） 本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定に基づき、議員を調査及び研修等へ派遣するときは、あらかじめ議会の議決を得て行うこととなっております。したがって、別紙のとおり議員を派遣することについて、議決を求めるものであります。

お諮りします。本件は別紙のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成30年第2回三川町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 1時35分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

平成30年3月13日

三川町議会議長

三川町議会議員 5番

三川町議会議員 6番